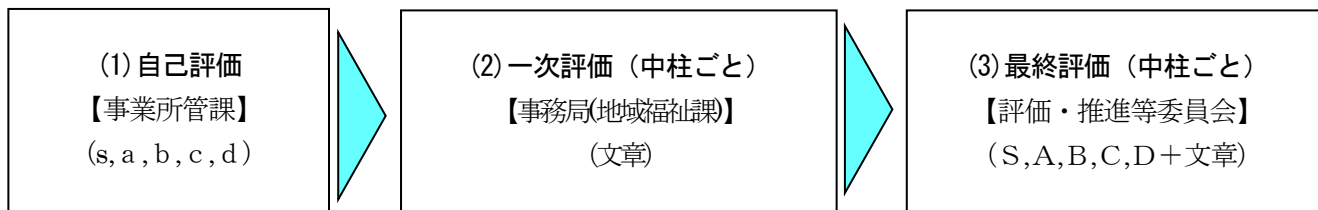


神奈川県地域福祉支援計画（令和５年度～令和８年度）の評価方法について

1 評価の流れ



(1) 事業所管課による自己評価

○自己評価は、「成果指標（アウトカム指標）」又は「活動指標（アウトプット指標）」による達成度に応じて s、a、b、c、d の5段階で評価する。

※原則として「成果指標」を設定

※成果指標を設定できない（設定することが適切でない）事業については、その理由と「活動指標」を設定

(2) 事務局（地域福祉課）による一次評価（中柱ごと）

○神奈川県地域福祉支援計画記載の「主な目標の達成状況」を記載。

○支援策ごとに、各事業を「成果（アウトカム）」と「取組み実績（アウトプット）」に分け、それぞれの自己評価の個数と、文章による主な成果と取組み実績を記載。

※アウトカム及びアウトプットで実績を測ることができない事業については、「その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）」として記載

○支援策ごとに、「主な評価の分析と今後の課題・対応」を記載（評価の分析とは、達成・未達成の要因、事業そのものの問題点等）。

(3) 評価・推進等委員会による最終評価（中柱ごと）

○成果指標（アウトカム指標）について、事務局（地域福祉課）により、一次評価における自己評価の個数から「最終評価の基準（目安）」に基づき、最終評価案として S、A、B、C、D を示すとともに、その評価の内容を記載し、「委員会による最終評価」（案）とする。

○評価・推進等委員会では、「委員会による最終評価」（案）について、一次評価の内容を踏まえたご意見をいただき、修正の上、「委員会による最終評価」とする。

2 評価の基準（自己評価及び最終評価）

区分	基準	実績(指標による達成度)等
s (S)	順調に <u>進捗</u> している	<u>100%</u> 以上 (100 点満点)
a (A)	概ね順調に <u>進捗</u> している	<u>100%</u> 未満 <u>75%</u> 以上 (100 点未満 75 点以上)
b (B)	<u>一定の進捗</u> が見られる	<u>75%</u> 未満 <u>50%</u> 以上 (75 点未満 50 点以上)
c (C)	<u>やや遅</u> れている	<u>50%</u> 未満 <u>25%</u> 以上 (50 点未満 25 点以上)
d (D)	<u>遅</u> れている	<u>25%</u> 未満 (25 点未満)

※ () 内は、最終評価の基準（目安）に関する事項

※ 最終評価の点数は、[自己評価 s:100 点、a:85 点、b:60 点、c:35 点、d:10 点] とし、合計点を事業数で割り計算

3 公表方法

県ホームページへの掲載により行う。

神奈川県地域福祉支援計画（令和５年度～令和８年度）
令和７年度自己評価及び最終評価（事務局案）

大柱	中柱	支援策 (小柱)	総事業数 7+イ+ウ+エ	令和7年度自己評価															
				成果評価							活動評価							その他 ウ	事業 終了 エ
				s	a	b	c	d	事業数 ア	s	a	b	c	d	事業数 イ				
1 ひとづくり	(1)「ともに生き、 支え合う社会」 の実現に向けた 意識の醸成	支援策 1	互いの違いを認め合い、ともに生 き、支え合う社会の実現に向け、 福祉の心を育みます。	15	5	4	3	0	0	12	0	0	0	0	0	0	1	2	
		支援策 2	互いの違いを認め合い、ともに生 き、支え合う社会の実現に向けた 教育を推進します。	4	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	3	0	0	
		中柱計		19	6	4	3	0	0	13	3	0	0	0	0	3	1	2	
		最終評価【事務局案】		86点⇒A															
	(2)高齢者、障がい 者や児童等の当 事者の目線に 立った地域福祉 の担い手の育成	支援策 3	地域住民による支え合いを促進す る人材を養成します。	8	2	2	0	0	0	4	1	1	0	0	0	2	1	1	
		支援策 4	包括的な支援体制の整備を推進す る人材を育成します。	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
		支援策 5	地域福祉の推進を担う福祉関係機 関等の職員のスキルアップを図り ます。	11	3	3	0	0	0	6	1	1	1	0	0	3	1	1	
		中柱計		21	6	6	0	0	0	12	2	2	1	0	0	5	2	2	
	最終評価【事務局案】		93点⇒A																
	(3)福祉介護人材の 確保・定着対策 の推進	支援策 6	福祉介護人材を確保します。	21	4	2	1	3	0	10	7	1	0	0	0	8	1	2	
支援策 7		福祉介護人材のスキルアップを図 ります。	14	4	4	3	0	0	11	2	0	0	0	0	2	0	1		
支援策 8		福祉介護人材の定着を促進しま す。	11	2	2	0	0	0	4	3	0	1	0	0	4	0	3		
中柱計		46	10	8	4	3	0	25	12	1	1	0	0	14	1	6			
最終評価【事務局案】		81点⇒A																	
2 地域（まち） づくり	(1)地域における支 え合いの推進	支援策 9	地域住民等による活動による支え合 いのまちづくりを推進します。	11	3	4	0	0	0	7	2	1	0	0	0	3	1	0	
		支援策 10	民間事業者やNPO等との協働・ 連携によるまちづくりを推進しま す。	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	
		支援策 11	外国籍県民等の暮らしやすさを支 援します。	6	1	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	4	1	0	
		中柱計		20	4	4	0	0	0	8	6	2	0	0	0	8	4	0	
	最終評価【事務局案】		93点⇒A																
	(2)当事者目線に 立ったその人ら しく暮らすこと ができる地域づ くり	支援策 12	当事者が主体となる活動や本人の意思を尊 重するための取組を推進し、誰もが自分ら しく暮らすことができる地域の実現を図り ます。	28	10	4	6	1	1	22	2	1	0	0	0	3	2	1	
		中柱計		28	10	4	6	1	1	22	2	1	0	0	0	3	2	1	
		最終評価【事務局案】		79点⇒A															
	(3)バリアフリーの 街づくりの推進	支援策 13	バリアフリーの街づくりを推進し ます。	9	2	0	2	0	0	4	4	0	0	0	0	4	1	0	
		支援策 14	情報アクセシビリティの向上を図 ります。	14	2	0	1	1	0	4	7	0	0	0	0	7	3	0	
中柱計		23	4	0	3	1	0	8	11	0	0	0	0	11	4	0			
最終評価【事務局案】		77点⇒A																	
(4)災害時における 福祉的支援の充 実	支援策 15	災害時における福祉的支援の充実 を図ります。	9	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4	0	3		
	中柱計		9	2	0	0	0	0	2	4	0	0	0	0	4	0	3		
	最終評価【事務局案】		100点⇒S																
3 しくみづくり	(1)一人ひとりの状 況に応じた適切 な支援	支援策 16	市町村等における相談・課題解決 体制のネットワークづくりや包括 的支援体制の整備に対して支援し ます。	7	1	2	1	0	0	4	2	0	0	0	0	2	1	0	
		支援策 17	制度の狭間にある課題への対応に 取り組みます	9	1	1	2	0	2	6	1	0	0	0	0	1	2	0	
		支援策 18	課題等を抱える当事者活動を支援 します。	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中柱計		18	4	3	3	0	2	12	3	0	0	0	0	3	3	0	
	最終評価【事務局案】		71点⇒B																
	(2)高齢者、障がい 者や児童等の当 事者の目線に 立つて、個人の 尊厳を尊重し、 地域でいきいき とした暮らしが できる取組の充 実	支援策 19	個人の尊厳を支え、守る取組を行 います。	20	1	9	2	0	0	12	2	2	0	0	0	4	2	2	
		支援策 20	未病改善の取組など、人生100歳 時代に誰もがいきいきと暮らすこ とができるよう支援します。	16	6	0	0	0	0	6	7	1	1	0	0	9	1	0	
		支援策 21	誰もが自分らしく地域で暮らすこ とができる場所の確保に取り組み ます。	8	2	0	1	0	1	4	2	0	0	0	0	2	1	1	
		中柱計		44	9	9	3	0	1	22	11	3	1	0	0	15	4	3	
	最終評価【事務局案】		84点⇒A																
	(3)生活困窮者等の 自立支援	支援策 22	生活困窮者等の自立を支援しま す。	11	4	1	1	0	0	6	1	0	0	0	0	1	1	3	
		支援策 23	子どもの貧困対策を推進します。	9	4	1	0	0	0	5	1	0	0	0	1	2	1	1	
		支援策 24	矯正施設退所予定者等の社会復帰 を支援します。	6	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	2	3	0	
		中柱計		26	8	3	1	0	0	12	3	0	1	0	1	5	5	4	
	最終評価【事務局案】		93点⇒A																
合計				254	63	41	23	5	4	136	57	9	4	0	1	71	26	21	

※総事業数の合計について、計画に記載されている事業数は225本であるが、異なる支援策で同一事業が再掲として位置づけられたものがあるため255本となるが、令和7年度実績集計中の支援策16の1事業を除いているため254事業となっている。

神奈川県地域福祉支援計画（令和5年度～令和8年度）
令和7年度評価まとめ

大柱	1	ひとつづくり
中柱	(1)	「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

評価・推進等委員会による最終評価(案)

A 概ね順調に進捗している

各種イベントの開催や「いのちの授業」の推進により、共生社会の理念や手話、人権への理解が多世代で着実に深まっている点は高く評価でき、全体の進捗は概ね順調である。インクルーシブ教育の環境整備等も着実に成果を上げている。

一方、心のバリアフリー推進員研修の修了者数については、企業等への周知や安定的な人材養成に向けて工夫が求められる。

今後は、大学等との包括連携による若者のアイデアやSNSを活用した広報を展開することでさらなる認知度向上を図り、成果を広げていくことが期待される。また、研修修了者への実効性のある活動支援や事例共有を通じ、家庭や地域、企業内で「ともに生き、支え合う社会」の醸成と定着が一体的に進んでいくことを期待する。

事務局による一次評価

各種イベントの開催や「いのちの授業」の推進により、共生社会の理念や手話、人権への理解が多世代で着実に深まっており、全体の進捗は概ね順調と評価できる。インクルーシブ教育の環境整備やフォーラムの継続的な取組も着実に成果を上げている。

一方で、心のバリアフリー推進員研修の修了者数など、企業等へのさらなる普及啓発に向けたアプローチが期待される。

今後は、大学等との連携強化やSNSによる発信、他分野との連携等により認知度向上を図るとともに、研修修了者への実効性のある活動支援や「いのちの授業」の事例共有を広く進めることで、家庭や地域、企業内への意識の醸成と定着を一段と進めていく。

主な目標：「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成

「介護フェアinかながわ」、「かながわパラスポーツフェスタ」、「バリアフリーフェスタかながわ」、「人権メッセージ展」などを開催し、高齢者、障がい者、子ども、外国人県民などの県民が直接参加する機会を通して、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた県民の意識の醸成を図ります。

《 目標の達成状況 》

「介護フェアinかながわ」、「バリアフリーフェスタかながわ」、「かながわパラスポーツ」、「かながわハートフルフェスタ」、「人権メッセージ展」、手話普及推進イベントなど、高齢者や障がい者などをはじめとした県民が参加できる各種イベントが開催され、来場者へのアンケートでも、イベントのテーマへの理解・関心が高まっていることから、「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成につながった。

大柱	1	ひとつづくり				
中柱	(1)	「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成				
支援策 1	互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。					
成果（アウトカム）						
事業数	12					
自己評価	s: 5	a: 4	b: 3	c: 0	d: 0	
【主な成果】						
3	障害者理解促進研修コーディネート事業では、心のバリアフリー推進員研修を4回開催した。県雇用労政課のLINE公式アカウント「かながわ障がい者就労サポート」等を活用し周知したものの、修了者は31人とほぼ横ばいとなり、目標の60人にも届かなかった。					
8	手話普及推進イベントでは、神奈川県手話言語条例施行10周年記念式典や手話体験等を行い、多世代へ手話の重要性や魅力を発信。手話推進施策と連動しながら、多くの来場者に共生社会の理念や聴覚障害への理解を深める成果を得た。					
9	年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しむことを目的として事業を実施。障がい者と健常者が共に創り楽しむイベント等を開催した。参加者、観覧者等の満足度アンケートでは、745名中691名が大変良かった、良かったと回答した。					
14	人権尊重の理念の普及高揚と正しい理解を深めるため、地域密着型の人権啓発イベントを開催した。イベントで実施したアンケートでは、回答者の60%が、人権問題についての関心や理解が「非常に深まった」と回答した。					
取組実績（アウトプット）						
事業数	0					
自己評価	s: 0	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0	
【主な取組実績】						
その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）				事業数	2	
主な評価の分析と今後の課題・対応						
3	○心のバリアフリー推進員の安定的養成に向け、協議会や公式LINE、県SNS等の活用により企業への周知を工夫する。さらに、研修修了者が各企業内で障がい理解等の社員研修を実施できるよう、実効性のある活動支援を続けていく。					
8	○手話言語条例施行10周年記念式典と手話普及イベントを併せ開催し延べ2千名が参加した。初の取組として包括連携協定を締結している大学の学生が実行委員としてへ参画し、SNS広報や若者向けコーナー等のアイデアを得るなど、新たな視点の獲得に繋がった。					
9	○年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が文化芸術に親しめるよう、他分野と連携し創作活動支援やアウトリーチ等の機会を提供するとともに、共生社会実現や未病改善に向けた取組の充実が必要である。					

大柱	1	ひとつづくり				
中柱	(1)	「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成				
支援策 2		互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。				
成果（アウトカム）						
事業数	1					
自己評価	s: 1	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0	
【主な成果】						
16	○ いのちの授業では、学校での実践、家庭・地域での更なる取組の普及・推進の一つの指標として、前年度を上回る作品応募数（13,376件）を得ることができた。					
取組実績（アウトプット）						
事業数	3					
自己評価	s: 3	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0	
【主な取組実績】						
17	○ インクルーシブ教育実践推進校の環境整備では、県立高校改革Ⅲ期計画において新たに指定した4校で、知的障がいのある生徒を受け入れるため、3年生分の基礎的な環境整備を完了した。					
18	○ インクルーシブ教育実践推進校の教材開発等では、インクルーシブ教育実践推進校に指定されている18校で環境整備及び研究を行った。					
19	○ インクルーシブ教育推進フォーラムの開催では、県民への理解啓発のため、インクルーシブ教育推進フォーラムを2回開催した。					
その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）				事業数	0	
主な評価の分析と今後の課題・対応						
16	○ いのちの授業の成果指標である作文の応募数のみにとらわれず、「いのちの授業」に関する事例収集をし、広く共有、周知することにより、家庭や地域における「いのちの授業」の取組に結び付けていくことが必要である。					
19	○ インクルーシブ教育推進フォーラムの開催については、引き続き、市町村教育委員会とも連携し、実践報告なども含め、インクルーシブ教育推進フォーラムを継続して実施していく。					

**神奈川県地域福祉支援計画（令和５年度～令和８年度）
令和７年度評価まとめ**

大柱	1	ひとづくり
中柱	(2)	高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成

評価・推進等委員会による最終評価(案)

A 概ね順調に進捗している

地域福祉の担い手の確保、育成が喫緊の課題となっている中、県が実施している民生委員・児童委員や福祉関係職員等を対象とした研修では、高い満足度を得るなど確実な成果を上げている。更なる人材確保に向けて、こうした質の高い研修を継続してもらいたい。

また、高齢者、障がい者、児童等の当事者の目線に立ち、地域住民から専門職まで幅広い層が相互に連携できるよう、研修内容の充実や、当事者の研修への参画機会の確保を進めていくことが望ましい。

圏域別地域福祉担当者連絡会のように各地域の福祉の現状を共有する取組は、市町村等の職員にとって研修や情報交換の場にもなりうるものであり、引き続き実施されたい。

包括的支援体制の整備については、市町村地域福祉計画に位置付けた市町村が28市町となったが、どの地域においても、誰一人取り残すことなく必要な支援が受けられるよう、県の継続的な支援を期待する。

事務局による一次評価

民生委員・児童委員やボランティアコーディネーターなど、地域の福祉の担い手に対する研修は、それぞれ内容の充実が図られ、受講者の満足度や理解度も高いものとなっている。今後も必要な見直しを行いながら、実施を継続していくことが求められる。

圏域別地域福祉担当者連絡会は、県と市町村、社協が地域の課題を共有し、情報交換を行う場となっており、今後も定期的に実施していく必要がある。

市町村における包括的な支援体制の整備に向けた支援については、各市町村の体制整備の進捗状況や課題を把握し、実情に応じた支援を充実させていく。

福祉関係機関等の職員向け研修については、受講者や修了者の人数が目標に届いていないものもあり、受講者数の増加に向けて研修内容や実施方法の改善の取組が求められる。

主な目標：包括的な支援体制を推進する人材の育成

市町村が整備する包括的支援体制の取組状況や課題等を把握し、情報の共有を図るとともに、市町村の実情に合わせた個別の支援を行うことなどにより、包括的な支援体制を推進する人材を育成していきます。

《 目標の達成状況 》

市町村における包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて、市町村及び市町村社協職員向けの研修を実施するとともに、個別の課題を共有し、地域の実情に応じた支援を行った。

市町村地域福祉計画に包括的支援体制の整備を位置付けた市町村は前年度と同数の28市町となっており、今後、更なる拡充に向け、人材育成を支援していく。

大柱	1	ひとづくり
中柱	(2)	高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成

支援策3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。

成果（アウトカム）					
事業数	4				
自己評価	s: 2	a: 2	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
20	○ かながわコミュニティカレッジでは、主催講座26講座の満足度が平均で80.28点と前年度の評価を上回る結果となり、目標を達成した。				
23	○ 民生委員・児童委員研修においては、集合形式で研修を実施し、受講者の理解度が目標値の90%を超え、96.2%と高い水準となった。				
26	○ かながわボランティアセンターでのボランティアコーディネーター向け研修では、42人（基本コース31人、スキルアップコース11人）が受講した。昨年度より受講者は2人少なく、目標の50人は達成できなかった。				
27	○ 生活支援コーディネーター研修では、目標値の455人には届かなかったものの、合計442人の受講者が研修（基本研修2回、応用研修3回、実践研究研修2回、情報交換会2回）を受講し、前年度よりも174人の大幅増加となった。				

取組実績（アウトプット）					
事業数	2				
自己評価	s: 1	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組実績】					
21	○ 県民生委員児童委員協議会において、主催研修を7回実施、広報誌を4回発行した。これらを通じて、民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図ることができた。				
25	○ 圏域別地域福祉担当者連絡会は、前年度同様に政令市を除く全4圏域で対面形式で会議を開催した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）

事業数 1

主な評価の分析と今後の課題・対応	
20	○ かながわコミュニティカレッジにおいては、アンケートの満足度は前年超えとなり高い満足度を維持している。今後は防災・減災、高い専門性が求められる支援の人材育成、団体の運営能力向上に寄与する講座をバランスよく展開する必要がある。
23	○ 民生委員・児童委員に対する研修は、受講者の理解度も目標値を超え高い水準となった。今後も研修内容の充実とわかりやすさを重視した研修を実施し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を習得できるよう支援する。
25	○ 圏域別地域福祉担当者連絡会については、市町村・市町村社会福祉協議会職員にとって地域福祉について学び、情報交換ができる有意義な場となるよう、今後も実施していく必要がある。
27	○ 高齢化等で地域活動の担い手が減少する中、企業等の多様な主体と連携し地域活動を創出する生活支援コーディネーターに対し、研修や情報交換会を通じた継続的な支援を行う必要がある。

大柱	1	ひとづくり
中柱	(2)	高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成

支援策 4 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。

成果（アウトカム）					
事業数	2				
自己評価	s: 1	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
28 ○ 重層的支援体制構築支援事業では、包括的支援体制を計画に位置つけた市町村数は前年同数だったが、各市町村や社協職員の包括的支援体制の必要性に対する理解を深めた。					
29 ○ 地域包括支援センター職員養成研修（現任者研修）は、初任者や現任者、管理者向けの各種研修をオンラインで実施し、269人が修了したが、修了者数は昨年度を下回った。委託先と連携しながら都度内容を検討し、より現場に必要な内容への充実を図った。					

取組実績（アウトプット）					
事業数	0				
自己評価	s: 0	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組実績】					

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	0
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
28	○ 各市町村における包括的な支援体制を整備するため、連絡会や研修により体制整備を支援した。アドバイザー派遣では、個別課題にも対応した。今後も各市町村の進捗を把握し、連絡会やアドバイザー派遣を充実させる必要がある。
29	○ 地域包括支援センター職員等養成研修事業では、国が示す地域包括支援センターに求められていること等の方向性も踏まえた研修を実施していく必要がある。

大柱	1	ひとつづくり
中柱	(2)	高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成

支援策5 地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。

成果（アウトカム）					
事業数	6				
自己評価	s: 3	a: 3	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
31	○ 介護支援専門員多職種連携研修事業において、研修を6回行い、555人が受講した。アンケートでは「専門性をもって実施し、指導できている」、「専門性をもって実施できている」と回答した割合が医療連携分野で55.5%、社会資源分野で50.0%となり、それぞれ目標を達成した。				
32	○ 認知症サポート医養成研修では、今年度は目標値を超える61人を新たに養成することができた。				
34	○ 相談支援従事者等養成研修では、初任者研修、現任研修、主任研修の修了者が計769人となり、昨年度より65人減少する結果となった。				
36	○ サービス管理責任者の基礎研修を令和7年度は41回実施して、計1,521名が研修を修了し、概ね目標を達成した。				

取組実績（アウトプット）					
事業数	3				
自己評価	s: 1	a: 1	b: 1	c: 0	d: 0
【主な取組実績】					
30	○ 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修では、オンラインでの研修環境を整備し、主任研修を1回、更新研修を2回実施した。中核を担う主任介護支援専門員を養成するとともに、さらなる資質向上を図ることができた。				
35	○ 障害者歯科診療体制推進事業では、一次医療担当者の育成事業48名、一次・二次医療担当者現任研修事業143名の計191名の受講実績があったが、目標には達しなかった。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
30	○ 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修については、研修内容や受講環境の向上を図るため、今後も研修を体系的に実施し、オンライン環境を活かした効率的な実施方法の導入など、研修内容や運営体制における継続的な改善に取り組んでいく必要がある。
34	○ 相談支援従事者等研修については、県内のセルフプラン率は高い水準が続いており、引き続き相談支援専門員の養成と相談支援体制の整備を行っていく必要がある。現任研修の受講について、第三者による証明書提出の義務化制度を導入するため、令和8年度に周知を行う必要がある。
35	○ 障害者歯科診療体制推進事業では、集合研修の再開で受講者は前年比微増と一定の進捗がみられる。障害者歯科診療への高いニーズが続く中、体制構築を担う人材養成に向けて、今後も継続的な研修実施による支援が必要である。

神奈川県地域福祉支援計画（令和５年度～令和８年度）
令和７年度評価まとめ

大柱 1 ひとつづくり

中柱 (3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進

評価・推進等委員会による最終評価(案)

A 概ね順調に進捗している

福祉介護人材の確保については、「かながわ福祉人材センター」での就労相談や福祉介護分野の普及啓発などの取組により、一定の成果を上げている。今後も、関係機関と連携し、人材確保の取組を進めていくことを期待する。

福祉介護人材の定着促進については、各種表彰・認証制度の活用や「かながわ感動介護大賞」動画の目標超えの再生数達成などイメージアップで成果を上げている。今後は、SNSによる発信を強化するとともに、介護ロボットの導入支援などICT活用による労働環境改善を進め、実効性の高い定着支援につなげることが期待される。

福祉介護人材向けの研修では、効果的な周知を行うことで、介護人材の資質向上と定着の促進を目指していくことが求められる。

事務局による一次評価

福祉介護分野への就労支援関係の事業では、インターンシップ事業や「介護フェアinかながわ」の開催、認証制度の普及等により、福祉介護分野のイメージアップや認知度向上において成果を上げている。特に「優良介護サービス事業所かながわ認証」では目標を上回る51事業者を新規認証するなどの実績を得ることができた。

福祉介護人材の確保・定着対策の促進では、各種の表彰制度を通じ、福祉介護人材の意欲、やりがい、資質の向上や定着促進を図ることはできている。引き続き介護ロボットの活用など労働環境の改善を推進し、人材の確保と定着を推進していく。

福祉介護人材向けの各研修については、eラーニングなど実施方法の工夫により受講者が増加したものもあり、引き続き周知方法や参加しやすい実施方法の検討を進め、受講者の確保に努める。

主な目標： かながわ福祉人材センターによる福祉介護分野への就職支援

本県では、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年に向けて国や市町村、介護関係団体と連携・協力しながら介護職員数を確保していく。かながわ福祉人材センターにおいては、福祉介護分野の仕事に関する無料職業紹介・あつ旋事業、就職相談会等に取り組んでいく。

《 目標の達成状況 》

「かながわ福祉人材センター」は福祉・介護分野の就労相談やあつせんを通じて実績を積み、イベントを実施するなど普及啓発や魅力発信に取り組んでいる。令和4年度からは認知度向上事業を進め、センターの周知を強化。キャリア支援専門員配置事業では、相談窓口やハローワークでの出張相談、就職相談会を通じて求人・求職者に応じた個別マッチングを展開。また、「福祉・介護の仕事を知る体験事業」として施設見学会15回、体験会1回を実施し、計30名が参加するなど、福祉の仕事への理解促進を図っている。

大柱	1	ひとづくり
中柱	(3)	福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策 6 福祉介護人材を確保します。

成果（アウトカム）					
事業数	10				
自己評価	s: 4	a: 1	b: 2	c: 3	d: 0
【主な成果】					
38	○ 「介護フェアinかながわ」は、参加企業、団体数26団体、参加者数約1,100人となり、来場者アンケートで「イメージアップにつながった」と回答した割合が95.5%で、目標を上回った。				
46	○ 外国籍県民参入促進事業では、外国籍県民対象の介護職員初任者研修で、受講者数60人、研修修了者50人のうち就職者数が26人となり、目標を下回る結果となった。				
51	○ 介護未経験者参入促進事業では、介護分野は未経験だが就労意欲のある中高年齢者を対象とした初任者研修の修了者のうち219人が就労したが、目標に届かなかった。				
55	○ 障害福祉分野マッチング支援事業では、就労支援による就労者数（マッチング数）が46名となり、前年度を上回り、目標を達成した。				
57	○ 大学生等向けインターンシップ事業において、アンケートの結果「（進路選択の）参考になった」と回答した割合が100.0%となり、目標を大きく上回った。				

取組実績（アウトプット）					
事業数	8				
自己評価	s: 7	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組実績】					
39	○ 高校生向けの啓発資料として「いろんな「職種」で、人を支える、福祉のしごと」を作成し、全県立高校・中等教育学校に配布した（136校、42,543部）。				
44	○ 福祉介護の職場体験事業では、施設見学会を15回、体験会を1回実施し、計30人の参加者があり、福祉の仕事について理解を深めることができた。				
48	○ E P A外国人介護福祉士候補者支援事業では、経済連携協定（E P A）に基づき来日した介護福祉士候補者に対し、入国時期に応じた国家試験対策講座を計12コース実施した。				
54	○ 介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が必要な知識及び技能を再修得することを目的とする研修を、計画を上回る5回実施した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
39	○ 福祉介護分野の仕事に対する理解を深めてもらうため、引き続き、県内の高校に教材を活用した授業の啓発とともに出張介護授業を行い、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝えていく。
45	○ 外国籍県民への就労支援では、令和4年度までは各地域にて就職相談会を実施していたが、就職者数の実績値が芳しくないため、電話や来所による就職相談は個別に実施している。今後も参加者（あっせん登録者数）を増やすことで、就職者数を増やしていく。
55	○ 障害福祉分野マッチング支援事業では、既受講者や既就業者のインタビューをSNSで発信するなどして周知、障害福祉分野の受講参加への一定のハードルを下げた。今後は、先のインタビューをショート動画にしてSNSで発信し受講者を増やし就労につなげる。
57	○ 大学生等向けインターンシップ事業では、学生への周知を早い段階で実施した。また、夏休みだけでなく、春休みにも事業を実施することで、学生の参加しやすさをカバーすることができた。

大柱	1	ひとづくり
中柱	(3)	福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策 7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。

成果（アウトカム）					
事業数	11				
自己評価	s: 4	a: 4	b: 3	c: 0	d: 0
【主な成果】					
59	○ 介護職員研修受講促進支援事業を活用し、研修を修了した人数は、介護職員初任者研修56人、実務者研修301人、ファーストステップ研修5人の計362人となり、前年度より増加したが、目標は達成できなかった。				
61	○ 認知症介護研修事業においては、eラーニングの利便性や、新たに無料で受講できる研修を受講できる団体を指定したことから、認知症介護基礎研修の修了者が目標を大きく上回る1,586名となった。				
68	○ 看護師管理能力養成研修では、定員50人に対して46人の応募があり、最終的に43人が修了した。現場職員の看護技術の向上にもつながっている。				
69	○ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修では、令和7年度は11人が研修を修了し、修了者数が計95人となった。				

取組実績（アウトプット）					
事業数	2				
自己評価	s: 1	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組実績】					
30	○ 主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修では、オンラインでの研修環境を整備して計2回実施し、地域包括ケアシステムの中核としての役割を担う主任介護支援専門員を養成するとともに、さらなる資質向上を図ることができた。				
65	○ 強度行動障害支援者養成研修事業では、県内の障害児入所施設、通所支援事業所、特別支援学校等の教職員を対象として県独自の研修を3回を実施し、153人が受講した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	0
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
59	○ 介護職員研修受講促進支援事業を活用した研修修了者数は増加しており、事業者への周知は進んでいると考えられる。引き続き周知を行い、キャリアアップ支援を積極的に行う事業者の支援に取り組む。
62	○ 喀痰吸引等研修支援事業は、事業所の人員に余裕がないため、介護職員に1号、2号研修を受講させることが難しいが、引き続き、実地研修を受け入れた病院・施設等に対し、受入研修種別に応じて協力金を支給する制度等の周知を引き続き行う。
66	○ 介護現場のチームリーダーを養成する神奈川県版ファーストステップ研修は、修了者数に一定の改善が見られたものの、依然として実績は低い傾向にある。引き続き、代替職員の補助を含め広く周知を進めていき、介護人材の資質の向上と定着の促進を図る。

大柱	1	ひとつくり
中柱	(3)	福祉介護人材の確保・定着対策の推進

支援策 8 福祉介護人材の定着を促進します

成果（アウトカム）					
事業数	4				
自己評価	s: 2	a: 2	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
71 ○ 「優良介護サービス事業所かながわ認証」では、目標を上回る51事業者の新規認証を行った。					
73 ○ かながわ感動介護大賞では、県公式ホームページに掲載しているドキュメンタリー番組第1回～第13回の累計再生数が、目標を上回る20,161回となった。					
77 ○ 介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする介護ロボット導入支援事業では、目標は下回ったものの、前年を大きく上回る96事業所が導入した。					

取組み実績（アウトプット）					
事業数	4				
自己評価	s: 3	a: 0	b: 1	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
72 ○ 「かながわベスト介護セレクト20」では、応募のあった121事業者の中から20事業者に対し、表彰及び奨励金の交付を行った。					
75 ○ 福祉施設経営指導事業において、社会福祉事業経営者に対するセミナーを4回実施した。					
76 ○ 介護職員子育て支援代替職員配置事業では、育児のための短時間勤務制度を利用する19名に対し補助を行ったが、目標の補助対象人数には届かなかった。					

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外） 事業数 0

主な評価の分析と今後の課題・対応	
73	○ 「かながわ感動介護大賞」では、最優秀作品を漫画化し、優秀賞エピソード作品紹介とともにInstagramも活用した作品紹介を行った。作品集には令和6年度の最優秀賞作品(漫画)を付録として掲載し、より親しみやすく興味を持たれる内容とした。
74	○ 介護事業経営マネジメント支援事業では、セミナーを忙しい経営者でも参加しやすくするためオンラインで実施した。セミナーで取り上げるテーマによって参加者数が変わるため、アンケート等により事業者のニーズの多いテーマのセミナーを開催する。
76	○ 介護職員子育て支援代替職員配置事業では、補助の活用により働きやすい環境整備につながっているが、事業を利用する法人が固定化しつつあるため、事業周知の方法を検討する必要がある。

神奈川県地域福祉支援計画（令和５年度～令和８年度）
令和７年度評価まとめ

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(1)	地域における支え合いの推進

評価・推進等委員会による最終評価(案)

A 概ね順調に進捗している

社会的孤立や孤独問題への対応が深刻な課題となる中、ボランティアや民生委員・児童委員、民間企業など地域住民等による支え合いの活動の重要性が増している。

県では、ボランティアやセルフヘルプ活動の支援、県営団地の再生整備、多世代居住のまちづくり、地域見守り活動の協定事業者の拡大など、着実に成果が見られる。今後も、多様な担い手の確保に取り組んでもらいたい。

また、外国籍県民の暮らしやすさへの支援については、多言語支援センター等における多言語での情報提供や相談対応など外国籍県民の多様なニーズを把握しながら進めていくことが期待される。

事務局による一次評価

ボランティア活動の支援や民生委員児童委員等に対する研修など、住民活動に支えられた地域福祉の取組は順調に進展している。少子高齢化等により老人クラブの減少やまちづくりの担い手確保など個別支援策の掘り起こしを行う。

地域見守り活動では、協定事業者の拡大に伴い、早期の異常発見による人命救助に繋がる通報など成果を上げている。

外国籍県民等への支援では、多言語による生活情報提供や通訳派遣、各種労働相談に加え、日本語を母語としない生徒への学習支援等により安全・安心な環境整備を推進している。今後は、多言語生活情報紙の事業廃止に伴いホームページ等によるデジタル発信を強化し、事業の持続可能性と周知の徹底に努める。

主な目標：地域見守り活動の推進

県では、孤立死のおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげるため、2012（平成24）年から個人宅を訪問する機会のある事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結しています。2023（令和5）年3月現在、協定締結事業者が64事業者となり、これまでに約1,650件の通報の報告があり、うち約140件が人命救助につながっています。

今後も事業者等との協定締結を進め、地域見守り活動の輪を着実に広げることにより、孤立死・孤独死の防止につなげられるよう取り組んでいきます。

《 目標の達成状況 》

県が、個人宅を訪問する機会のある事業者との協定により実施している地域見守り活動では、新たに1者と協定を締結し、令和7年度末時点で協定締結事業者は67者となった。また、事業開始からの累計通報件数は2,358件となり、うち204件が人命救助につながった。

孤立・孤独対策が大きな課題となっている中、一人暮らしの高齢者等を地域で支えるため、引き続き、新たな事業者との協定締結や県民への周知等を行い、地域見守り活動を推進していく必要がある。

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(1)	地域における支え合いの推進

支援策 9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

成果（アウトカム）					
事業数	7				
自己評価	s: 3	a: 4	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
80	○ かながわボランティアセンターのボランティアコーナーの利用者数は、前年度を下回る1,399人となった。				
81	○ かながわボランティアセンターによるセルフヘルプ活動への支援では、セルフヘルプ相談室の利用者数が前年度を上回る7,883人となった。				
82	○ 多世代居住のまちづくりに向け、担い手養成講座4回、コーディネーター派遣6回を実施した。養成講座の参加者数は目標を下回ったが、コーディネーター派遣は目標を超え好評を得た。				
83	○ 県営住宅にコミュニティ活動拠点等を整備する「健康団地」の取組を31の団地で展開した。				

活動（アウトプット）					
事業数	3				
自己評価	s: 2	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
86	○ 民生委員・児童委員の活動環境向上を目的に、市町村担当者との意見交換会を実施した。庁舎公開日のPR動画配信や県職員退職者等への案内チラシの配布を通じて普及啓発活動を行った。				
88	○ かながわこども・子育て支援大賞等表彰では、リーフレット配布の他、応募者新規開拓のため、複数課の関連団体へ幅広くメルマガ配信を依頼したことで、目標値を上回る41件の応募があった。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
82	○ 多世代居住のまちづくり推進のための担い手養成講座は、参加のし易さに配慮し、オンラインと対面の併用形式で実施し、昨年を上回る参加者数となった。コーディネーター派遣は計画を上回る6回の派遣となった。引き続き参加者確保に努めていく。
83	○ 団地再生整備事業では、健康団地の取組みを拡充するため、コミュニティ活動拠点の整備、健康づくり等の講習会の開催を継続していく。
86	○ 民生委員・児童委員への活動支援では、市町村担当者との意見交換を通じて課題の掘り起こしや好事例の共有を行い、普及啓発活動で県民の理解促進を図った。引き続き活動しやすい環境整備を推進する。

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(1)	地域における支え合いの推進

支援策 10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。

成果（アウトカム）					
事業数	0				
自己評価	s: 0	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					

活動（アウトプット）					
事業数	1				
自己評価	s: 1	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
89 ○ 地域見守り活動において、人命救助につながった活動を行った10事業者と継続的な活動を行う4事業者へに感謝状を贈呈した。市町村担当者及び協定締結事業者を対象とした合同連絡会をオンライン開催し、活動事例や活動にあたっての課題及び工夫している点などを共有した。また、新たに1事業者と協定を締結し、計67事業者と締結済となった。					

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	2
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
89	○ 地域見守り活動については、感謝状の贈呈、連絡会、新たな協定締結を通して、活動の更なる推進ができています。地域見守り活動に対する県民の理解が広がるよう、引き続き県のたよりや県ホームページなどを通じて広く周知を行う必要がある。

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(1)	地域における支え合いの推進

支援策 1 1 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。

成果（アウトカム）					
事業数	1				
自己評価	s: 1	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
93	○ 多言語支援センターかながわ運営事業で雇用・育成しているベトナム語、タガログ語のスタッフを、医療通訳や一般通訳へ派遣した結果、依頼に対する派遣の割合を90%以上にすることができ、通訳者の不足により派遣ができない案件を減少させることができた。				

取組み実績（アウトプット）					
事業数	4				
自己評価	s: 3	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
92	○ 多言語生活情報紙は、「こんにちは神奈川」は令和6年度をもって事業廃止となる。ホームページ等を活用することにより外国籍県民への情報提供の強化を図ることができる。				
94	○ 地球市民かながわプラザにおいて、外国籍県民相談を実施したほか、相談員研修会を5回実施し、外国籍県民相談員等の相談技術や知識向上を図った。				
96	○ 日本語を母語としない生徒支援者派遣事業では、在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く在籍する定時制高等学校28校に外国籍生徒支援担当者を置き、個別学習指導、進学就職指導、生活面の相談、面談を通じた学校職員との情報共有等を行った。				
97	○ 外国籍県民施策推進事業では、外国籍県民かながわ会議第13期会議を7回実施した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
93	○ 多言語支援センターかながわ運営事業では、ベトナム語やタガログ語のニーズが追いついていない現状があるため、ベトナム語、タガログ語のスタッフを多言語支援センターで雇用・育成し、医療通訳や一般通訳への派遣につなげていく。
94	○ 外国籍県民相談では、外国籍県民のニーズにあった窓口運営をするために、各地域の各言語のニーズを捉え、適切に開設言語を設定する必要がある。
96	○ 日本語を母語としない生徒支援者派遣事業では、生徒個々の課題を把握し、学習指導や生活相談を必要とする生徒増加を見据え、学校の実情に応じたきめ細かな支援を継続する。

神奈川県地域福祉支援計画（令和5年度～令和8年度）
令和7年度評価まとめ

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(2)	当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり

評価・推進等委員会による最終評価(案)

A 概ね順調に進捗している

県による地域生活移行・地域定着支援の取組では、目標を上回るピアサポーターを養成し、病院訪問活動により当事者の目線から退院意欲の喚起を図った点や、民間提案事業により前年を大幅に上回る44人の移行を実現するなど成果が見られる。

県民ニーズ調査における「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」は目標に届いていないものの、前年比で改善が見られる。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、地域住民の理解が欠かせないことから、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念が一般の県民に根付くよう、引き続きより一層の普及に努めていくことが期待される。

事務局による一次評価

県民ニーズ調査で障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合が前年比で上昇している。目標を達成するためには引き続き「ともに生きる社会かながわ」の理念の普及啓発活動を継続していく。

「地域生活移行推進民間提案事業」の活用や、精神障害者支援でのピアサポーター80名養成、発達障害者支援での巡回362回と機関コンサル235回実施など、地域での専門的相談・支援体制は拡充している。

一方で、意思決定支援普及・事業受講者は445人に留まるなど目標を達成できなかったものもあり、より一層の周知や受講の働きかけを行っていく。

主な目標： 障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合

誰もが住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らすことができるいのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けた取組の達成度を象徴的に表す指標として、県は、2027（令和9）年度までに県民ニーズ調査の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」を95%とすることを目指します。

また、障がい当事者の目線に立った新たな指標について、神奈川県障害者施策審議会障害当事者部会等で出された案をもとに議論を進めており、今後速やかに設定を検討します。

《 目標の達成状況 》

令和7年度県民ニーズ調査の「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合」は90.1%であり、令和6年度の87.1%から上昇した。

「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」の新たな指標を「障害のある人が日ごろの生活のなかで不自由を感じている割合」として、令和9年度の計画の中間見直しから使用することになった。

大柱	2	地域（まち）づくり				
中柱	(2)	当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり				
支援策 1 2		当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組を推進し、誰もが自分らしく暮らすことができる地域の実現を図ります。				
成果（アウトカム）						
事業数	22					
自己評価	s: 10	a: 4	b: 6	c: 1	d: 1	
【主な成果】						
58	○ かながわ地域生活移行推進人材養成事業では、かながわ地域生活移行スペシャリスト及びエキスパートの配置により地域生活移行を実現した人数は9人となり、前年度より増加したものの、目標には届かなかった。					
100	○ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業では、県域内6事業所で、目標を上回るピアサポーター80名を養成した。各圏域内の病院訪問活動など実施し、入院患者等の退院意欲喚起を展開した。					
102	○ 意思決定支援普及・定着事業では、意思決定支援ガイドライン研修の受講者が445人となり、目標には届かなかったが、職種別に研修を実施することができた。					
105	○ 地域生活移行推進民間提案事業では、これまでの活動の効果が表れ、前年度より大幅増加となる44人が移行する結果となった。					
113	○ 発達障害者支援体制整備事業では、地域支援機関等の巡回を362回、発達障害支援センターかながわA（エース）及び発達障害者地域支援マネージャーによる関係機関への助言（機関コンサルテーション）を235回実施し、身近な地域で発達障害に関する支援が受けられる体制づくりを行った。					
117	○ 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業において、重症心身障害者施設等の看護師に対する専門的研修等を実施し、県内の医療型短期入所利用者数が目標値を上回る1,019人となった。					
活動（アウトプット）						
事業数	3					
自己評価	s: 2	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0	
【主な取組み実績】						
65	○ 強度行動障害支援者養成研修事業では、県内の障害児入所施設、通所支援事業所、特別支援学校等の教職員を対象として県独自の研修を3回を実施し、前年度を上回る153人が受講した。					
108	○ 精神障害者ホームヘルパー研修事業では、養成研修を年4回、現任者研修を年4回実施した。					
その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）		事業数 2				
主な評価の分析と今後の課題・対応						
100	○ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業では、ピアサポーターの増員及び病院訪問先や会議への参加など、活躍できる場の拡大を図る。					
105	○ 地域生活移行推進民間提案事業では、各施設において利用者本人やご家族と連携し、GHへの体験やアセスメントを行っており、引き続き取り組みを進めていく。					
113	○ 発達障害者支援体制整備事業では、県西部に地域支援マネージャーを配置できておらず、対応に限界がある。令和8年度から県西部へ配置できるよう準備を進めた。					

神奈川県地域福祉支援計画（令和5年度～令和8年度）
令和7年度評価まとめ

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(3)	バリアフリーの街づくりの推進

評価・推進等委員会による最終評価(案)	
A	概ね順調に進捗している
バリアフリーの街づくりの推進については、高齢化が進む県営住宅のバリアフリー化改修が計画的に進められている点や、障害者ITサポートセンターの設置によるデジタル利活用の相談体制維持など、ハード・ソフトの両面における環境整備は一定の成果が見られる。 情報アクセシビリティの分野では、手話通訳者指導者養成研修の修了者が目標を上回るなど、人材養成に繋がった点も評価できる。 「遠隔手話通訳サービス」の利用件数や事業者向け講習会については、さらなる周知や活用の広がりが求められる。今後は、整備した優れた制度やツールがより一層活用されるよう、周知徹底と利用促進、事業内容の充実に努めていくことが望まれる。	

事務局による一次評価	
バリアフリーの街づくりの推進については、普及啓発事業として「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し周知・啓発に高い効果を発揮している。また、県営住宅や鉄道駅のハード改修によるバリアフリー化は、計画通り進んでおり、引き続き、各取組を継続していく。 情報アクセシビリティの向上では、手話通訳者指導者研修や障害者ITサポートシステム運営を通じた相談対応など、必要な体制の確保を図っている。 一方で、遠隔手話通訳サービス等のより積極的な利用に向けて、丁寧なPRが期待される。障がい等の制約を受けることなく各種の情報にアクセスできるよう、ホームページや広報紙を活用した周知活動を展開するとともに、事業者への働きかけを強め、バリアフリー施策の実効性を向上させる。	

主な目標：公営住宅のバリアフリー化の推進	
県営住宅の入居者の高齢化が進行し、高齢化に伴う、高齢者向け住宅の需要の一層の高まりと、県営住宅のバリアフリー化の推進が必要なことから、成果目標を次のとおり設定します。 《成果目標》 2025（令和7）年度末までに、2021（令和3）年度末時点の県営住宅数206団地45,256戸のうち25,200戸（56％）において、県営住宅における高齢者にも使いやすい住宅として整備を行います。	
《 目標の達成状況 》	
県営住宅のバリアフリー化の推進について、令和7年度は4団地356戸（千丸台団地132戸、藤沢大庭団地49戸、綾瀬寺尾団地90戸、伊勢原峰岸団地85戸）の建替に着手するなどバリアフリーにかかる整備を行い、整備済みの戸数は25,799戸となり、目標値を超え、実施率が102.3％となった。	

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(3)	バリアフリーの街づくりの推進

支援策 1 3 バリアフリーの街づくりを推進します。

成果（アウトカム）					
事業数	4				
自己評価	s：2	a：0	b：2	c：0	d：0
【主な成果】					
119	○ 「バリアフリーフェスタかながわ」では、来場者アンケートでバリアフリーの取組への興味・関心が「高まった」、「やや高まった」との回答が目標を超える 9 割を超え、バリアフリーの周知・啓発に高い効果を発揮している。				
120	○ 県営住宅のバリアフリー化については、4 団地356戸（千丸台団地132戸、藤沢大庭団地49戸、綾瀬寺尾団地90戸、伊勢原峰岸団地85戸）において新規着手した。				
121	○ 交通安全施設等整備事業では、幅広歩道の整備延長は0.7km／年となり、一定の進捗が見られる。また、段差・勾配の改善は、55箇所／年の実績となった。				

活動（アウトプット）					
事業数	4				
自己評価	s：4	a：0	b：0	c：0	d：0
【主な取組み実績】					
122	○ 鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助は、京浜急行電鉄の神奈川新町駅のエレベーター設置費用に補助した。				
123	○ ホームドア設置促進事業費補助では、登戸駅（ＪＲ南武線）、橋本駅（ＪＲ横浜線）、桜木町駅（ＪＲ根岸線）、大船駅（ＪＲ根岸線）の４駅でホームドア設置を完了した。				
124	○ 福祉有償運送制度の普及啓発では、かながわ移動サービスネットワークが主催する制度説明会と意見交換会の参加者募集に協力し、市町村と事業者の制度への理解促進を図った。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
119	○ バリアフリーフェスタかながわでは、当事者等との交流・体験型ブースを設置することにより、来場者の興味・関心を高めることにつながった。今後もバリアフリーの街づくりに対する理解が深まるよう、普及啓発を推進していく。
121	○ 幅広歩道の整備等は、一般的に用地の取得を伴うため、関係地権者等から事業の理解を得るのに時間がかかる等の課題がある。
124	○ 福祉有償運送制度の普及啓発については、意見交換会（事業者・相談機関等向け）及び制度説明会を開催し、対面で意見交換をすることができた。引き続き、研修会等を開催し、福祉有償運送制度の理解促進を図る。

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(3)	バリアフリーの街づくりの推進

支援策 1 4 情報アクセシビリティの向上を図ります。

成果（アウトカム）					
事業数	4				
自己評価	s: 2	a: 0	b: 1	c: 1	d: 0
【主な成果】					
137 ○ 遠隔手話通訳サービス事業では、ろう者へのコミュニケーション支援の充実を図るため、県機関等窓口、医療機関等において、二次元バーコードによる遠隔手話通訳サービスを提供し、11件の利用があったが、目標には届かなかった。					
138 ○ 手話通訳者指導者養成研修事業では、目標値を上回る22人が研修を修了した。					
139 ○ 手話の普及等に関する施策の推進においては、事業者向け手話講習会を19回実施したが、目標を下回った。					

活動（アウトプット）					
事業数	7				
自己評価	s: 7	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取り組み実績】					
129 ○ 障害者IT利活用推進事業（障害者ITサポートシステム運営事業）では、障害者ITサポートセンターを1か所設置し、IT利活用に関する相談に応じるとともに、ホームページ等による情報提供を行った。					
131 ○ 神奈川県ライトセンターにおいて、点字図書、デイジー図書及び拡大図書を計1,054冊増加させ、蔵書数が38,526冊となった。					
132 ○ 神奈川県聴覚障害者福祉センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を促進するために欠かせない情報保障の担い手となる手話通訳者及び要約筆記者を養成するとともに、目標を上回る462件の派遣を行った。					

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	3
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応		
129	○ 障害者ITサポートセンターでは、ウェブサイトやSNSによるIT機器・アプリ等の情報提供に向け、関係機関等から積極的な情報収集と随時更新に努めた結果、サイト閲覧者数は前年並みを維持した。今後も新しい情報の発信を継続し、IT利活用支援に取り組む。	
137	○ 遠隔手話通訳サービス事業においては、県出先機関と県警への調査で、ろう者が来庁する所属の案内板設置は約6割に留まった。今後は未設置の所属へ設置を働きかけるほか、マニュアルを配布するなど対応を強化し、受入実績の増加と体制整備に努める。	
139	○ 事業者向け手話講習会は、昨年度と比較して実績が減少しており、かつ目標値に到達していないことから、周知方法について再検討する。具体的には過去に講習会を受講した事業者や、手話習得が必要と思われる業種へ新たに働きかける。	

神奈川県地域福祉支援計画（令和5年度～令和8年度）
令和7年度評価まとめ

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(4)	災害時における福祉的支援の充実

評価・推進等委員会による最終評価(案)	
S	順調に進捗している
災害時の要配慮者支援に関わる各種人材の養成や、関係団体間の広域的なネットワーク構築において高い成果が見られる。 特に、「災害ボランティアコーディネーター養成講座」において受講者の満足度（82.5点）や回数を向上させた点に加え、かながわ災害福祉広域支援ネットワークや神奈川DWA Tの研修・訓練へ前年を上回る延べ761人の参加を得て団体間の連携を強化した実績も評価できる。 また、個別避難計画の作成支援については、全ての市町村が「着手」した点は評価できる。今後は、計画の作成率の向上および質の担保へと支援のフェーズを移行させる必要があり、市町村が抱える個別の課題をきめ細かく把握し、広域自治体として実効性のある伴走支援が望まれる。 なお、災害時における福祉的支援の充実を図るため、今後必要な事業を拡充することが求められる。	

事務局による一次評価
災害ボランティアでは、災害ボランティアコーディネーター養成講座を全3回実施し、内容と受講者評価の双方で前年以上の成果を得た。さらに、DWA Tの研修・訓練や公開講座を通じて延べ761人の参加者を確保し、実践的な災害対応力の向上と団体間の連携強化を図ることができた。ソフト面でも、多言語による災害時通訳ボランティア研修を2回実施し、多様なニーズへの対応を進めている。 福祉避難所や個別避難計画に係る市町村支援では、県内全ての市町村の着手完了を受け、各市町村が抱える作成上の具体的な課題等を精査し、広域自治体として計画の質の向上と作成率の拡大に向けて伴走型の支援を継続する必要がある。 なお、災害時における福祉的支援の充実を図るため、今後必要な事業を拡充することが求められる。

主な目標：災害時における避難行動要支援者の個別避難計画の作成						
市町村により避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、2026（令和8）年までに、県内すべての市町村が計画の作成に着手するよう、目標を次のとおり設定し、市町村の計画作成を後押しします。						
年度	2021 (R 3)※	2022 (R 4)	2023 (R 5)	2024 (R 6)	2025 (R 7)	2026 (R 8)
避難行動要支援者の個別避難計画の作成に着手した市町村数	16	20	24	28	32	33
《 目標の達成状況 》						
避難行動要支援者の個別避難計画は、令和7年4月1日時点で全ての市町村で作成に着手したものの、作成数、作成率ともに伸び悩んでいる。令和7年4月に地域福祉課内に災害福祉グループが発足し、これまで以上に市町村の計画作成を支援している。						

大柱	2	地域（まち）づくり
中柱	(4)	災害時における福祉的支援の充実

支援策 1 5 災害時における福祉的支援の充実

成果（アウトカム）					
事業数	2				
自己評価	s: 2	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
140	○ 「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を全3回（受講者数28名）実施し、受講者の満足度は82.5点となり、講座数、評価とも前年度を上回る結果となった。				
144	○ 広域的な要配慮者支援では、かながわ災害福祉広域支援ネットワーク公開講座や神奈川DWA Tの研修及び訓練を実施し、前年度を上回る延べ761人の参加があり、支援を行う団体間の連携強化や人材育成をすることができた。				

活動（アウトプット）					
事業数	4				
自己評価	s: 4	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
141	○ 災害時・非常時の外国籍県民支援のため、災害時通訳ボランティア養成研修を2回実施した。				
142	○ 災害時福祉的支援の取組に係る情報提供として、「県民児協だより」において、市町村民児協における災害に備えた体験研修の取組事例について周知した。福祉避難所及び個別避難計画の作成の現状と課題について、市町村からの取組事例紹介や情報共有、意見交換を行った。				
143	○ 福祉避難所市町村サポートチームにおいて、市町村に対し福祉避難所の指定状況等の実態調査を行った。また、市町村福祉避難所等担当者会議を2回開催し、福祉避難所の確保・運営に係る取組や個別避難計画に係る課題等について情報共有や意見交換を行った。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	0
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応

140	○ 災害ボランティアコーディネーター養成講座は、受講終了後に地域で活躍する人材を育成することを目指し、災害時の活動をイメージできるような内容を受講生に提供している。今後は、講座終了後に学んだ内容をどのように地域における活動に結び付けていくのかについて、更なる検討が必要である。
143	○ 福祉避難所については、福祉避難所開設訓練等の実施ができていない自治体もあることから、訓練等の実施を促し、市町村に展開する必要がある。また、個別避難計画について、市町村における作成率の向上を目指していく必要がある。
144	○ 神奈川DWA Tについては、実動訓練を令和6年度の2回実施から昨年度は8回まで回数を増やし、体制を強化していくことができた。実践的な研修や訓練、シミュレーションは今年度以降も引き続き注力していく必要がある。

神奈川県地域福祉支援計画（令和5年度～令和8年度）
令和7年度評価まとめ

大柱	3	しくみづくり
中柱	(1)	一人ひとりの状況に応じた適切な支援

評価・推進等委員会による最終評価(案)

B 一定の進捗が見られる

包括的な支援体制の整備や重層的支援体制の整備は、複雑・多様化する課題を抱える当事者を支援するために必要な取組みであることから、引き続き市町村等の状況や課題を把握し、支援を行う必要がある。

ケアラーやひきこもりなど制度の狭間にいる当事者支援については、SNSによる相談やメタバースの活用など現代のニーズに合致した取組として評価できるものの、利用の定着などに課題があることから、周知の強化や運用方法の改善が求められる。

当事者活動への支援については、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」も踏まえ、位置付けられている事業に限らず、当事者が中心となる取組への支援を充実させていくことが望まれる。

事務局による一次評価

包括的な支援体制及び重層的支援体制の整備に係る支援については、地域福祉計画に位置付けた市町村は28市町村に留まり、目標の31市町村を下回った。すべての市町村で体制整備が行われるよう、県としての研修支援や補助制度の積極的な周知が必要である。

ケアラーやひきこもりの支援については、相談手法の多様化やデジタル技術の活用で新たな成果が見られるものの、認知度の向上や、実施内容の改善等に取り組み、必要な方に支援が届くよう努めることが求められる。

当事者活動への支援では、かながわボランティアセンターのセルフヘルプ相談室の利用者数のピアサポーターの登録が目標を上回るなど着実に成果が上がっていることから、引き続き支援を継続していく必要がある。

主な目標： 包括的支援体制（社会福祉法第106条の3の規定）の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数

年度	2021 [※] (R3)	2022 [※] (R4)	2023 [※] (R5)	2024 [※] (R6)	2025 [※] (R7)	2026 [※] (R8)
包括的支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数	19	22	25	28	31	33

《 目標の達成状況 》

社会福祉法に基づく包括的な支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置付けた市町村は、令和7年度も28市町村に留まり、目標の31市町村に届かなかった。引き続き、県内すべての市町村で計画への位置づけが行われ、重層的支援体制等の包括的な支援体制の整備を促進するため、研修等の支援に取り組んでいく。

大柱	3	しくみづくり
中柱	(1)	一人ひとりの状況に応じた適切な支援

支援策 1 6	市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
---------	--

成果（アウトカム）					
事業数	4				
自己評価	s：1	a：2	b：1	c：0	d：0
【主な成果】					
116	○ 医療的ケア児支援センターの運営では、県内33市町村すべてで医療的ケア児コーディネーターの配置が完了した。				
151	○ 発達障害支援体制推進事業では、講座・研修を対面形式で3回、オンデマンドで2回開催した。オンデマンドでの配信を初めて実施して参加者数は大幅に増加したものの、目標に届かなかった。				
153	○ 包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業では、昨年度から包括的支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置づけた自治体の数は変わらなかったが、包括的支援体制の整備の必要性について各市町村及び市町村社協職員の理解を深めた。				

活動（アウトプット）					
事業数	2				
自己評価	s：2	a：0	b：0	c：0	d：0
【主な取り組み実績】					
150	○ 障害福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業では、障害福祉圏域自立支援協議会を5つの圏域で計11回開催し、市町村では対応困難な広域的な地域課題について協議・対応を検討した。				
154	○ 圏域別地域福祉担当者連絡会は、開催要領を制定して会議の目的・内容を明確化し、政令市を除く全4圏域で会議を開催した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
116	○ 医療的ケア児支援センターについては、医療的ケア児等コーディネーターの全ての市町村への配置が完了したため、今後はコーディネーターや関係機関との連携を強化し、継続的な支援体制の構築を図る必要がある。
151	○ 発達障害支援体制推進事業では、各種研修で初のオンデマンド配信を行い、多忙な層の受講機会を拡大した。神奈川県医師会との連携により、研修修了を単位認定対象としたことで医師の受講も増加した。さらに公開講座は「県のたより」へ継続掲載し、効率的な周知と多数の参加者獲得へ繋げた。
153	○ 包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業では、包括的支援体制の整備へ向け、市町村等との連絡会や課題別研修で情報共有や町村部支援を行い、アドバイザー派遣により個別課題の解決を図った。今後も各自治体の進捗状況をきめ細かく把握し、連絡会の開催やアドバイザー派遣のさらなる充実を進める。

大柱	3	しくみづくり
中柱	(1)	一人ひとりの状況に応じた適切な支援

支援策 1 7 制度の狭間にある課題への対応に取り組めます。

成果（アウトカム）					
事業数	6				
自己評価	s: 1	a: 1	b: 2	c: 0	d: 2
【主な成果】					
155	○ ケアラーコールセンター事業では、目標の解決率（結果的に相談者の満足を得られた案件の割合）50%以上に対して、解決率は38.77%となり、目標値には到達しなかったが、前年度比較で、解決件数・解決率共に増加した。				
157	○ ケアラー居場所づくり支援事業では、かながわケアラー支援ポータルサイトの掲載団体数が24団体となり、前年度の1.3倍となったが、目標には届かなかった。				
161	○ 「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業では、アカウント発行時のアンケートにより、来場者6,797人のうち、ひきこもりの状態にある方は2,868人であった。目標の1,600人を大きく上回った。				
162	○ ひきこもり支援推進事業では、補助金を活用して新規にひきこもり支援体制の整備を行った市町村はなかった。				

活動（アウトプット）					
事業数	1				
自己評価	s: 1	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取り組み実績】					
160	○ ひきこもり地域支援センター事業では、ひきこもり支援市町村連携会議の効率化と市町村の負担軽減のため、実施目的を整理して3回開催した。初回は全自治体を個別巡回して国が掲げる重点事項の取組状況確認と課題把握を行い、2回目以降は抽出された課題の改善に向けた先進事例の情報共有等を実施し、支援体制の強化を推進した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外） 事業数 2

主な評価の分析と今後の課題・対応

155	○ ケアラーコールセンター事業は、相談・解決件数ともに前年比で増加したものの、窓口の認知度や利用促進に課題があり周知の強化を図る。また、途中で応答が途絶えるケースもあるSNS相談では、今後も一つ一つの相談にこれまで以上に丁寧に向き合い、悩みや不安を和らげる伴走支援を継続する。
157	○ ケアラー居場所づくり支援事業では、前年度に比べて、掲載団体数が増加した点は評価できる一方、補助団体数も減少しているため、補助金の周知が課題である。関係各課と連携し、補助対象となりうる団体の掘り起こしと広報が必要である。
161	○ 「ひきこもり×メタバース」社会参加支援事業では、来場者同士が交流できるイベントの開催や、社会福祉士等の資格を持つ相談員が対応する窓口の設置により来場者数が増加した。一方でイベントがない日の来場者減少が課題であり、今後は常設コンテンツの充実や平日の継続的な来場促進と利用の定着を図る。
162	○ ひきこもり支援推進事業では、多くの市町村においてひきこもり支援体制整備が大きなハードルになっていることが考えられる。補助金を活用してひきこもり支援体制整備を検討できるよう、市町村へ補助金について周知していく。

大柱	3	しくみづくり
中柱	(1)	一人ひとりの状況に応じた適切な支援

支援策 1 8 課題等を抱える当事者活動を支援します。

成果（アウトカム）					
事業数	2				
自己評価	s： 2	a： 0	b： 0	c： 0	d： 0
【主な成果】					
81	○ かながわボランティアセンターのセルフヘルプ相談室は7,883人の利用があり、目標値である前年度の利用者数を上回った。				
100	○ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業では、県域内6事業所で、目標を上回るピアサポーター80名が登録した。各圏域内の病院訪問活動など実施し、入院患者等の退院意欲喚起を展開した。				

取組み実績（アウトプット）					
事業数	0				
自己評価	s： 0	a： 0	b： 0	c： 0	d： 0
【主な取組み実績】					

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）事業数 0

主な評価の分析と今後の課題・対応	
81	○ セルフヘルプ相談室の利用者数は、目標を上回る水準であり、今後も「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動の支援を続けていく。また、利用者が増えたことによる会の運営についての支援が今後の課題となる。
100	○ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業では、ピアサポーターの拡充及び医療機関への訪問回数の増加、地域での定着支援にむけた活動機会の拡大を図る。

神奈川県地域福祉支援計画（令和５年度～令和８年度）
令和７年度評価まとめ

大柱 3 しくみづくり

中柱 (2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

評価・推進等委員会による最終評価(案)

A 概ね順調に進捗している

成年後見制度の利用促進では、中核機関の設置が28市町に拡大し後見人推薦体制が強化されるなど、権利擁護支援の基盤構築は着実な成果が見られる。地域間格差の解消に向け未設置市町に対して、更なる働きかけが求められる。

未病改善やこころの健康、認知症施策等は、動画活用や身近な場所での開催による利便性の向上等により概ね順調に進捗しており、県民の理解促進や意識の変化をもたらしている。

地域生活移行については、ピアサポーターによる病院訪問等の体制強化で実績増（44人移行）が見られる一方、県立施設と民間事業所の連携による移行については、より一層の事業者への周知と補助内容の見直しなどを行うことにより、移行の促進が見込まれる。

事務局による一次評価

成年後見制度における中核機関の設置機能強化など権利擁護の取組については、各事業が着実に進められているものの、目標を下回る事業もあり、事業周知や体制整備など改善すべき点もある。

未病改善や認知症対策、自殺対策に関する事業は、概ね順調に進捗しており、今後も取組を継続していく必要がある。

地域生活移行については、ピアサポーターによる病院訪問活動などで実績増が見られる一方、県立施設と民間事業所の連携による移行は目標を下回っており、引き続き丁寧な調整と支援が必要である。

主な目標：成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置市町村数

成年後見制度の利用促進のため、県は市町村、家庭裁判所、専門職団体、関係機関等と連携を図り、市町村の中核機関設置を支援します。また、中核機関設置後は、各中核機関における後見人等候補者の適切な推薦や権利擁護支援チームの自立支援の実施等、機能の強化を支援します。

年度	2021 (R3)*	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
中核機関の 設置市町村数	10	24	26	33	機能強化	機能強化

《 目標の達成状況 》

国の成年後見制度利用促進基本計画では、令和６年度までにすべての市町村で中核機関を設置することを目標としていたが、本県では、令和７年度に２市町村で新たに設置され、設置済みの市町数は28となった。今後の民法や社会福祉法の改正により、成年後見制度に係る「中核機関」の役割は大きくなることから、引き続き、未設置の市町村に対し、より一層の働きかけや支援をしていく。

大柱	3	しくみづくり
中柱	(2)	高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

支援策 19 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。

成果（アウトカム）					
事業数	12				
自己評価	s: 1	a: 9	b: 2	c: 0	d: 0
【主な成果】					
167	○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進では、目標を達成することはできなかったが、28市町村で成年後見制度に係る中核機関が設置された。				
168	○ 市民後見推進事業では、目標には届かなかったが、15市において市民後見人養成事業や市民後見人の資質向上及び活動支援の取組を実施し、市民後見人の人材育成及び支援体制の構築等を進めることができた。				
174	○ 子どもの権利擁護センター事業では、意見表明等支援員による施設の訪問を、児童養護施設と一時保護所で合計136回実施し、目標を上回った。				
175	○ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）への支援として、各市町村社協及び各市町村の福祉関係機関と連携し、利用者の掘り起こしを進め、計877人の利用があり、前年度比微増となるも目標を下回った。				

活動（アウトプット）					
事業数	4				
自己評価	s: 2	a: 2	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
171	○ 県障害者権利擁護センターでは、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施し、前年度を上回る216人が受講したものの、目標には届かなかった。				
180	○ 福祉サービス第三者評価推進機構の運営支援では、福祉サービス事業者の第三者評価の受審の促進に取組み、目標を上回る356件が受審した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	2
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
167	○ 関係機関合同の打合せや未設置市町を対象とした連絡会により、成年後見制度の中核機関設置や地域の権利擁護の取組を支援した。今後は見直しに伴う法制化や役割の拡大を見据え、各自治体の進捗状況を継続的に把握して情報提供に努めるとともに、未設置の市町に対して課題解決の支援を継続する。
175	○ 福祉サービス利用援助事業は、認知症高齢者の増加等による需要増が見込まれているものの、利用者数は微増に留まっており、周知や体制整備が必要である。また、社会福祉法改正により、頼れる身寄りのない高齢者等への見守り支援や入院・入所等の手続き支援、死後事務の支援が実施され、第二種社会福祉事業に位置付けられることに伴い、県は事業者からの届出の受理及び指導監督を行う必要があることから体制整備を進めていく必要がある。

大柱	3	しくみづくり
中柱	(2)	高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

支援策 20 未病改善の取組など、人生100歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。

成果（アウトカム）					
事業数	6				
自己評価	s: 6	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
183	○ 後期高齢者未病改善促進事業では、13市町においてフレイルチェック事業を実施し、リピーターの参加者が増加したことから、フレイルチェックに延べ4,042人が参加し、目標を達成した。				
184	○ 全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操等を自主的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員を、目標を上回る66名養成した。				
186	○ 認知症未病改善の推進では、県立高校5校で計92人に対しVR体験を実施し、学習後にアンケートを行った結果、100%が理解が進んだと回答した。				
196	○ 認知症行方不明SOSネットワークの事前登録者数について、令和7年度は479人となり、目標の100人を上回った。				

活動（アウトプット）					
事業数	9				
自己評価	s: 7	a: 1	b: 1	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
181	○ 「かながわ人生100歳時代ネットワーク」は、新たに19団体が加入し、参加団体数が239団体となった。また、参加団体による自発的なプロジェクト「この指とまれプロジェクト」を実施した（提案数：4件）ほか、オンラインによる「定例意見交換会」を毎月開催し、参加団体同士のコミュニケーション機会を積極的につくることで、参加団体同士の連携を促進させることができた。				
187	○ 子どもの未病対策応援プログラムを保育園等にて延べ78回、3,168人を対象に実施した。				
192	○ かながわ自殺対策推進センター事業では、自殺対策基礎研修・地域自殺対策連絡調整会議を年4回実施し、前年度を上回る合計2,876名の参加があった。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応	
181	○ 「かながわ人生100歳時代ネットワーク」は、団体加入数は増加傾向にあるが、この指とまれプロジェクトでは、提案ノウハウの不足が課題となっている。令和7年度より、経験豊富な参画者が事前助言等を行う「サポーター制度」を新設した。新制度の適切な運用を通じ、各団体がより円滑に提案できる環境づくりを強力に推進していく。
184	○ オーラルフレイル健口推進員養成事業では、動画活用や身近な保健福祉事務所での開催で利便性を高め、アドバンス研修により推進員の資質向上を図った。一方で推薦者数に年度ごとのバラツキがある点が課題であり、今後は安定した養成数を継続的に確保するため、市町村との連携体制を一層強化していく必要がある。
187	○ 子どもの未病対策応援プログラムは、前年度より実施回数は減少したものの、多くの園や施設でプログラムを実施できた。今後はさらなる活用の促進に向けて、案内チラシの表記やデザインの工夫、周知先の大幅な拡大に取り組み、子どもたちの効果的な未病改善へと確実につなげていく。

大柱	3	しくみづくり
中柱	(2)	高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実

支援策 2 1 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。

成果（アウトカム）					
事業数	4				
自己評価	s: 2	a: 0	b: 1	c: 0	d: 1
【主な成果】					
100	○ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業では、県内 6 事業所で総計 80 名のピアサポーターを養成した。各圏域内の病院訪問活動などを実施し、入院患者等の退院意欲喚起を展開した。				
105	○ 地域生活移行推進民間提案事業では、これまでの活動の効果が表れ、前年度より大幅増加となる 44 人が移行する結果となった。				
198	○ 県立障害者支援施設と民間事業所が連携した地域生活移行に係る取組では、前年度より多い 7 名が地域生活に移行したが、目標には届かなかった。				

取組み実績（アウトプット）					
事業数	2				
自己評価	s: 2	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取組み実績】					
199	○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業では、セーフティネット住宅として、令和 8 年 3 月末現在で県内 44,815 戸の登録がなされた。				
200	○ 神奈川県地域生活定着支援センターによる地域ネットワーク強化の業務として、県内の福祉関係者を対象とした社会福祉検討会を 3 回、地域福祉研修を 11 回実施した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外） 事業数 1

主な評価の分析と今後の課題・対応	
105	○ 地域生活移行推進民間提案事業では、各施設において利用者本人やご家族と連携し、GH への体験やアセスメントを行っており、引き続き取り組みを進めていく。
199	○ セーフティネット住宅の登録戸数は順調に増加しており、今後も、賃貸人や不動産事業者等に制度の趣旨を理解していただけるよう、周知や普及に努めていくとともに、登録戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく必要がある。
200	○ 出所後の自立支援により、再犯リスクの軽減や安全な地域社会の構築に寄与した。今後は関係機関との調整や福祉相談など定着支援の継続を目指す。また、関係者会議の開催を通じて弁護士連携の趣旨周知に努め、既存ルートとの住み分けなどの課題整理を行いながら、新たな連携の実施を推進する。

神奈川県地域福祉支援計画（令和5年度～令和8年度）
令和7年度評価まとめ

大柱	3	しくみづくり
中柱	(3)	生活困窮者等の自立支援

評価・推進等委員会による最終評価(案)	
A	概ね順調に進捗している
生活困窮者等の自立支援では、生活困窮者や支援者向けのポータルサイト「さぽなびかながわ」のアクセス数が目標を達成するなど情報発信・啓発では一定の成果が見られる。 就労準備支援では、利用者数増加に向けて、利用しやすいメニューや企業マッチングの改善を進めていくことが求められる。 子どもの貧困対策では、子ども食堂等の取組で一定の成果が見られる。箇所数増加等に伴い、今後は寄付の受入れ等を行うマッチングコーディネーターの育成を進めて、各食堂の自走化を促すとともに、効果的な支援につなげてもらいたい。 再犯防止等の取組については、引き続き国や市町村、民間の関係機関との連携を強化し、再犯リスクの軽減と安全・安心な地域社会の構築に取り組んでもらいたい。	

事務局による一次評価	
生活困窮者等の自立支援では、かながわ若者就職支援センターでのキャリアカウンセリングによる就労支援、住居不安定者への生活支援、生活困窮者や支援者向けの情報発信などで目標を達成するなど、多様な支援で成果を挙げている。 就労準備支援では、利用しやすいメニューや企業マッチングの改善を図り、利用者数の増加に向けて支援を継続していく。 子どもの貧困対策では、子ども食堂の寄付の受け入れや保管、配送の調整を行うマッチングコーディネーターの役割の重要性も確認できた。 再犯防止等の取組についても、引き続き関係機関との連携を深め、広報・啓発について取り組んでいく。	

主な目標：生活困窮者等の自立支援	
生活困窮者自立支援事業を実施し、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対する早期の支援の強化を図ります。 相談窓口などの支援情報が広く県民に行き届くよう周知に努め、支援を必要とする方が一人でも多く相談支援につながる取組を継続していきます。	
《 目標の達成状況 》	
生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして、生活困窮者に対する早期の支援の強化を図るため、生活困窮者自立支援事業として相談支援や就労支援に取り組み、令和7年度は、就労準備支援事業の利用者数は10人で目標の14人に達しなかった。 また、相談窓口などの支援情報が広く県民に行き届くよう、県内すべての自治体の窓口を掲載したチラシの作成やポータルサイト「さぽなびかながわ」による情報発信は、目標を上回る閲覧数となっており、支援を必要とする人が一人でも多く相談支援につながる取組を行っている。	

大柱	3	しくみづくり
中柱	(3)	生活困窮者等の自立支援

支援策 2 2 生活困窮者等の自立を支援します。

成果（アウトカム）					
事業数	6				
自己評価	s: 4	a: 1	b: 1	c: 0	d: 0
【主な成果】					
201	○ 生活困窮者自立促進支援事業では、就労準備支援事業を利用した人数が10人であり、目標の14人には届かなかった。				
203	○ 「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,219名のうち、586名が就職等進路決定した。また、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」にてキャリアカウンセリングを利用した 2,087名のうち、1,107名が就職等進路決定した。進路決定率は51.2%となり、目標を達成した。				
208	○ 住居不安定者の生活再建支援では、不安定な居住状態にある者に対し、住居に関する相談を受けてから住居に定着するまでに必要な一連の支援のコーディネートをした結果、31件の住まいを確保することができた。				
211	○ 生活困窮者情報発信・啓発事業では、生活困窮者や支援者が必要な情報に到達できるようポータルサイト「さばなびかながわ」による情報発信と生活支援係る出前講座を行った。WEB広告の実施やポータルサイト内の充実化等により年間アクセス数が131,981ビューとなり、目標を達成した。				

活動（アウトプット）					
事業数	1				
自己評価	s: 1	a: 0	b: 0	c: 0	d: 0
【主な取り組み実績】					
205	○ 地域若者サポートステーション事業では、県央、県西のサポートステーションで若者キャリア開発プログラムを501回実施し、職業的自立に向けた就労支援を実施することができた。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応

- | | |
|-----|---|
| 201 | ○ 就労準備支援事業の利用者数は前年度よりは増えたものの、目標値を下回っており、引き続き協力企業を開拓していく。 |
| 203 | ○ 「かながわ若者就職支援センター」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において、利用者の状況に応じた就職決定に向け事業を継続する。特に高齢者で職種選択の幅が広がり、希望条件と求人ニーズのマッチングが進み早期就職に結びついたことが目標達成の要因である。今後も引き続き、一人ひとりに寄り添った相談体制と支援のさらなる充実を図る必要がある。 |

大柱	3	しくみづくり
中柱	(3)	生活困窮者等の自立支援

支援策 2 3 子どもの貧困対策を推進します。

成果（アウトカム）					
事業数	5				
自己評価	s: 4	a: 1	b: 0	c: 0	d: 0
【主な成果】					
213	○ ひとり親養育費確保支援事業について、養育費に係る債務名義取得や不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費について62件補助を行い、全ての補助利用者について養育費取決めを行うことができた。				
216	○ 子ども食堂支援事業では、中間支援団体のマッチングコーディネーターが調整した寄附の調整件数は21件だった。食品や日用品に加え、大口の寄附金の受入れも行った。				
217	○ あすなろサポートステーションでは、児童養護施設等退所児童に対する支援として、目標を上回る10,392件の相談支援を行い、問題解決や相談者の納得・満足につながった割合は115.5%となった。				
220	○ 子どもの貧困対策普及啓発事業として、交流会を2回開催し、アンケート回答者のうち99%が「子どもの支援や子どもの居場所づくりについて、さらに興味を持った、新たに何かできることを始めてみたいと思った」等と回答した。また、研修会ではアンケート回答者全員が「研修会を通じて得るものがあった」と回答した。				

活動（アウトプット）					
事業数	2				
自己評価	s: 1	a: 0	b: 0	c: 0	d: 1
【主な取組み実績】					
212	○ 神奈川県子ども・若者施策審議会（本体会議）の開催はなされたものの、特段審議する案件がなかったことから、貧困対策検討部会は開催しなかった。				
215	○ マザーズハローワーク横浜内の「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」でキャリアカウンセリングを週4日実施した。				

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）	事業数	1
------------------------	-----	---

主な評価の分析と今後の課題・対応

213	○ ひとり親養育費確保支援事業は、引き続き、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター及び各市町村と連携しながらリーフレット等を配布することで認知度の向上を図っていく。
215	○ 女性就業支援では、キャリアカウンセリングの実施や国との連携により、育児期等の女性の就業を後押しした。近年は人手不足の顕在化により女性の参画が強く求められており、就業支援の必要性がさらに高まっている。今後も引き続き、女性のライフステージに応じたきめ細かな就業支援を継続していく必要がある。
216	○ 子ども食堂の箇所数の増加や多様化の中で、寄附の受入れ調整を行うマッチングコーディネーターの役割はますます重要となっている。マッチングコーディネーターの人材発掘と育成を進め、中間支援団体を中心とした各子ども食堂の自走化、持続化に向け調整・準備を進めていく。

大柱	3	しくみづくり
中柱	(3)	生活困窮者等の自立支援

支援策 2 4 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。

成果（アウトカム）					
事業数	1				
自己評価	s：0	a：1	b：0	c：0	d：0
【主な成果】					
222 ○ 更生保護事業への支援について、更生保護施設に対する補助や「社会を明るくする運動」に対して支援を行ったほか、再犯防止啓発月間に合わせた本庁舎のライトアップ等の広報・啓発にも取り組んだ。県民ニーズ調査における生活満足度のうち「犯罪や交通事故がなく安全で安心して暮らせること」について、「満たされている」との回答の割合が27.7%と、目標の30%を下回った。					

取組み実績（アウトプット）					
事業数	2				
自己評価	s：1	a：0	b：1	c：0	d：0
【主な取組み実績】					
200 ○ 神奈川県地域生活定着支援センターによる地域ネットワーク強化の業務として、県内の福祉関係者を対象とした社会福祉検討会を3回、地域福祉研修を11回実施した。					
221 ○ 県内における再犯防止に関する施策を推進するため、神奈川県再犯防止推進会議を1回開催し、再犯防止推進計画の進捗状況の評価や、参加機関の取組事例の共有等を行った。					

その他の実績（アウトカム、アウトプット以外）事業数 3

主な評価の分析と今後の課題・対応	
200	○ 神奈川県地域生活定着支援センターの取組みは、出所後の自立支援により再犯リスクを軽減し、安全・安心な地域社会の構築に寄与した。保護観察所等と連携し、福祉相談などの定着支援を継続する。また、関係者会議を通じた弁護士連携の趣旨周知を進めるとともに、既存ルートとの住み分け等の課題整理を行い、新たな連携の実施を目指す。
221	○ 再犯防止施策の推進においては、国や民間の関係機関と市町村をつなぐ域内のネットワーク構築の方法について検討していくとともに、令和8年度は2回の開催を見込み、再犯防止推進計画の進行管理を、より効果的に努めていく必要がある。
222	○ 「社会を明るくする運動」等の更生保護事業・活動に関する広報・啓発について、SNSや県のたより等の各種媒体を積極的に活用し、発信することで広く県民への周知を図っていく。

大柱（1）中柱（1）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
1	支援策 1 支援策 1 2	ともに生きる社会推進事業	ともに生きる社会かながわの実現に向け、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を継続的に発信し、県民に広く深く浸透させていく。	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向け、「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的広報、障害福祉サービス事業所等と多様な地域イベントとのマッチング及びその活動内容の発信、県教育委員会と連携した周知などに取り組む。	共生推進本部室	成果	県民ニーズ調査における憲章の認知度、共生社会という考え方を知っている割合、障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合		47%	28.30%	60.2%	b	憲章の普及に協力する企業数は増加したが、全体の認知度は横ばい。	令和6年度の課題から、紙媒体を中心にした一方的な情報発信から参加型のワークショップの実施や双方向型のコミュニケーションを促す広報戦略に見直しを行っている。今後はこうした取組の結果をメディアに掲載することなどを通じて幅広い層に憲章の理念を届けていく。
2	支援策 1 支援策 1 3	心のバリアフリーの推進	一人ひとりが障害者等の抱える問題を理解し、協力する「心のバリアフリー」を推進することで、バリアフリーの街づくりを進め、地域共生社会を実現する。	一部三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）共同で、障害者等用駐車区画の適正利用をより一層推進するための普及啓発活動を行う。県民や事業者に対して、障害者等用駐車区画の適正利用の周知を行う。	地域福祉課調整G	その他の実績							・首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社東京支社の協力の下、県内数カ所のサービスエリア等でのリーフレット配布等（10月・11月） ・首都高速道路株式会社と共同して、大黒パーキングエリアでのリーフレット等の配布（10月・11月） ・公共施設、県内イオン各店舗等でのリーフレット配布（10月） ・バリアフリーフェスタかながわ2025会場でのリーフレット配布（11月）	引き続き、障害者等用駐車区画の適正利用のための普及啓発活動を行う。
3	支援策 1 支援策 1 2 支援策 1 3	障害者理解促進研修コーディネート事業	障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、研修や啓発などを行い、その後の障がい者の受入れの取組を支援する。	企業等において、障がい者に対する取組みの中心的な役割を担う人を心のバリアフリー推進員として養成する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」を実施する。また、障がい者への理解や障がい者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修の実施を企業に働きかけるとともに、企業で行う研修会や勉強会に、希望に応じて障がい当事者等の講師を派遣して研修を実施する。また、その後の取組みについてもサポートする。	障害福祉課	成果	心のバリアフリー推進員養成研修を年間4回実施し、年間60人養成する。		60人	31人	51.7%	b	委託事業者による県民・県内企業への働きかけに加え、県障害者自立支援協議会権利擁護部会等での委員に対して働きかけや雇用労政課のLINE公式アカウント「かながわ障がい者就労サポート」等を活用し周知した。しかし修了者数は横ばいであった。目標に届いていないため、さらに周知方法を工夫していく。	心のバリアフリー推進員を安定的に養成していくため、より多くの県内企業等に事業を活用してもらえよう周知するとともに、養成研修修了者が、各企業等において障がい理解等の社員研修を実施できるよう支援していく。令和8年度についても、県障害者差別解消支援地域協議会等での働きかけや雇用労政課のLINE公式アカウント「かながわ障がい者就労サポート」等の活用を続けるとともに、県SNSなども活用するなど、周知活動を工夫していきたい。
4	支援策 1	ヘルプマーク推進事業	外見から分かりにくい内部障がい等に対して配慮や援助が必要なことを示す「ヘルプマーク」を普及し、障がい者への配慮や支援を促す。	「ヘルプマーク」の普及を図り、障がい者への配慮や支援を促す。	障害福祉課	成果	県民ニーズ調査によるヘルプマークの認知度		80%	65.20%	81.5%	a	県民ニーズ調査にて、認知度調査を行った。 1 知っている 72.3% 2 マークを見開きしたことはあるが、意味は知らなかった 10.6% 3 知らなかった 15.5% （無回答 1.5）	ヘルプマークの認知度は前年度より大きく向上した。さらなる認知度向上を目指し、引き続き普及啓発を行う。
5	支援策 1 支援策 1 2	共生社会推進加速化事業	整理番号6番と統合		共生推進本部室	事業統合								
6	支援策 1	ともいきメタバース推進事業	少子化、高齢化等の人口減少社会が進行し、孤独・生きづらさを抱える人が多い中、支援を必要とする人は増加し、支援ニーズも複雑化している。このような支援を必要とする人たちが自立した生活を送れるだけでなく、全ての人にとって暮らしやすい共生社会の実現を目指すために、新たなテクノロジー（メタバース）を活用したつながりを創出する。	〇ともいきメタバース研究会 障がい者などの当事者・支援者、学識経験者、行政などによる「ともいきメタバース研究会」を立ち上げ、今後の共生社会に資するメタバース（仮想空間）活用方法などについて調査・議論を行う。 〇ともいきアートメタバース美術館 仮想空間（メタバース）上に障がい者が作成したデジタルアートなどを活用した美術館を創設し、障がい者が作品展示に係るデジタルアートの掲載作業等を行えるようコンテンツ作成技術の習得を支援することで、就労につながるような機会を確保する。	共生推進本部室	成果	講習会参加者アンケートにおける、メタバース技術等、障がい者が社会参画に意欲をもった割合		55%	85.9%	156.2%	s	ともいきメタバース講習会参加者に実施したアンケート結果では、85.9%の人が、今後メタバースを利用して社会参加したいと回答した。	研究会では、メタバースを活用した支援の在り方や、メタバースに限らず技術の可能性について議論を深めた。講習会については、令和6年度から引き続き出張型を採用し、プログラム内容も充実を図り、多くの参加者を募りながら高い満足度を獲得した。
7	支援策 1	バリアフリーフェスタかながわの開催	バリアフリー街づくり推進県民会議が取りまとめた提案書に基づく取組を広く県民に周知するとともに、バリアフリーの街を体感してもらい、バリアフリーの街づくりに対する理解を深めてもらう。	バリアフリー街づくり推進県民会議構成団体を含む、障がい者等団体及び関係団体、事業者団体が各種バリアフリーに関する体験・展示コーナーを運営する。	地域福祉課調整G	成果	「バリアフリーフェスタかながわ」来場者アンケートでバリアフリーの取組への興味・関心が「高まった」、「やや高まった」と回答した割合		90%	94%	104.4%	s	令和7年11月1日に横浜新都市ビル（そごう横浜店）9階センタープラザ等で開催。県民会議構成団体を含む13団体が12コーナーを企画・運営。 【主な内容】 クイズで色のバリアフリーについて知るコーナー 手話について学べるコーナー 視覚障がい者への支援を体験できるコーナー パラスポーツ「ボッチャ」の体験ができるコーナー 東京2025デフリンピックに関するトークショー など 【参加者数】 コーナー参加者数：1,346名 スタンプラリー参加者数：155名 手話企画参加者数：193名	コーナー参加者数は昨年度に比べ若干減少したものの、当事者等との交流・体験型ブースの設置により、来場者アンケートでは、9割以上がバリアフリーの取組への興味・関心が「高まった」、「やや高まった」と回答した。今後もバリアフリーの街づくりに対する理解が深まるよう、普及啓発を推進していく。
8	支援策 1	手話普及推進イベントの開催	ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話推進計画の方向性である、①手話の理解、②手話の学び、③手話を使う環境づくりについて理解を深め、ろう者とろう者以外の者の相互理解を深める。	ろう者とろう者以外の者の交流の場や、県民が実際に手話と出会う機会など、手話普及推進イベントを通して手話の普及等を進める。	地域福祉課調整G	成果	来場者アンケートで「手話に関心がある」と回答した割合		90.0%	94.8%	105.3%	S	令和7年12月13日にアリオ橋本で開催。 【主な内容】 神奈川県手話言語条例施行10周年記念式典 学生による手話に関する取り組み活動発表・パフォーマンス 絵本の読み聞かせ・ミニ手話講習会 盲ろう者の紹介 聴導犬の紹介 デフリンピックの紹介 パネル展示	神奈川県手話言語条例施行10周年を記念した式典と手話普及推進イベントを併せたイベントとして開催し、延べ2,000名の参加があった。 また今回、初の取組として、大学との包括連携協定により、横浜市立大学と神奈川大学の学生にイベント実行委員会への参画、当日対応に協力いただいた。結果として県が事務局を務めるイベント実行委員会にて、今までのイベントに無かったSNSを広く活用した広報や、若い世代が興味を持つようなコーナー等のアイデアを出してもらい、新たな視点を得ることができた。 引き続き手話の理解や手話の学び、手話を使う環境づくりについて理解を深め、ろう者とろう者以外の者の相互理解を深める内容とすべく検討を行っていく。

大柱（1）中柱（1）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
9	支援策 1	共生共創事業	平成30年度から、県の重点施策である「共生社会の実現」「未病」などの取組とマグネット・カルチャー（マグカル）をクロスさせた新たな舞台芸術関連の事業をスタートさせた。年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しむことを目的として実施している。	文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（マグカル）の取組の一環として、共生社会の実現や未病改善を意識した魅力的なコンテンツの創出と発信を行う。具体的には、障がい者等が参加する舞台公演、シニア劇団やシニアダンス企画の運営等を実施する。	文化課	成果	共生共創事業の各種取組の参加者、観覧者の満足度		81%	92.75%	114.5%	S	参加者、観覧者等の満足度アンケート 745名中691名が大変良かった、良かったと回答。	事業で継続して実施する3地域シニア劇団の構成員の経験年数が長くなったことによる技術の向上や、年度ごとに実施する事業の内容を工夫することにより、引き続き参加者の満足度の向上に繋がったと考える。 文化芸術の面から共生社会の実現や未病改善を後押しするためには、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人々が文化芸術に親しみ参加できる取組の内容を充実させることが必要と考える。また、年齢や障がい、言語等により文化芸術へのアクセスが困難な方々が、文化芸術に親しめるよう、引き続き市町村や文化芸術団体をはじめ、福祉やまちづくりなどの他分野との連携を図りつつ創作活動の支援やアウトリーチ等による鑑賞・参加の機会を提供する取組が必要である。
10	支援策 1	「かながわパラスポーツ」の推進	すべての人が自分の運動機能に応じて、生涯にわたりスポーツを「する」「観る」「支える」ことができるよう、「かながわパラスポーツ」を推進する。	「かながわパラスポーツフェスタ」の開催、関連イベントに合わせた普及啓発活動	スポーツ課	成果	かながわパラスポーツ関連事業への参加者数		15,000人	13,893人	92.6%	A	1 かながわみんなのスポーツフェスティバルの開催 かながわみんなのスポーツフェスティバル 日時 令和7年10月12日（日） 場所 アサンテ スポーツパーク（県立スポーツセンター） 2 各種イベントにおけるミニ体験会等の実施 県主催イベント等でパラスポーツ体験会等を実施 3 市町村等への障がい者スポーツの講師派遣 4 パラスポーツ用具貸出物品の整備 等	各種体験会等の開催により、「かながわパラスポーツ」の理解促進、普及推進ができた。今後もイベントの開催や各種体験会等の実施、県立スポーツセンターにおける障がい者スポーツ用具の貸出の拡充等により、一層の取組の推進を図っていく。
11	支援策 1	認知症サポーター養成講座	認知症になっても住み慣れた地域で生活していくには、周囲の認知症に対する理解が必要であることから、認知症本人や家族を手助けする認知症サポーターを養成する。	認知症に関する正しい知識と理解をもって、地域や職域で認知症の人やその家族を見守る「認知症サポーター」を養成するため、講座を実施する。認知症サポーター養成講座の講師にあたる「キャラバン・メイト」の養成研修を実施する。	高齢福祉課	成果	県内の認知症サポーター数について、対前年度比約60,000人増を目標とする。		946,000人	938,157人	99.2%	A	キャラバンメイトを県として168人養成した。また、県内における認知症サポーター人数の目標値946,000人を下回った。	キャラバン・メイトを例年と同程度養成し、認知症サポーター養成講座は前年度を上回る数開催されており、ほぼ目標に近い数の認知症サポーターの増加を達成している。
12	支援策 1	チームオレンジの構築に向けた伴走支援事業	認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりの推進のため、県が養成するオレンジパートナーをはじめとする認知症サポーターの活動と、地域における活動ニーズをつなげる仕組みを構築する。	オレンジパートナー等の活動の支援や、市町村に対するステップアップ研修の実施や修了者の活用に関する支援を行う。また、市町村が設置するチームオレンジのコーディネーター、メンバー及びオレンジパートナーを対象とした会議や研修を実施し、チームオレンジの整備・活用の推進を図る。	高齢福祉課	成果	チームオレンジ・コーディネーター養成数（研修修了者数）：年間100人		100人	73人	73.0%	B	市町村におけるチームオレンジ立ち上げを支援するため、チームオレンジコーディネーター研修を1回開催した。 また、ウェブサイトにおいて、認知症の普及啓発に係る情報発信などを行った。	オレンジチューターを活用しコーディネーター研修を実施するなど、市町村のチームオレンジ設置に向けた支援を行う体制を整えることができた。今後、オレンジチューターを活用しチームオレンジの設置や活動支援を進めていく必要がある。 また、オレンジパートナーネットワークウェブサイトを活用し、支援者とボランティア活動の場のマッチングを促進し、ネットワークの構築を進めていく。
13	支援策 1	かながわオレンジ大使	県民の皆様当事者目線で認知症について理解していただく	認知症の方ご本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する	高齢福祉課	成果	認知症に対する見方が変わった人の割合		65%	65%	100.0%	S	オレンジ大使の講演において来場者にアンケートを行ったところ、(仮)65%の来場者が認知症に対する見方が変わったと回答した。	オレンジ大使の周知・啓発の結果、講演等の機会が増え、認知症本人発信による県民の認知症理解を深めることができた。
14	支援策 1	かながわハートフルフェスタ	住民に親しみやすく、かつ参加しやすい要素を取り入れつつ、地域に密着した多様な人権啓発活動を実施することにより、人権尊重の理念に関するただししい理解と人権尊重思想の普及高揚を図る。	住民に親しみやすく参加しやすい要素を取り入れた人権啓発イベント。年1回開催し、全国中学生人権作文コンテスト神奈川県大会表彰式。著名人による人権講演大会を実施。	共生推進本部室	成果	参加者アンケート「このイベントに参加して、人権問題についての関心や理解は高まりましたか。」の回答のうち、「非常に高まったと回答した割合。		66%	60%	90.90%	A	かながわハートフルフェスタで実施したアンケートの回答者の60%が、人権問題についての関心や理解が「非常に深まった」と回答した。	例年の事業に加え、著名人のメッセージパネルの展示や参加型メッセージパネルの実施等が、参加者の人権問題の理解や関心に寄与したと考えられる。アンケートに、中学生人権作文コンテスト作品の朗読に感動したと回答した参加者が多く、人権問題の理解や関心に寄与したと考える。
15	支援策 1	人権メッセージ展	事業廃止		共生推進本部室	事業終了								
16	支援策 2	いのちの授業	かながわ教育ビジョンが提唱する「心ふれあうしなやかな人づくり」の理念に基づき、「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切にしながら、子どもたちにあらゆる人がかかわる百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。	「いのちの授業」大賞等の実施	子ども教育支援課	成果	「いのちの授業」ハンドブックやハンドブック概要版の活用による「いのちの授業」作文等募集への応募数を、学校での実践、家庭・地域での更なる取組の普及・推進の一つの指標とする。		13,102	13,376件	102.1%	S	学校での実践、家庭・地域での更なる取組の普及・推進の一つの指標として、前年度を上回る作品応募数を得ることができた。	学校での実践、家庭・地域での更なる取組の普及・推進の一つの指標として、作品応募数を設定している。作品応募数の増加のみにとらわれず、事例収集した成果を、広く共有、周知し、各学校の家庭・地域における「いのちの授業」の取組に結び付けていく必要がある。
17	支援策 2	インクルーシブ教育実践推進校の環境整備	県立高校をインクルーシブ教育実践推進校に指定して、(知的障がいのある生徒の特別募集を行うことから、)インクルーシブ教育を実践するために必要な環境整備を行う。	教室改修、備品等購入、空調機器整備等。	インクルーシブ教育推進課	活動	環境整備を完了した学年の延べ数とする。	施設整備単体では成果を生み出せないため。	学年数54	学年数54	100.0%	S	県立高校改革Ⅲ期計画において新たに指定した4校で、知的障がいのある生徒を受け入れるため、3年生分の基礎的な環境整備を完了した。	インクルーシブ教育実践推進校に指定した県立学校18校で知の障がいがある生徒を受け入れるため、整備した環境を有効に活用していく必要がある。

大柱（1）中柱（1）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
18	支援策 2	インクルーシブ教育実践推進校の教材開発等	すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進していくため、インクルーシブ教育についての理解啓発を図るとともに、県立高校で障がいのある生徒を受け入れていくための環境整備を行う。	インクルーシブ教育実践推進校の説明会、教材開発や専門家による指導・助言を実施する。	インクルーシブ教育推進課	活動	インクルーシブ教育実践推進校の指定校数	県立学校における教育活動は、当事業にかかわらず、様々な取組が総合的に実施されており、本事業のみを抽出した効果を測定することができない。	18校	18校	100.0%	S	インクルーシブ教育実践推進校に指定されている18校で環境整備及び研究を行った。	インクルーシブ教育実践推進校における環境整備及び研究を引き続き進めるとともに、その成果を活用した取組の展開を検討する必要がある。
19	支援策 2	インクルーシブ教育推進フォーラムの開催	すべての子どもが同じ場で共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進していくため、インクルーシブ教育についての理解啓発を図るとともに、県立高校で障がいのある生徒を受け入れていくための環境整備を行う。	インクルーシブ教育推進についての理解・啓発を図るため、県民対象にフォーラムを実施する。	インクルーシブ教育推進課	活動	県民への理解啓発のため、インクルーシブ教育推進フォーラムを開催する。	インクルーシブ教育の理解啓発は、国をはじめ、市町村、各種団体等の様々な主体が取り組んでいる。また、県教育委員会でも高校や小中学校、特別支援学校等で取組を進めているため、主体や事業を特定して効果測定を行うことができない。	2回	2回	100.0%	S	インクルーシブ教育推進フォーラムを2回開催した。	インクルーシブ教育推進フォーラムを2回開催したが、引き続き、市町村教育委員会とも連携し、実践報告なども含め、インクルーシブ教育推進フォーラムを継続して実施していく。

大柱（１） 中柱（２）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
20	支援策 3	かながわコミュニティカレッジ事業	共に支え合う共助の社会づくりに向けて、地域の課題解決や活性化などに取り組むボランティアやNPOなど、地域で活動する人材を育成する「県民の学びの場」として「かながわコミュニティカレッジ」を実施する。	地域の諸課題の解決や地域の活性化に関心と意欲を持つ受講生を募り、講座開催を通じて必要な知識等を提供し、地域・社会活動に参画する人材等の育成を図る。	かながわ県民活動サポートセンター	成果	・受講者の高い満足度（講座回数、講義時間、受講料、つながり、活動のヒント、満足度）の維持（現状）80.00点		80.00点	80.28点	100.4%	S	主催講座26講座の平均（受講者アンケート（最終回アンケート）を基に算出）講座回数、講義時間、受講料、つながり、活動のヒント、満足度 講座回数4.64点/5点、講義時間 4.55点/5点、受講料 3.16点/5点、つながり 2.97点/5点、活動のヒント 4.35点/5点、満足度 4.42点/5点 合計 80.28点/100点(30点満点を100点満点に換算)	最終回アンケートの評価は、引き続き安定して高い満足度を維持しており、前年度より実績値が上回る結果となった。講座編成をするにあたり、自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、引き続き災害救援・防災・減災に資する講座を展開するとともに、発達障がい児・犯罪被害者・外国につながる子どもの支援といった高い専門性が求められる人材の育成や、広報や会計を始め団体の運営能力向上に寄与する講座を、バランスを考慮しつつ効果的に展開していく必要がある。
21	支援策 3 支援策 9	県民生委員児童委員協議会への活動支援	民生委員の研修等に要する費用に対して補助し、各委員の資質の向上や相互連携を図る。	県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡連携を図る組織である、県民生委員児童委員協議会が行う研修等の活動に対して支援する。	地域福祉課 地域福祉G	活動	・協議会主催の研修会の開催（10回程度） ・協議会による委員配布広報誌の発行（年4回）	協議会の自発的な活動による研修や相互連携により、総合的な資質向上を図ることとしており、一義的な数値目標はなじまない。	研修10回 広報誌4回	研修7回 広報誌4回	70% 100%	a	県民生委員児童委員協議会への活動支援において、県民児協主催の研修等を7回実施、広報誌を4回発行しており、県域の委員の資質の向上や相互連携を図ることができた。	県民生委員児童委員協議会への活動支援において、研修では目標値を達成することができなかった。広報誌においては年度計画どおり発行した。引き続き、県民生委員児童委員協議会の活動を支援し各委員の資質の向上や相互連携を図ることとする。
22	支援策 3	児童相談所業務機能強化対策事業	児童の複雑困難な問題に迅速かつ適切に対応できるよう児童相談所の機能強化を図る。	児童委員、主任児童委員に対して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等をテーマとした研修を実施する。	子ども家庭課	その他の実績	児童委員、主任児童委員に対する研修の実施回数、参加者数。	「子育てを見守り支える地域」を統一的な指標で測れないため。		集計中	集計中			
23	支援策 3 支援策 9	民生委員・児童委員研修	民生委員・児童委員の研修を実施することで、民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得を図る。	民生委員・児童委員としての活動に必要な知識の習得の研修を、新研修・リーダー研修・テーマ別研修など体系的に実施する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	研修の理解度を90%で維持する。		90%	96.2%	106.9%	S	民生委員・児童委員研修における受講者の理解度は96.2%と高い水準となり、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を得ることができた。	集合形式で研修を実施するとともに、後日オンデマンド配信を行うことで、多く方に受講していただくことができたことにより、受講者の理解度も目標値を超え高い水準となった。今後も研修内容の充実とわかりやすさを重視した研修を実施し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を習得できるよう支援する。
24	支援策 3 支援策 5	保健福祉事務所による地域福祉人材養成・育成研修	整理番号28番と統合			事業統合								
25	支援策 3	圏域別地域福祉担当者連絡会の開始	県による市町村への広域的支援等の見地から、保健福祉圏域における地域の福祉的課題に関して、県、市町村及び市町村社会福祉協議会が事業等取組状況を共有、検討することにより、各圏域の地域福祉を推進する。	保健福祉圏域毎に、市町村及び市町村社会福祉協議会間で事業等取組状況や圏域内の課題等の情報共有を行うために、「圏域別地域福祉担当者連絡会議」を開催する。	地域福祉課 地域福祉G	活動	指定都市を除く4保健福祉圏域において、毎年度1回ずつ（計4回）開催する。	圏域における事業等取組状況や課題等の情報共有の会議であるため。	4回	4回	100.0%	S	前年度と同様に、全4圏域で対面開催できた。	県がこうした連絡会議を主催することで、市町村、市町村社協職員にとっては、研修や情報交換の場となっているとの意見もあることから、県の重要な役割として本会議を実施していく必要がある。
26	支援策 3	「かながわボランティアセンター」によるボランティアコーディネーターの養成	広域的な立場から福祉教育の推進やボランティアリーダー等の人材養成、当事者活動支援等の実施を通じて、県域・市町村域におけるボランティア活動の推進を図る。	県社会福祉協議会のかながわボランティアセンターにおいて、ボランティアコーディネーター養成のため研修を実施するほか、ボランティア活動に関する総合相談、情報提供等を行い、広域的な視点からボランティア活動の推進を図る。	地域福祉課 地域福祉G	成果	令和5年度～令和8年度のコーディネーター養成数目標：200人（@50人/年度）		50人	42人	84.0%	a	かながわボランティアセンターが県域でのボランティア活動の推進のため実施したボランティアコーディネーター向け研修を42人が受講した。（基本コース31名、スキルアップコース11名、昨年度と比べ、スキルアップコースの受講者は減少したが、基本コースの参加人数が増加した。）	ボランティアの基礎を習得するための基本コースの受講人数が昨年度と比べ、上回ることができた。引き続き、ボランティアコーディネーター向けの研修を実施するとともに、県域でのボランティア活動のさらなる推進を図る。
27	支援策 3 支援策 5	生活支援コーディネーター養成研修事業	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能を果たす者（生活支援コーディネーター）への支援のため、研修等を行う。	市町村で生活支援コーディネーターとして配置又は配置予定の者、市町村の協議体の委員・構成団体及び市町村職員等を対象に、研修（基本・応用・実践研究）及び情報交換会、アドバイザー派遣を実施し、資質向上を図る。	高齢福祉課	成果	生活支援コーディネーター研修（対面、オンライン受講）の受講者延べ人数 者数 R5（2023）：440人 R6（2024）：455人 R7（2025）：470人 R8（2026）：485人		470人	442人	94.0%	a	基本研修2回、応用研修3回、実践研究研修2回、情報交換会2回を実施し、合計442人が受講した（達成度95.7%）	今後、高齢化や人口減少で地域の助け合い活動の担い手が少なくなる中、生活支援コーディネーターがより企業など様々な主体と連携して様々な活動を創出する役割を果たすことが重要であり、県としては生活支援コーディネーター支援のため、引き続き必要な知識を得るための研修や情報交換会などを実施していく必要がある。
28	支援策 4	包括的な相談支援体制の整備を進める人材の育成	市町村が整備する包括的な支援体制において、複合的な課題や制度の狭間にある課題等を、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を促進するための人材を育成する。	市町村職員等に向けた研修会や連絡会において課題等を情報共有し、必要に応じて市町村の実情に合わせた個別の支援を行う。	地域福祉課 地域福祉G	成果	包括的支援体制（社会福祉法第106条の3の規定）の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数		31市町村	28市町村	90.3%	a	重層的支援体制構築支援事業では、昨年度から包括的支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置づけた自治体の数は変わらなかったが、包括的支援体制の整備の必要性について各市町村及び市町村社協職員の理解を深めた。	包括的な支援体制を整備するために、市町村及び市町村社協職員を対象に連絡会を実施し、各市町村における課題等の情報共有し、特に課題別研修では町村部における包括的支援体制の取組を支援した。また、希望のあった市町村に体制整備アドバイザーを派遣し、包括的な支援体制の整備を進めるにあたり解決困難な事案や課題に対して個別の支援を行った。今後も引き続き、各市町村の体制整備の進捗状況を把握し、連絡会やアドバイザー派遣を充実させる必要がある。

大柱（1）中柱（2）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応																														
29	支援策 4 支援策 5	地域包括支援センター職員等養成研修事業	各市町村が設置する地域包括支援センターの職員等を対象に、地域包括支援センターの役割や担う業務の理解を進め、地域支援事業の適切な実施に向けて、必要な知識や技能の習得を図るための研修を実施する。	地域包括支援センター職員として従事する（又は従事する予定の）保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等に対し、業務を行う上で必要な知識の修得及び技術の向上を図るための研修（初任者研修、現任者研修、管理者向け研修）を実施する。	高齢福祉課	成果	地域包括支援センター職員養成研修（現任者研修等）の修了者数：200人		200人	269人	134.5%	S	初任者研修 2 日間（地域包括支援センターの役割、権利擁護、高齢者虐待等）、現任者研修について総合編 1 日間、個別テーマ編 2 回各 1 日間（「リスクマネジメント」 ～トラブル・ハラスメントを予防するための準備・心構え～、地域包括支援センターにおける総合相談の意義～相談援助技術を磨く～等）、管理者研修 1 日間（「地域包括支援センターのマネジメント」）の研修をいずれもオンラインで実施し、269人が修了した。内容について、委託先の介護支援専門員協会の研修部会で都度内容を検討しながら、より現場に必要な内容の研修になるよう努力した。	国が示す地域包括支援センターに求められていること等の方向性も踏まえた研修を実施していく必要がある。																														
30	支援策 5 支援策 7	主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成する。	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する「主任介護支援専門員研修」を実施する。 また、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に受講し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る「主任介護支援専門委更新研修」を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修を毎年度実施する。	主任介護支援専門員の養成及び主任介護支援専門員の有効期間の更新に必須の法定研修であるため。	1 回以上／年	3回	300.0%	S	主任介護支援専門員研修を 1 回、主任介護支援専門員更新研修を 2 回、オンラインでの研修環境を整備してそれぞれ実施し、地域包括ケアシステムの中核としての役割を担う主任介護支援専門員を養成するとともに、さらなる資質向上を図ることができた。	主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修については、研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要があるため、引き続き研修を体系的に実施するとともに、オンライン環境での効率的な実施方法等を含めた研修の内容等の改善を図っていく。																														
31	支援策 5 支援策 7	介護支援専門員多職種連携研修事業	地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図るため、困難事例等を含めた総合的な対応力強化と資質向上を目的とした研修を実施する。	多種多様な利用者ニーズに対応できる介護支援専門員を育成するため、介護支援専門員業務に特化した研修を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	受講者アンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合。 ①医療連携、②社会資源		①54.4% ②40.0%	①55.5% ②50.0%	①102.0% ②125.0%	S	6 回実施 申込者数：752名（医療知識 2 会場・オンライン 2 回、医療介護連携・地域課題オンライン 2 回） 受講者数：555名（医療知識 2 会場・オンライン 2 回、医療介護連携・地域課題オンライン 2 回）	アンケート結果から、本事業については一定の効果が得られたと考える。介護支援専門員多職種連携研修事業を引き続き実施することで、より多くの介護支援専門員の資質向上を目指す。																														
32	支援策 5	認知症医療支援事業	高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の大幅な増加が見込まれており、認知症の人や家族が暮らしやすい社会を実現するためには、認知症に関する適切な知識や理解が今後より一層求められる。そのため、医師等の医療従事者及び介護従事者等、専門職に対し研修を実施することで、認知症に関する対応力を高め、早期診断・早期対応といった認知症医療・介護支援体制の強化を図る。	認知症ケアに携わる人材育成のため、医療・介護の専門職等に対し、各種研修を実施する。また、政令市が実施する各種研修について、事業費を補助する。 ・認知症サポート医養成研修 ・認知症サポート医フォローアップ研修 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修 ・病院勤務の医療機関従事者向け認知症対応力向上研修 ・看護職員認知症対応力向上研修 ・歯科医師認知症対応力向上研修 ・薬剤師認知症対応力向上研修 ・病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	高齢福祉課	成果	認知症サポート医養成数累計について、対前年度比30人増を目標とする。		649人	712人	109.7%	S	61名養成。	県が受講料を負担する養成数を前年同水準に確保したほか、横浜市での養成者数が増加したため。																														
33	支援策 5	認知症地域支援等研修事業	認知症の人が地域で安心して暮らし続けられるよう、市町村が設置する認知症初期集中支援チームのチーム員を養成し、認知症地域支援推進員のスキルアップや情報交換を兼ねた研修会を実施することで、認知症の地域支援体制の強化を図る。	（１）認知症初期集中支援チーム員研修 認知症初期集中支援チームに携わる専門職を対象として、国立長寿医療研究センターが実施する認知症初期集中支援チーム員研修に派遣し、認知症初期集中支援チーム員を養成する。 （２）認知症地域支援推進員研修 認知症の人が、認知症の進行に合わせた必要な医療、介護等の支援を受けてその人らしく地域で生活ができるようにするためのネットワークづくり等を行い、認知症施策の向上を図るための取組の推進役である認知症地域支援推進員の業務内容の理解を深めるとともに認知症疾患医療センターや認知症サポート医等の役割、認知症サポーターの養成等を通じた地域づくり、医療と介護のほか民生委員等も含めた支援体制の構築などについて理解する研修を実施する。	高齢福祉課	その他の実績	初期集中支援チームへの相談件数 2023年度 1,563 件		1,583件	今後照会予定	今後照会予定		令和 7 年度実績は、国の調査と合わせて行うため、10月頃とりまとめの予定。	現在市町村に照会中。 （10月頃に集計作業完了予定）																														
34	支援策 5	相談支援従事者等養成研修	障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、相談支援専門員として勤務するために必要な研修であり、地域の障害がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の支援技術を習得することを目的とする。	相談支援事業に従事する者に対し、相談技術の習得を目的とした初任者研修や日常業務の検証等を目的とした現任研修を行うことにより、相談支援に係る人材養成を行う。	障害福祉課	成果	毎年、835名の修了者を目指す。		835人	769	92.1%	A	<table><tr><td colspan="3">< 初任者研修 ></td><td colspan="3">< 現任研修 ></td></tr><tr><td colspan="3">< 主任研修 ></td><td colspan="3">< 主任研修 ></td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>46</td><td>198</td><td>172</td><td>横浜市</td><td>134</td></tr><tr><td>川崎市</td><td>50</td><td>55</td><td>55</td><td>合計</td><td>382</td></tr><tr><td>46</td><td>341</td><td>341</td><td>341</td><td>※修了者数</td><td>769</td></tr></table>	< 初任者研修 >			< 現任研修 >			< 主任研修 >			< 主任研修 >			神奈川県	46	198	172	横浜市	134	川崎市	50	55	55	合計	382	46	341	341	341	※修了者数	769	県内のセルフプラン率が全国的に見て高い水準であることは継続しており、引き続き、相談支援専門員を養成し、相談支援体制の整備を行っていく必要がある。 現任研修の受講条件である実務経験要件を満たしているか確認をするため、第三者（所属長等）による「実務経験証明」の提出を必要としていく制度開始に向け、令和 8 年度に周知を実施する必要がある。
< 初任者研修 >			< 現任研修 >																																									
< 主任研修 >			< 主任研修 >																																									
神奈川県	46	198	172	横浜市	134																																							
川崎市	50	55	55	合計	382																																							
46	341	341	341	※修了者数	769																																							

大柱（１）中柱（２）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
35	支援策 5	障害者歯科診療体制推進事業	障がい児者が身近に必要な歯科診療を受けられる体制を整えるために構築した「神奈川県心身障害児者歯科診療システム」(以下、歯科診療システム)が円滑に運営できるよう支援することにより、障がい者歯科診療を推進する。	障がい者歯科に従事する歯科医師、歯科衛生士に対する研修及び神奈川県歯科医療推進協議会を実施する費用に対して補助する。	障害福祉課	活動	一次医療担当者の育成事業、一次・二次医療担当者現任研修事業の受講者数 計300名	歯科診療システムの構築、整備、推進の成果指標を判断するには、当該事業における研修事業の実績(受講者数)や協議会の開催だけでは不十分といえるため。	350人	191人	54.6%	b	一次医療担当者の育成事業48名、一次・二次医療担当者現任研修事業143名の計191名の受講実績があった。	集合形式での研修が再開し、昨年度と比較すると受講者数は微増し、一定の進捗がみられる。障害者の歯科診療へのニーズは高まっている状況は続いているため、引き続き研修を実施し、障害者の歯科診療体制の構築を担う人材養成を行っていく。
36	支援策 5 支援策 7	サービス管理責任者等の養成	障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者（児童福祉法に基づく児童発達支援管理責任者を含む。）として従事する者が、地域の障害者等の移行に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得する。	神奈川県が指定する研修事業者が「指定障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に規定される「サービス管理責任者基礎研修」を行う。	障害サービス課	成果	研修の修了者数		1,600人	1,521人	95.1%	a	サービス管理責任者等の必須要件となる基礎研修について、令和7年度は41回実施し、計1,521名が研修を修了した。	令和6年度から、さらに研修回数を増やしたことで、少人数での研修開催が可能になり、受講者の理解度向上につなげることができた。
37	支援策 5	介護支援専門員実務研修受講試験・介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者に対して実務研修を実施し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を行う。	ア 介護支援専門員実務研修受講試験 受験資格：保健・医療・福祉の国家資格を有する者等で、実務経験が5年以上且つ従事した日数が900日以上 の者 実施：年1回（試験期日は全国一律） イ 介護支援専門員実務研修 利用者の自立支援を図るために、アセスメントの重要性を認識し、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆる「ケアマネジメント」の課程に沿った各段階で必要な視点や手法を修得する。 実施：年1回（16日間程度、87時間）	地域福祉課福祉介護人材G	活動	介護支援専門員実務研修受講試験・介護支援専門員実務研修を各年1回実施する。	介護支援専門員の養成に必須の法定研修であるため。	1回	1回	100.0%	a	介護支援専門員実務研修受講試験・介護支援専門員実務研修を年1回実施した。	介護支援専門員として実務を行うにあたって必要な知識及び資質の確保を行った。今後も各研修実施機関と連携し、研修の円滑な実施を図っていく。

大柱（1）中柱（3）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
30	支援策 5 支援策 7	主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員を養成する。	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践することのできる主任介護支援専門員を養成する「主任介護支援専門員研修」を実施する。 また、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に受講し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図る「主任介護支援専門委更新研修」を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修を毎年度実施する。	主任介護支援専門員の養成及び主任介護支援専門員の有効期間の更新に必須の法定研修であるため。	1 回以上／年	3回	300.0%	S	主任介護支援専門員研修を 1 回、主任介護支援専門員更新研修を 2 回、オンラインでの研修環境を整備してそれぞれ実施し、地域包括ケアシステムの中核としての役割を担う主任介護支援専門員を養成するとともに、さらなる資質向上を図ることができた。	主任介護支援専門員研修・主任介護支援専門員更新研修については、研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要があるため、引き続き研修を体系的に実施するとともに、オンライン環境での効率的な実施方法等を含めた研修の内容等の改善を図っていく。
31	支援策 5 支援策 7	介護支援専門員多職種連携研修事業	地域包括ケアシステムの中核を担う介護支援専門員の資質向上を図るため、困難事例等を含めた総合的な対応力強化と資質向上を目的とした研修を実施する。	多種多様な利用者ニーズに対応できる介護支援専門員を育成するため、介護支援専門員業務に特化した研修を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	受講者アンケートで「専門性をもって実践し、指導ができる」「専門性をもって実践できている」と回答した割合。 ①医療連携、②社会資源		①54.4% ②40.0%	①55.5% ②50.0.%	①102.0% ②125.0%	S	6 回実施 申込者数：752名（医療知識 2 会場・オンライン 2 回、医療介護連携・地域課題オンライン 2 回） 受講者数：555名（医療知識 2 会場・オンライン 2 回、医療介護連携・地域課題オンライン 2 回）	アンケート結果から、本事業については一定の効果が得られたと考える。介護支援専門員多職種連携研修事業を引き続き実施することで、より多くの介護支援専門員の資質向上を目指す。
36	支援策 5 支援策 7	サービス管理責任者等の養成	障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者（児童福祉法に基づく児童発達支援管理責任者を含む。）として従事する者が、地域の障害者等の移行に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得する。	神奈川県が指定する研修事業者が「指定障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に規定される「サービス管理責任者基礎研修」を行う。	障害サービス課	成果	研修の修了者数		1,600人	1,521人	95.1%	A	サービス管理責任者等の必要要件となる基礎研修について、令和 7 年度は41回実施し、計1,521名が研修を修了した。	令和 6 年度から、さらに研修回数を増やしたことで、少人数での研修開催が可能になり、受講者の理解度向上につなげることができた。
38	支援策 6	「介護フェア in かながわ」の開催	広く県民に対して、介護の仕事の魅力を発信し、介護への理解・関心を高めることで、介護に携わる人材のすそ野を広げ、多様な人材の確保につなげる。	「かながわベスト介護セレクト20」及び「かながわ感動介護大賞」の表彰式、介護経験のある著名人の講演や若手介護職員のトークショー、介護ロボット・福祉機器の展示・実演、仕事紹介、介護相談等	地域福祉課福祉介護人材G	成果	来場者アンケートで「イメージアップにつながった」と回答した割合		80.0%	95.5%	119.4%	S	介護フェア開催実績 参加企業・団体数 26団体 参加者数 約1,100人 イメージアップにつながったと回答した割合 95.5%	来場者向けアンケートにより、イメージアップにつながった割合が95.5%と目標を達成した。100%以上の達成度が続いており、事業として一定の成果を果たしたと言える。今後はより効果が見込まれるイベントとして、他イベントとの統合等の抜本的な改善を行い、新たな形で介護人材確保促進を図っていく。
39	支援策 6	県立高校における福祉・介護に関する授業の実施	県内の全県立高校・中等教育学校の生徒を対象に介護・福祉に関する授業等を実施し、福祉や介護に関する理解や関心を深めることにより、将来的な介護・福祉人材の確保につなげる。	県立高校で福祉・介護に関する授業の実施やインターンシップ制度による介護の職場体験を促進する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	福祉・介護に関する教材の配布校数	県立高校生に向けた福祉介護に関する魅力普及啓発の事業であるため。	136校	136校	100.0%	S	高校生向けの啓発資料として「いろんな『職種』で、人を支える 福祉のしごと」を作成し、全県立高校・中等教育学校に配布（136校、42,543部）	福祉介護分野の仕事に対する理解を深めてもらうための普及啓発を図るため、引き続き県内の高校に教材を活用した授業の啓発とともに出張介護授業を行い、福祉の仕事のやりがいや魅力を伝えていく。
40	支援策 6	福祉科生徒の実習支援	少子高齢社会で必要とされる人材育成のため、福祉施設での実習を行い、専門的な技術や知識を学び、福祉の心を育むとともに、実技・技術に裏打ちされた実践力を身に付ける。	福祉系の県立高校において、「介護福祉士」の国家試験受験資格を取得するための実習や「介護職員初任者研修」の実習を福祉施設で行い、当該福祉施設に謝礼を支払う。	高校教育課	活動	津久井高校における福祉施設での実習日数：在学中に50日の実施	事業費の大部分が実習施設への謝礼であることから成果指標にそぐわない。	50日	50日	100.0%	S	津久井高校における福祉施設での実習日数（在学中）	福祉科生徒の実習支援について、多くの生徒が介護施設等へ就職しており、介護福祉士を目指すというわかりやすい目標のもと、熱心に教育活動を行っている。継続の課題として、介護・福祉分野の技術の進展が激しく、校内の実習設備が古くなってきていることから、これからの介護・福祉を担う生徒のため、現場に合わせた新しい設備が必要である。
41	支援策 6	県立保健福祉大学交付金	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に運営費交付金を交付することにより、保健・医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする。	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学に対し、その業務の財源に充てるために運営費交付金を交付する。	医療整備・人材課	成果	【第一期】 令和 5 年度までは評価委員会による法人の業務実績評価において「S 年度計画を大幅に上回って達成している」、「A 年度計画を達成している」、「B 年度計画を概ね達成している」の評価を評価項目の概ね80%以上で得る。 【第二期】 ○令和 5 年度の地方独立行政法人法の改正に伴い、第二期中期目標期間の令和 6 年度以降は、大学が中期計画に定められた「中期目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標」に基づき中期計画の進捗状況についての確認を行い、県及び評価委員会がこれを確認することとする。 ○成果指標については評価委員会による第二期中期目標期間の法人の見込業務実績評価（令和 10 年度実施）において、「S 中期計画を大幅に上回って達成する見込みである」、「A 中期計画を達成する見込みである」、「B 中期計画を概ね達成する見込みである」の評価を評価項目の概ね80%以上で得る。					S	令和 7 年度分については、中期計画の進捗状況について記載された事業報告書が令和 8 年 6 月に提出される予定であり、これに基づき県及び令和 8 年 7 月頃に開催される評価委員会が中期計画の進捗状況について確認をする予定。	教職員一丸となって法人・大学運営に努め、教育・研究・社会貢献における取組を行うことで良好に業務を実施することができた。今後、急速に進む少子・高齢化など、開学後の保健・医療・福祉を取り巻く社会環境の変化に対応する必要がある。引き続き保健福祉大学の円滑な運営を支援していく。
42	支援策 6	「かながわ福祉人材センター」による就業支援	質の高い福祉介護人材の確保・定着等を図るため、福祉介護分野専門の無料職業紹介や福祉施設等への就労促進等を行う。	「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護分野の仕事に関する無料職業紹介あつ旋事業、就職相談会などに取り組む。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	福祉介護分野への就職者数		550人	212人	38.5%	C	① 福祉人材バンク事業 ・求人相談数 4,902人 ・求職相談数 8,337人 ・紹介者数 252人 ・福祉施設等就職相談会（県4回、地域 7 回）人 ② 福祉就労講座事業 ・就職支援ガイダンス（県域 3 回、地域 7 回）336人 ③ 福祉人材調査研究事業 ④ 5 圏域における福祉専門の地域別就職相談会の開催	「かながわ福祉人材センター」として、福祉・介護の就労相談やあつせん等の一定の実績を積み重ねている。福祉・介護の仕事を知るためのイベントなど、福祉・介護分野の魅力・普及啓発にも取り組み、福祉・介護の仕事への就職を考える方の窓口としての機能を充実していく。4 年度からは、認知度向上事業に取り組み、人材センターそのものの周知を強化している。

大柱（１）中柱（３）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
43	支援策 6	キャリア支援専門員配置事業	個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行い、福祉・介護人材の確保定着を促進する。	「かながわ福祉人材センター」に福祉現場での就労経験のあるキャリア支援専門員を配置し、専門性を活かしたきめ細かなマッチング支援を行う。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	キャリア支援専門員によるミニセミナーの参加者数	就職支援は、かながわ福祉人材センターの無料職業紹介機能を使用して行い、実績はかながわ福祉人材センターで計上されるため。	240件	249件	103. 8%	S	キャリア専門員によるきめ細かな相談対応、就労支援により、各事業所の人材確保や育成につなげることが出来た。 ○キャリア支援専門員によるミニセミナー 10回、249人参加 ○キャリア支援専門員による相談支援 1, 321件 ○職場開拓 ・介護福祉士等養成校、求人事業所等への訪問 養成校 4 回、事業所 90回 ・関係機関、団体等との連絡、調整の実施 4 回	キャリア支援専門員配置事業により、相談窓口における専門相談やハローワークでの出張相談及び就職相談会等で、求人・求職者の相談に応じ、個別の相談者に応じた就労マッチングを展開できた。ガイダンス、個別相談、マッチングまでの継続的支援をより一層進めていく必要がある。
44	支援策 6	福祉介護の職場体験事業	福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して、職場を体験する機会を提供することでミスマッチを防ぐとともに、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることから人材の確保・定着を促進する。	福祉・介護分野での就労に関心のある者に対して、実際の職場の雰囲気やサービスを知ってもらう職場体験の機会を提供する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	福祉の仕事の理解を深め、就労に向けて具体的な活動を進められるよう、福祉介護の職場体験事業を実施した。	就職支援は、かながわ福祉人材センターの無料職業紹介機能を使用して行い、実績はかながわ福祉人材センターで計上されるため	8 回	16回	200. 0%	S	福祉の仕事の理解を深め、就労に向けて具体的な活動を進められるよう、福祉介護の職場体験事業を実施した。	「福祉・介護の仕事を知る体験事業等」として施設見学会を15回、体験会を1 回、実施し、合計30名の職場体験等参加者数があり、福祉の仕事について理解を深めることができた。
45	支援策 6	外国籍県民への就労支援	福祉・介護人材のすそ野を拡大するため、外国籍県民対象とした就職支援やビジネスマナー研修、施設説明会などの開催により、福祉・介護分野での外国籍県民の雇用拡大・定着を図る。	○福祉・介護分野への就労を希望する外国籍県民に対する就労支援 電話や来所による就労相談、また、希望する者を対象に施設説明会を個別に開催し、福祉・介護の仕事への理解促進、就職先紹介等を行う。 ○外国籍県民の雇用を検討する福祉・介護施設への支援 初めて外国籍県民の雇用を検討する福祉施設等に対し、コーディネーターが施設を訪問し、説明・相談等の支援を行う。 ○外国人介護人材雇用セミナー 介護サービス事業所に所属する職員等と、外国人を雇用している福祉事業者の座談会を開催、また、専門家から外国人雇用時の基礎知識をレクチャーする。 ○外国籍県民を対象としたビジネスマナー研修及び意見交換会の実施 就労が決定した者または就労中の者を対象に、福祉・介護分野に必要なビジネスマナー研修を開催し、また、外国籍県民介護職の意見交換会を開催する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	就職者数		100人	29人	29. 0%	C	就職あっせん登録者数：75名、就職者数：29名	令和4年度までは各地域にて就職相談会を実施していたが、就職者数の実績値が芳しくないため、電話や来所による就職相談は個別に実施している。今後も参加者（あっせん登録者数）を増やすことで、就職者数を増やしていく。
46	支援策 6	外国籍県民参入促進事業	介護分野での就労意欲のある外国籍県民等を対象に、介護の資格取得から介護サービス事業所等への就労支援までを一貫して支援することで、新たな介護人材の参入促進を図る。	福祉・介護分野への就労を希望する外国籍県民対象の資格取得支援及び就労支援を行う。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	就職者数		54人	26人	48. 1%	C	介護職員初任者研修 ・受講者数：60名 研修修了者：50名 就職者数：26名	アウトカム目標である就職者数54人を下回っている。今後も受講者数の増加を図りつつ、就職者をより一層伸ばしていきたい。
47	支援策 6	E P A外国人看護師等候補者支援事業	経済連携協定に基づき県内の施設が受け入れた外国人看護師等候補者に、協定で定められた期間内に看護師等の資格を取得させ、引き続き本県で就労してもらう。	県内の施設で就労しながら資格取得に向けて学んでいる候補者に対し国家試験対策講座等を実施する。	医療整備・人材課	その他の実績							神奈川県内のEPA看護師候補者が0名となったことから、国家試験受験者も0名であった。	本年度についても国家試験受験者が0名だったため、自己評価を行うことができない。前年度同様、県内の病院では人的負担の大ききから受入れに消極的な状況が続いており、国に対して制度の抜本的な見直しを求めているところである。
48	支援策 6	E P A外国人介護福祉士候補者支援事業	経済連携協定（EPA）に基づき入国した介護福祉士候補者の国家試験合格を支援する。	EPAにより来日した介護福祉士候補者に対し、国家試験対策講座を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	入国時期に応じた国家試験受験対策講座の実施数 上級（4年目）1コース、中級（3年目）6コース 初級（2年目）3コース、入門（入国時）3コース 計13コース	経済連携協定（EPA）は、二国間の経済活動の連携強化観点から、公的な枠組みで特例的に行うものであるため、県が成果指標を設定することはできない。	13コース	12コース	92. 3%	a	入国時期に応じた国家試験受験対策講座を実施した。 上級（4年目）3コース、中級（3年目）3コース 初級（2年目）3コース、入門（入国時）3コース 計12コース	入国時期に応じた、適正な国家試験受験対策講座を実施することができた。
49	支援策 6	介護福祉士修学資金等貸付事業	介護人材の育成・確保のため、県内で介護職を目指す学生に介護福祉士・社会福祉士の国家資格を取得するために必要な修学資金等や、現任の介護職員が実務者研修を受けるための受講費用、離職した介護職員の再就職や他業種等で働いていた者等であって一定の研修等を修了した者が就職に必要な費用を貸し付ける。	神奈川県社会福祉協議会が、国及び県からの貸付原資の補助金を基に修学資金等の貸付事業を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	神奈川県内の福祉施設等への就労や定着を支援するため、国が定めた貸付支援事業を適切に実施（8事業7加算金（計15種類））する。 貸付事業名 ・介護福祉士修学資金貸付（加算貸付金4種類） ・介護福祉士実務者研修受講資金貸付 ・再就職準備金貸付 ・社会福祉士修学資金貸付（加算貸付金3種類） ・介護分野・障害福祉分野就職支援金貸付 ・福祉系高校修学資金貸付・返還金充当資金貸付	福祉・介護人材の確保のため、貸付利用したい者への制度を整えることが重要であり、貸付利用者の数を成果指標として目標とするものではないため。	15種別	15種別	100. 0%	S	神奈川県内の福祉施設等への就労や定着を支援するため、国が定めた貸付支援事業を適切に実施（8事業7加算金（計15種類））した。	国が定めた貸付支援事業を適切に実施することができた。今後も、実施主体である神奈川県社会福祉協議会が安定した貸付業務を続けられるよう支援する。
50	支援策 6	介護人材確保対策推進会議の運営	地域で介護人材をはぐむ体制を構築するために、介護事業者、職能団体、介護人材の養成機関等の地域のあらゆる関係主体が、介護人材確保に力のかかる関係主体による介護人材確保に向けた協議の場を設置する。	介護事業者、職能団体、介護人材の養成機関等のかかる当事者として課題を共有し、介護人材確保に向けた協議を行う。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	関係行政機関、職能団体、介護人材養成機関などを構成員とする介護人材対策推進会議と、テーマ別に設置する検討チームを、あわせて8 回程度開催する。	関係主体による介護人材確保に向けた協議の場を設置する事業であり、直ちに人材確保につながるとは限らないため。	8回	8回	100. 0%	S	介護人材確保対策推進会議を2 回、情報部会を2 回、学び続けられる環境整備部会を2 回、在宅ワーキングを2 回の計8 回実施した。	県内の介護福祉人材に関わる行政機関、介護事業者、職能団体等の地域の関係主体が連携し、人材確保対策を推進する体制を構築することができている。今後、介護人材確保対策推進会議での検討成果や先駆的な取り組みなどをポータルサイトの充実等を通じて広く関係者に広めていくことが求められる。

大柱（１）中柱（３）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
51	支援策 6	介護未経験者参入促進事業	介護分野での就労は未経験であるが、就労意欲のある中高年齢者等を対象に、介護の導入的研修である介護職員初任者研修や、介護に関する入門的研修を実施するとともに、介護サービス事業所等への就労あっ旋を行い、資格取得から就労までを一貫して支援することで、新たな介護人材の参入促進を図る。また、県委託分の介護に関する入門的研修については、多様な人材層を対象に介護への興味・関心を高める機会を提供することにより、今後就労を希望する際に介護分野が選択肢となるよう、緩い繋がり（メールマガジンの送付、各種イベントの案内など）を作る。	介護分野での就労は未経験であるが、就労意欲のある中高年齢者等を対象に、介護の導入的研修である介護職員初任者研修や、介護に関する入門的研修を実施するとともに、介護サービス事業所等への就労あっ旋を行い、資格取得から就労までを一貫して支援する。県委託分の介護に関する入門的研修については、令和３年度までの基礎・入門講座（21時間）に加え、基礎講座（３時間）を実施し、介護に関心のある者に対してすそ野拡大を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	初任者研修（一般・政令市）の就労者数		279人	219人	78.5%	a	1 介護職員初任者研修 県内6地域で合計23回実施した。（県委託3地域3回、横浜7回、川崎11回、相模原2回） 2 介護に関する入門的研修 基礎講座・入門講座（21時間）：県内6地域で合計8回実施した。（県委託4地域4回・3政令市4回） 基礎講座（3時間）：県内13地域で合計14回実施した。（県委託のみ） 研修修了者数：807名 就労者数：226名（初任者219名、入門7名） かながわ福祉人材センターへの登録届出数：243名（3時間183名、21時間60名）	引き続き事業周知を行うとともに、研修修了者に対する就労率の向上による、さらなる介護人材の参入促進を図る。
52	支援策 6 支援策 8	介護助手導入促進事業	令和５年度末をもって事業廃止		地域福祉課福祉介護人材G	事業終了								
53	支援策 6	潜在介護福祉士等再就業促進事業	整理番号 4 3番と統合		地域福祉課福祉介護人材G	事業統合								
54	支援策 6	介護支援専門員再研修事業	介護支援専門員として実務に就いていない者または実務から離れている者を対象とした再研修を行うことで、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図る。	介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能を再修得することを目的とする「介護支援専門員再研修」を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	「介護支援専門員再研修」の実施：2回	介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に必要な介護支援専門員再研修の受講機会を確保する。	2回	5回	250.0%	S	介護支援専門員再研修を5回実施し、介護支援専門員として実務に従事するために必要な知識や技能の再修得を図った。	研修内容及び受講者の受講環境の一層の向上を図る必要があるため、引き続き研修を体系的に実施するとともに、研修の内容等の改善を図っていく。
55	支援策 6	障害福祉分野マッチング支援事業	地域生活移行を実現するための人材確保を図るため、障害福祉分野での就労意欲のある者を対象に、導入的研修である介護職員初任者研修及び実習を実施するとともに、障害福祉サービス事業所への就労あっ旋を行い、資格取得から就労支援まで一貫して支援する。	就労希望者の募集・選考 介護職員初任者研修及び実習等の実施 就労ガイダンス 障害福祉サービス事業所への就労支援	地域福祉課福祉介護人材G	成果	就業者数（マッチング数）		44人	46人	104.5%	S	年度4回実施、受講者60名、就労者46名の実績があった。	当事者である障害サービス事業所を巻き込み周知を進めようと、R6年度から事業所説明会を実施、また市町村を巻き込み市の広報誌に掲載し周知。R7年度は、既受講者や既就業者のインタビューをSNSで発信するなどして周知、障害福祉分野の受講参加への一定のハードルを下げた。R8年度からは、先のインタビューをショート動画にしてSNSで発信しさらにSNSを活用し受講者を増やし就労につなげる。
56	支援策 6	支援員助手導入支援事業	支援員と支援員助手が行うべき業務お切り分けることにより、支援員が専門性を発揮することが出来る環境の整備や負担軽減を図るとともに、その効果を障害福祉分野全体に広める。	支援員助手導入のためのコーディネーターの配置及びアドバイザーの派遣を行う。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	支援員助手として雇用された人数。		40人	27人	67.5%	b	導入施設 14施設 雇用数 27人であった。	支援員助手が新たな職種であることから、導入施設等から支援員助手導入に関する事例を収集しその導入効果をまとめ、支援員助手の普及啓発を図る必要がある。また、令和6年度からは、対象事業所の限定を見直し、身体や生活介護事業所等にも広げたため実績が向上した。引き続き、対象施設のすそ野拡大に努める。
57	支援策 6	大学生等向けインターンシップ事業	インターンシップを通じて仕事の内容、魅力ややりがい、実際の職場の雰囲気等を感じることで、障害福祉に関する理解を深め、卒業後の進路として障害福祉分野を選択肢の1つとなるようにする。	県内在住又は在学の大学生等（大学生、短期大学生、専門学校生）を対象に、3日程度の障害福祉施設での助成金（1日 5,000 円）付きインターンシップを実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	参加者からインターンシップ後のアンケートにて、設問「本プログラムが進路選択の参考になったか」に対して「参考になった」と回答した割合。		70%	100.0%	142.9%	S	設問「本プログラムが進路選択の参考になったか」に対して「参考になった」と回答した学生が100%であった。	学生への周知を早い段階で実施した。また、夏休みだけでなく、春休みにも事業を実施することで、学生の参加しやすさをカバーすることができた。
58	支援策 6 支援策 1 2	かながわ地域生活移行推進人材養成事業	障害者支援施設における入所者の地域生活移行を推進する職員を、本県独自に位置付け、その人材育成に取り組むとともに、育成した人材を配置した障害者支援施設へ配置加算等を行うことで、地域移行を促進する。	障害者支援施設における入所者の地域生活移行を推進する職員を、本県独自に位置付け、その人材育成に取り組むとともに、育成した人材を配置し地域生活移行に積極的に取り組む障害者支援施設へ配置加算等を行うことで、障害者支援施設における地域移行を促進する。	障害サービス課	成果	かながわ地域生活移行スペシャリスト及びエキスパートの配置により、地域生活生活移行を1年間で5名の地域生活移行を実現する。		10人	9人	90.0%	a	かながわ地域生活移行推進人材養成事業では、地域生活移行について目標10人に対し、9人の実績であった。（エキスパートの配置圏域が2圏域に増えたため、目標値も5名×2圏域＝10名とした。）	地域生活移行スペシャリストについて、募集方法を工夫し、各施設に個別に受講勧奨を行ったが、受講者は7名にとどまった。認定要件について施設関係者からの意見を聴取し再度検討する。
59	支援策 7	介護職員研修受講促進支援事業	介護人材の定着とサービスの質の向上を図るため、介護サービス事業者が、その従業者に資格を取得させるために負担する研修受講費用及び研修期間中の代替要員を雇用する場合の費用の一部について補助し、介護サービス事業者自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援する。	県内の介護保険事業所及び施設を設置するものを補助対象者とし、従業者が初任者研修、実務者研修、介護福祉士基礎研修、介護福祉士ファーストステップ研修、生活援助従事者研修又は認定介護福祉養成研修を受ける際に職場として支援する場合に、その費用を補助する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	本事業を活用し、介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修を修了した人数		420人	362人	86.2%	a	介護職員初任者研修修了者 56名 実務者研修修了者 301名 ファーストステップ研修修了者 5名	本事業の活用による研修修了者数は増加しており、事業者への周知が進んでいると考えられる。引き続き周知を行い、キャリアアップ支援を積極的に行う事業者の支援に取り組む。
60	支援策 7	現任職員キャリアアップ支援事業費補助	令和6年度末をもって事業廃止		地域福祉課福祉介護人材G	事業終了								

大柱（1）中柱（3）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
61	支援策 7	認知症介護研修事業	良質な介護を担う人材の確保とともに、第一線の介護従事者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整え、認知症介護技術の向上を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。	ア 認知症介護基礎研修 介護保険施設等の職員を対象に、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得させるための認知症介護基礎研修を実施する。 イ 認知症介護指導者フォローアップ研修 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者を対象に、認知症介護研究・研修東京センターの開催する認知症介護指導者フォローアップ研修へ派遣する。	高齢福祉課	成果	ア認知症介護基礎研修の実施 500名程度／年の修了を目指す イ認知症介護指導者フォローアップ研修の実施 2名／年の修了を目指す		502名	1,586名	315.9%	S	フォローアップ研修2名修了。認知症介護基礎研修：新たに1団体を指定し計4団体を指定。仙台センターeラーニング892名修了。㈱クーリエeラーニング580名修了。（一社）高齢協集合研修62名修了。㈱アメイジューeラーニング50名修了。	無資格者の認知症介護基礎研修受講が令和6年度より義務づけられたこと、eラーニングの利便性や、新たに無料で受講できる研修を実施する団体を指定したことなどから、目標を大幅に上回る実績がみられた。
62	支援策 7	喀痰吸引等研修支援事業	喀痰吸引等を実施するために必要な研修のうち、対象者の確保が困難な受講者に実地研修対象者及び指導を行う看護師を確保することで、研修受講を容易にする。	○実地研修受入推進事業 不特定の者対象の研修（1・2号研修）において、実地研修を受け入れた病院・施設等に対し、受入研修種別に応じて協力金を支給。	高齢福祉課	成果	（計画期間中に）喀痰吸引等を行うことができる介護職員（1・2号研修修了者相当）を2,340人養成する。		780人	463人	59.4%	b	喀痰吸引等を行うことができる介護職員(1・2号研修修了者相当)人数463人	喀痰吸引等を担う事業所は、人員に余裕がないため、1,2号研修を介護職員に受講させることが難しいが、引き続き、不特定の者対象の研修（1・2号研修）において、実地研修を受け入れた病院・施設等に対し、受入研修種別に応じて協力金を支給する制度等の周知を引き続き行う。
63	支援策 7	喀痰吸引等研修	喀痰吸引等が必要な高齢者・障がい者に対して、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等の養成に必要な研修事業を実施すること。	特定の者を対象に喀痰吸引等ができる第三号研修を、介護職員等に対して実施する。 国の指導者講習を受講した者による伝達講習を、介護職員等に対する喀痰吸引等の研修において指導にあたる者に対して実施する。	障害福祉課	成果	認定特定行為業務従事者認定証の交付通数 対前年比10%の増		3,690件	3,785件	102.6%	S	当該委託や民間の研修機関により、多くの研修が実施され、目標値以上の実績を出すことができた。	当該委託により新たに医療的ケアを適切に行える介護職員等を着実に養成し、また、民間の登録研修機関が、複数の在宅療養者の医療的ケアを行うため既に喀痰吸引等研修を修了している介護職員等に対し、新たな在宅療養者を対象とした実地研修を多数実施することにより、目標値を超えて介護職員等を養成することができた。
64	支援策 7	相談支援専門員専門コース別研修	「障害児支援」、「地域移行・地域定着」、「意思決定支援」等の研修を実施することにより相談支援従事者等の資質向上を図る。	相談支援従事者等の職員に対して、障害児支援、地域移行・地域定着、意思決定支援等の専門知識及び技術の取得を目的とした研修を実施する。	障害福祉課	成果	相談支援専門員専門コース別研修受講者総数150人		150人	131人	87.3%	a	「地域移行・定着、触法」「スーパービジョン・管理・面接技術」の2コースを実施した。	「地域移行・定着、触法コース」についてはほぼ定員通りの申し込みがあり、すべての方に受講決定を行うことができたが、「スーパービジョン・管理・面接技術」については定員の約半数の受講者になったため、募集定員や実施回数について調整を行っていく必要がある。
65	支援策 7 支援策 1 2	強度行動障害支援者養成研修事業	自傷、他害行為など、危険な行動を頻回に示す「強度行動障害」を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を図る。	強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的に強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を目的に強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を実施する。（指定事業者が実施） また、令和4年度より、強度行動障害はこども期からの予防的な支援が必要なことから、障害児を取り巻く支援者及び教職員を対象に県独自で研修を実施している。（県からの委託により実施）	障害サービス課	活動	県独自の委託研修の参加者数を活動指標とする。	県独自の委託研修において、様々な方を対象とした、講義のみの研修であることから、効果的な成果指標の設定が困難である。	150人	153人	102.0%	S	県内の障害児入所施設、通所支援事業所、特別支援学校等の教師を対象として、3回研修を実施し153名受講した。	障害児通所支援事業所等だけでなく、特別支援学校と児童相談所からそれぞれ13名の参加があり、福祉と教育の連携が進んだ。
66	支援策 7	神奈川県版ファーストステップ研修	福祉・介護の現場で職員が意欲を持ち、やりがいを感じて働き続けることができるように、チームリーダーを育成するキャリアアップのしくみをつくることにより、職員の定着の促進を目指す。	介護現場のチームリーダーを養成するために「神奈川県版ファーストステップ研修」を実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	研修の修了者数		70人	47人	67.1%	b	4地区（横浜・川崎地区、相模原地区・県央地区、横須賀・三浦地区、湘南地区・県西地区）で開催した。	修了者数に一定の改善が見られたものの、依然として実績は低い傾向にあるため、引き続き、代替職員の補助を含め広く周知を進めていき、介護人材の資質の向上と定着の促進を図る。
67	支援策 7	地域密着型サービス関係研修事業	地域密着型サービス事業所における開設者、管理者、計画作成担当者の就任要件となっている認知症に関する専門的な知識等を習得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上及び認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。	厚生労働省の定める要綱に基づき、認知症対応型サービス事業開設者研修、認知症対応型サービス事業管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を実施する。	高齢福祉課	成果	開設者研修1回・管理者研修4回・計画作成担当者研修3回の定期的な実施。		440名	303名	68.9%	b	令和7年度の実施結果は以下のとおり。 実施回数：管理者研修 4回、計画作成担当者研修 3回、開設者研修 1回 定員（受講者）：管理者研修 320名（193名）、計画作成担当者研修 120名（95名）、開設者研修 40名（15名） 内容：地域密着型サービス事業所に就任する予定の者に対して研修を実施した。 ＜事業の実施による効果・成果＞ 研修の実施により、認知症に関する専門的な知識等を修得した介護人材を育成できた。	概ね順調に研修を修了できた。引き続き、研修の質の確保や向上を図るとともに、就任予定の管理者等が漏れなく研修を受講できるよう、効果的な実施に努めたい。
68	支援策 7	看護師管理能力養成研修事業	介護保険施設等の看護管理者を対象として、施設の運営管理を適切に進める上で必要なマネジメント能力を向上させるための研修を実施するとともに、介護保険施設等の看護職員の研修体系の充実を図る。	介護保険施設等の看護管理者を対象として、施設運営上で必要なマネジメント能力を向上させるため、50人で（3日間）の研修を実施する。	高齢福祉課	成果	看護師管理能力養成研修の修了者数 50名程度／年の修了を目指す。		50人	43人	86.0%	a	定員50名に対して46名の応募があり、最終的に43名（受講者46名）の修了者を養成した。また、現場職員の看護技術の向上にも繋がっている。	事業開始当初から受託していた事業者から委託先が変更となり、研修の広報方法が従来と変わったことで受講対象者の認知が広まらなかったため、前年度より達成率が低下した。広報を工夫する等、より効果的な研修の周知が課題である。
69	支援策 7 支援策 1 2	医療的ケア児等コーディネーター等研修事業	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成する。	医療的ケア児等が地域で安心して暮らすことができるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するための研修を実施する。	障害福祉課	成果	研修の修了者数		94人	95人	101.1%	S	コーディネーター養成研修(10名規模×1回) 国の標準カリキュラムに基づく研修に加え、県独自の要素を追加して実施。 修了者数：11名	昨年度、すべての市町村へコーディネーターの配置が完了したが、継続的な支援体制を構築するため引き続き研修を実施。 引き続き、養成したコーディネーターの資質向上やコーディネーター間の連携体制の構築に取り組む。
70	支援策 8	「神奈川県介護賞」及び「かながわ福祉みらい賞」	社会福祉施設等に従事し、介護業務等において顕著な功績のあったものを表彰し、広く福祉に従事する人々の意欲、やりがいを向上させ、福祉人材の確保・定着を図る。	○神奈川県介護賞：県内の社会福祉事業を行う施設等で介護業務に携わる者のうち、特に功労のあった者を表彰する。 ○かながわ福祉みらい賞：社会福祉施設で直接支援業務に従事する若い従事者のうち、他の施設の目標・模範となる功績があった者又は団体を表彰する。（令和7年度に廃止）	地域福祉課福祉介護人材G	活動	神奈川県介護賞の実施回数	目標が「神奈川県介護賞により、福祉の第一線で介護業務等に献身的に従事し、優れた功績をあげた者等を表彰することであり、数値目標ではかることは難しいため。	1回	1回	100.0%	S	令和7年11月14日神奈川県社会福祉大会において授与。 神奈川県介護賞を4名に授与し、福祉に従事する人々の意欲、やりがいを向上させ、福祉人材の確保・定着を図ることができた。なお、みらい賞はR7年度に廃止。	計画どおり神奈川県介護賞の授与を行い、福祉に従事する人々の意欲、やりがいを向上させ、福祉人材の確保・定着を図ることができたと考えられることから、今後も引き続き当該表彰の授与を行う。

大柱（１）中柱（３）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
71	支援策 8	「優良介護サービス事業所かながわ認証」	サービスの質や人材育成、処遇改善等について一定の水準を満たしている介護サービス事業所等を認証することで、介護サービスの質の向上に対する取り組みの促進、従事者の資質向上や定着促進を図る。	人材育成、処遇改善、雇用管理改善、要介護・要支援状態の改善等に積極的に取り組み、ほかの事業所の模範となる優良な介護サービス事業所等を認証する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	新規認証事業所数		20事業所	51事業所	255.0%	S	令和7年度の応募事業所：101 認証事業所数（更新含む）：95	申請事業所数を増加させるため事業周知を強化するとともに、認証率を向上させるため認証取得支援を強化していく。 「優良介護サービス事業所かながわ認証」事業を通して、介護サービスの質の向上に対する取組みの促進、従事者の資質向上や定着促進を図る。
72	支援策 8	「かながわベスト介護セレクト20」	介護サービスの質の向上や従事者の資質向上・定着促進を図るため、サービスの質の向上や人材育成、処遇改善に顕著な成果をあげた介護サービス事業所等を表彰するとともに、奨励金を交付することで、介護サービスの質の向上に対する取組みの促進、従事者の資質向上や定着促進を図る。	人材育成・処遇改善、雇用管理改善、要介護・要支援状態の改善等に積極的に取り組み、他の事業所の模範となる優良な介護サービス事業所等を対象とした表彰を実施し、奨励金を交付する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	1年度あたり、最大20事業所に対して、表彰及び奨励金の交付を行う。	目標が「介護サービスの質の向上に対する取組みの促進、従事者の資質向上や定着促進を図る」であり、数値目標ではかることは難しいため。	20事業所	20事業所	100.0%	S	応募事業所：121 セレクト20決定事業所数：20事業所 表彰式：令和7年11月1日「介護フェアinかながわ」	引き続き事業周知を行い、より多くの事業所に応募してもらうことで、介護サービスの質の向上に対する取組みの促進、従事者の資質向上や定着促進を図る。
73	支援策 8	かながわ感動介護大賞	介護現場のイメージをプラスに転換し、介護従事者の確保や定着を図る。	次のような取組により、介護現場に光を当て、介護に関わる職業を積極的に評価することで介護現場のイメージをプラスに転換する。 ・かながわ感動介護大賞・・・介護を受けた高齢者や家族等から、介護にまつわるエピソードを募り、介護の素晴らしさを伝える感動的なエピソードの応募者や、対象となった介護職員や施設等を表彰する。 ・ありがとうカードの普及及びサンクスバッジの贈呈・・・介護を受けた高齢者や家族等が、介護職員への感謝の気持ちを、ありがとうカードにより、かたちあるものとして伝える運動を広める。また、一定の枚数を受領した介護職員にサンクスバッジを贈呈する。 ・ありがとうカード感動推奨事例・・・受け取ったありがとうカードの中で、特に感動を受けたカードを、「ありがとうカード感動事例」として募集し、顕彰する。	高齢福祉課	成果	県公式HPに掲載するドキュメント番組第1回～11回の累計再生数（毎年10月調査）を成果指標に基づく実績としている。		17,800回	20,161回	113.3%	S	県公式HPに掲載するドキュメンタリー番組第1回～13回の累計再生数（毎年10月調査）	令和7年度は、応募総数は66作品。うち最優秀賞1、優秀賞5、佳作10作品が選出された。第13回の最優秀作品も漫画化し、優秀賞エピソード作品紹介と共にInstagramを活用した。作品集には令和6年度第12回の最優秀賞作品(漫画)を付録として掲載し、より親しみやすく興味を持たれる内容とした。
74	支援策 8	介護事業経営マネジメント支援事業	中小規模の介護事業所の経営者層を対象に、経営基盤強化のためのマネジメント支援を行うことにより、介護従事者の労働環境を整備し、人材の確保・定着を図る	介護事業所の経営者層を対象に、経営セミナーを開催するとともに、介護事業所の職場改善に向けて、希望する介護事業所に対して、アドバイザーを派遣する。	地域福祉課福祉介護人材G	成果	① 経営マネジメントセミナー参加数 840事業者 ② 経営アドバイザー派遣事業所 30法人		①840事業者 ②30法人	①653事業者 ②36法人	①77.7% ②120%	a	経営セミナー 参加者数 653人、令和6年度派遣実績 36団体・法人	介護事業経営マネジメント支援事業はオンラインでの実施により、忙しい経営者でも参加しやすい環境を整備した。セミナーで取り上げるテーマによって参加者数が変わるため、引き続きアンケート等によりニーズを把握し、事業者のニーズの多いテーマのセミナーを開催する。
75	支援策 8	福祉施設経営指導事業	社会福祉事業等を経営する者に対し、社会福祉事業等従事者に係る処遇改善及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業等従事者の確保に資する措置の内容に関する事項に関する技術的事項について相談その他の援助を行う。	社会福祉事業経営者に対し、社会福祉従事者の確保及び定着させるための専門相談や、セミナーを実施する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	社会福祉事業経営者に対するセミナーの実施	目標が「社会福祉施設等の経営の安定化やサービスの質の向上を図る。」であり、数値目標を設定することが難しいため。	1回	4回	400.0%	S	社会福祉事業経営者に対するセミナーを実施した。	社会福祉施設等の経営の安定やサービスの質の向上を図るため、社会福祉事業経営者に対し、社会福祉従事者の確保及び安定させるため、引き続き専門相談やセミナーを実施する必要がある。
76	支援策 8	介護職員子育て支援代替職員配置事業	介護職員が長く働きやすい環境をつくるため、出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を活用できるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部について補助し、介護人材の定着を促進する。	出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を利用する際に、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用の一部を補助する。	地域福祉課福祉介護人材G	活動	子育て支援代替職員配置事業費補助対象人数	本事業により職員が働きやすい環境が整備されることが重要であり、直ちに離職率の低下や介護人材の確保にはつながるとは限らないため。	30人	19人	63.3%	b	介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助により、育児のための短時間勤務制度を利用する19名の介護職員に対する、働きやすい環境整備につながった。	介護職員子育て支援代替職員配置事業費補助により、育児のための短時間勤務制度を利用する19名の介護職員に対する、働きやすい環境整備につながった。事業を利用する法人が固定化しつつあるので、事業周知の方法を検討する。
77	支援策 8	介護ロボット導入支援事業	少子高齢化が進み、介護職員が不足しているなかで、介護サービス事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着に向けた補助を通じて、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ること。	○介護サービス事業所等での移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用することで、効率化や負担軽減などの効果がある介護ロボットの導入に対し、1機器あたり30万円又は100万円を上限として、導入経費の最大5分の4の補助等を実施。 ○間接業務（事務作業）等の業務効率化を図るために、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行う事ができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る導入に対し、1介護事業所あたり、100万円～260万円を上限として、導入経費の最大5分の4の補助等を実施。 ○介護ロボット等やICT機器等を複数組み合わせた介護テクノロジーのパッケージ型の導入に対し、1介護事業所あたり、1,000万円を上限として、導入経費の最大5分の4の補助等を実施。 ※国の事業統合・補助メニューの再構築に合わせた県予算の細々事業統合により、令和6年度より整理番号78と統合した。	高齢福祉課	成果	介護ロボットの導入支援事業所数		117事業所	96事業所	82.1%	a	介護ロボットICT導入事業所数は目標117件のところ実績96件であった。R7の目標値に対して約82%の達成となった。	R7年度はICTが一気通貫（記録から請求までできる）のものしか対象になかったため、記録のみやサインインのソフトはその他で申請となった。見守り機器の導入希望が多く、夜間巡回回数削減が実現でき看護職員への間接業務負担軽減に寄与できている。
78	支援策 8	ICT導入支援事業	整理番号77番と統合		高齢福祉課	事業統合								
79	支援策 8	外国籍県民介護職等定着支援事業	整理番号45番と統合		地域福祉課福祉介護人材G	事業統合								

大柱（2） 中柱（1）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
21	支援策 3 支援策 9	県民生委員 児童委員協 議会への活 動支援	民生委員の研修等に要する費用に 対して補助し、各委員の資質の向 上や相互連携を図る。	県域の民生委員・児童委員の資質向上や相互の 連絡連携を図る組織である、県民生委員児童委 員協議会が行う研修等の活動に対して支援す る。	地域福 祉課 地域福 祉G	活動	・協議会主催の研修会の開催（10回程度） ・協議会による委員配布広報誌の発行（年4回）	協議会の自発的な活 動による研修や相互 連携により、総合的 な資質向上を図るこ ととしており、一義 的な数値目標はなじ まない。	研修10 回 広報誌4 回	研修7回 広報誌4 回	70% 100%	a	県民生委員児童委員協議会への活動支援において、 県民児協主催の研修等を7回実施、広報誌を4回発行 しており、県域の委員の資質の向上や相互連携を図 ることができた。	県民生委員児童委員協議会への活動支援において、研修では 目標値を達成することができなかった。広報誌においては年 度計画どおり発行した。引き続き、県民生委員児童委員協議 会の活動を支援し各委員の資質の向上や相互連携を図ること とする。
23	支援策 3 支援策 9	民生委員・ 児童委員研 修	民生委員・児童委員の研修を実施 することで、民生委員・児童委員 としての活動に必要な知識の習得 を図る。	民生委員・児童委員としての活動に必要な知識 の習得を図るための研修を、新任研修・リー ダー研修・テーマ別研修など体系的に実施す る。	地域福 祉課 地域福 祉G	成果	研修の理解度を90%で維持する。		90%	96.2%	106.9%	S	民生委員・児童委員研修における受講者の理解度は 96.2%と高い水準となり、民生委員・児童委員が活 動に必要な知識を得ることができた。	集合形式で研修を実施するとともに、後日オンデマンド配信 を行うことで、多く方に受講していただくことができたこと により、受講者の理解度も目標値を超え高い水準となった。 今後も研修内容の充実とわかりやすさを重視した研修を実施 し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を習得できるよ う支援する。
80	支援策 9	かながわボ ランティア センター事 業費補助	広域的な立場から福祉教育の推 進やボランティアリーダー等の人 材養成、当事者活動支援等の実施 を通じて、県域・市町村域におけ るボランティア活動の推進を図 る。	県社会福祉協議会のかながわボランティアセ ンターにおいて、ボランティアコーディネーター 養成のため研修を実施するほか、ボランティア 活動に関する総合相談、情報提供等を行い、広 域的な視点からボランティア活動の推進を図 る。	地域福 祉課 地域福 祉G	成果	ボランティアコーナー利用者数が前年度比で増 加する。		1,450人	1,399人	96.5%	a	・令和7年度ボランティアセンター利用者数：1,399 人（令和6年度利用者数1,450人） ・昨年度と比較すると利用人数は減少しているが、 継続的なボランティア活動支援に取り組んでいる。	昨年度より、利用者数が減少したが、一定数の利用者数がい るため、引き続き、ボランティア活動支援の推進により、利 用者の増加に取り組んでいく。
81	支援策 9 支援策 1 2 支援策 1 8	「かながわ ボランティ アセン ター」によ るセルフヘ ルプ活動へ の支援	広域的な立場から福祉教育の推 進やボランティアリーダー等の人 材養成、当事者活動支援等の実施 を通じて、県域・市町村域におけ るボランティア活動の推進を図 る。	県社会福祉協議会の「かながわボランティア センター」において、セルフヘルプ活動コー ナー及び相談室等を設置するほか、セルフヘル プグループ活動支援者会議の実施や交流会・報 告会等の開催、相談受付等を行う。 県は、このような活動を行う「かながわボラン ティアセンター」を支援する。	地域福 祉課 地域福 祉G	成果	セルフヘルプ相談室利用者数が前年度比で増加 する。		6,992人	7,883人	112.7%	S	セルフヘルプ相談室の利用者数は7,883人となり、前 年度利用者数（目標値）を上回った。	セルフヘルプ相談室の利用者数は、目標を上回る水準であり 、今後も「かながわボランティアセンター」によるセルフ ヘルプ活動の支援を続けていく。また、利用者が増えたこと による会の運営についての支援が今後の課題となる。
82	支援策 9	多世代居住 のまちづく り	地域のコミュニティを維持再生 し、高齢者・若者・子供たちと いった様々な世代が、気軽に行き 来できる地域に暮らし、共にいき いきと生活できる環境づくりを推 進する。	少子高齢化や空き家の発生によって活力が低下 している住宅地において、高齢者から子どもま での多世代が近くに住み互いに支え合い、誰も がいきいきと生活できる「多世代居住のまちづく り」を推進するため、普及啓発、市町村への 展開の検討、担い手養成講座等を実施する。	住宅計 画課	成果	A 担い手養成講座の参加人数 I コーディネーター派遣 参加人数		①80人 ②40人	①72人 ②102人	①90% ②255%	a	1 担い手養成講座の開催（4回） （1）21名参加（1月8日開催）（2）11名参加（1月31 日開催） （3）29名参加（2月11日開催）（4）11名参加（2月28 日開催） 2 コーディネーター派遣（6回） （1）3名参加（1月19日実施）（2）40名参加（1 月20日実施） （3）15名参加（1月28日実施）（4）4名参加（3月 3日実施） （5）32名参加（3月6日実施）（6）8名参加（3月 12日実施）	今年度は昨年と同様に4回の連続開催とし、この内初回は連 続講座の全体像がわかるものとして、オンラインで実施し た。また、講座内容に応じ、第2回講座は対面とオンラインを 併用することとした。このように、参加者数の増加を目指 し、参加し易さに配慮した方法で開催した。引き続き、開催 方法の検討や開催地域の広報に力を入れるなど、参加者数を 確保に努めていく。なお、参加者の90%が「満足」、「やや 満足」とアンケートに回答するなど、非常に好評であった。 コーディネーター派遣については、年度計画4回のところ、 6回の派遣依頼があり、全ての参加団体から好意的な評価を 得たことから、今後も継続していきたい。
83	支援策 9	団地再生整 備事業	県営住宅の建替えや既存団地の空 き住戸の活用によって、健康づく り、コミュニティづくりの拠点等 の整備を進めるなど、だれもが健 康で安心していきいきと生活でき る「健康団地」への再生に取り組 む。	県営住宅にコミュニティ活動拠点等を整備する とともに、健康づくり、コミュニティづくり等 の「健康団地」の取組が展開されるよう、県、 市町、福祉団体等と連携しながら支援する。	公共住 宅課	成果	県の支援により「健康団地」の取組（コミュニ ティ活動拠点等の整備、健康づくりの講演会等 の実施）を行った団地数 ※講演会等については、回数もカウント		26団地	31団地	119.2%	S	○コミュニティ活動拠点の整備 いちょう下和田団地、沼目団地、笹山団地、原宿団 地 ○入居者主体による健康づくり等（講習会等）の実 施【1回=1箇所】 小八幡団地（6回）、柏陽台団地（2回）、万騎ヶ原団 地（3回）、上平間ハイム（3回）、走水団地（2 回）、沼間南台団地（2回）、逗子桜山団地（1 回）、上宮田団地（2回）、追浜東団地（1回）、相 武台サンハイム（1回）、望地団地（2回）、川上第 二団地（1回）、ハイム蟹ヶ谷・子母口ブラザハイム （1回）	コミュニティ活動拠点の整備、健康づくり等の講習会の開催 を継続していくとともに、こうした取組の拡充を図ってい く。
84	支援策 9	県老人クラ ブ連合会補 助事業	老人クラブは、地域を基盤とする 高齢者の自主的な組織であり、高 齢者自らの生きがいを高め健康づ くりを進める活動・事業を推進し ており、明るい長寿社会の実現と 保健福祉の向上に寄与するものと して、その活動・事業の育成を図 る。 また、介護保険導入に伴い、高齢 者を主体とする介護予防と相互の 生活支援という観点からその活動 及び役割が今後ますます期待され ている。	老人クラブ会員が中心となって行っている友 愛訪問チーム活動への助成のため、（公財）神 奈川県老人クラブ連合会に対して補助を行う。	高齢福 祉課	成果	令和9年度の友愛チーム数として、459チームを 目標とする。		459チー ム	456チー ム	99.3%	a	456チームが活動（通年437チーム、半年19チーム）	老人クラブ数・会員数が大幅に減少しており、友愛チーム数 についても昨年度よりは増加しているものの、令和5年度か ら2チーム減となっている。チーム数の増加のためには、活 動に対し生きがいややりがいを見出せる等、参加の動機付け をすることが必要である。
85	支援策 9	買い物弱者 への支援	高齢化や商店街の衰退、交通機関 の廃止等により食料品等の日常の 買い物に困難になっている「買い 物弱者」を支援することにより、 誰もが住み慣れた地域で安心して 暮らせる街づくりを推進する。	市町村調査の結果をとりまとめ、市町村等に情 報提供するなど、買い物弱者対策を支援する。	地域福 祉課 地域福 祉G	その他 の実績								
86	支援策 9	県民生委 員・児童委 員の活動し やすい環境 の推進	・市町村間の情報交換の場を設置 する。 ・民生委員・児童委員の役割や活 動を普及啓発。 ・活動の際に必要な情報を掲載し た「民生委員の手引き」の作成（3 年に1度作成）	・市町村間の情報交換の場を設置する。 ・民生委員・児童委員の役割や活動を普及啓 発。 ・活動の際に必要な情報を掲載した「民生委員 の手引き」の作成（3年に1度作成）	地域福 祉課 地域福 祉G	活動	・市町村担当者意見交換会（年1回） ・県庁舎公開時等の民生委員・児童委員制度の 普及啓発活動（年1回） ・民生委員の手引きの作成（3年に1回）	活動のしやすさを数 値化することが難し いため。	意見交 換会及 び普及 啓発活 動1回	意見交 換会及 び普及 啓発活 動1回	100.0%	S	民生委員・児童委員が活動しやすい環境を作るた め、各市町村民生委員児童委員所管課担当者及び各 市町村民児協事務局担当者との意見交換会を実施す るとともに、庁舎公開におけるPR動画の放映や県職 員退職者等へ民生委員児童委員の案内チラシを配布 するなど普及啓発活動を実施した。	市町村民生委員児童委員担当者との意見交換により、民生委 員児童委員活動における課題の掘り起こしや各市町村におけ る取組の好事例について情報共有を図ることができた。また 普及啓発活動により、委員の役割や活動への県民の理解促進 を図ることができた。引き続き、県民生委員・児童委員が活 動しやすい環境を推進していく。

大柱（2） 中柱（1）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
87	支援策 9	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員法第26条に基づき民生委員活動費等を負担することにより、民生委員・児童委員活動の充実を図る。	民生委員・児童委員が行う一人暮らし高齢者世帯等への訪問活動などの活動に対し、支援する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	民生委員・児童委員 1人あたりの住民に対する訪問回数の維持		190回	149.6回	78.7%	a	民生委員・児童委員への活動支援において、活動費等を負担することにより、活動の充実を図ったものの、民生委員・児童委員 1人あたりの住民に対する訪問回数は149.6回となり、目標値には達しなかった。	民生委員・児童委員の負担軽減のため、複数の自治体で全件訪問を毎年行うのではなく、一斉改選後や3年に1度にするなどの変更があったため、昨年度よりも訪問回数が減少した。引き続き、訪問だけでなく電話及び手紙を活用する等、実情に合わせた民生委員活動の在り方について検討していく。
88	支援策 9	かながわ子ども・子育て支援大賞等表彰	事業者、子ども・子育て支援機関等民間による自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運の醸成を図る。	神奈川県子ども目線の施策推進条例（令和7年4月1日施行）に基づき、地域団体やNPO法人、企業、商店街、個人等が行っている県内の子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を「子ども・子育て支援大賞」等として表彰し、民間による自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組みへの機運醸成を図る。	次世代育成課	活動	令和5年度～令和8年度の表彰の応募件数を25件とする。	成果を数値で示すことが難しいため。	25件	41件	164.0%	S	SNSの活用及びリーフレット配布、メルマガ配信等を実施し、十分な周知を図った。	引き続き、表彰制度の効果的な周知方法を検討する。
89	支援策 10	地域見守り活動の推進	誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等の恐れがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげ、孤立死・孤独死等の発生を未然に防止することにより、地域住民の福祉の向上を図る。	誰もが孤立せず、地域で安心して暮らしていけるよう、孤立死・孤独死等のおそれのある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげることを目的として、個人宅を訪問する事業者と地域見守り活動を進めるための協定を締結する。	地域福祉課 地域福祉G	活動	県のたよりによる活動PRや、人命救助につながった活動及び継続的な地域見守り活動に対する感謝状贈呈を年1回実施し、事業者の活動の充実及び県民理解の促進を図る。	生命に関わる異常を察知した場合に通報するものであるため、異常のない場合を評価できないことから、通報件数を成果指標として設定できない。	1回	1回	100.0%	S	1月の感謝状贈呈式では、人命救助につながった活動を行った10事業者と継続的な活動を行う4事業者（協定締結より概ね3年以上1事業者、概ね10年以上3事業者）へに感謝状を贈呈した。 また、市町村担当者及び協定締結事業者を対象とした合同連絡会をオンライン開催し、活動事例や活動にあたっての課題及び工夫している点などを共有した。 なお、新たに1事業者と協定を締結し、計67事業者と締結済となった。	地域見守り活動の推進については、感謝状贈呈式、連絡会、新たな協定締結を通して、活動の更なる推進ができています。 今後の課題としては、地域見守り活動に対する県民の理解が広がるよう、引き続き県のたよりや県ホームページなどを通じて広く周知を続ける必要がある。
90	支援策 10	（民間事業者と県との協働事業の例）		※事例紹介であり、評価は行わない。	いのち・未来戦略本部室	評価対象外								
91	支援策 10	（ボランティア団体等と県との協働事業の例）		※事例紹介であり、評価は行わない。	県民活動サポートセンター	評価対象外								
92	支援策 11	外国籍県民情報提供推進事業	多国籍県民が暮らしやすさを実感できるように、県のあらゆる情報を多言語で提供する。	多国籍県民の生活・専門相談機関等の情報を多言語で提供する。	国際課	活動	・県機構及び病院の診療科目一覧修正翻訳（6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）） ・県・市町村外国籍住民相談窓口一覧翻訳 23言語（英語、中国語・台湾語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、クメール語、ビルマ語、ラオス語、イタリア語、ロシア語、フランス語、インドネシア語、ネパール語、ヒンディー語、ドイツ語、マレー語、モンゴル語、ウクライナ語、シンハラ語、ベンガル語） ・多言語情報出版物翻訳チェック ・多言語版ホームページの作成・修正 ・多言語生活情報紙「こんにちは神奈川県」（6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）、年3回、各回20,300部発行）	日本語を理解することが困難な外国籍県民にとって、保健・医療・福祉、労働、教育、住まいなど生活に密着した情報提供の多言語化を目的としているため	—	—	—	S	○多言語生活情報紙「こんにちは神奈川県」は令和6年度をもって事業廃止 ○ホームページ等を活用することにより外国籍県民への情報提供の強化を図ることができる。	県内の外国籍県民の人数が増加し、多言語による情報提供が益々重要になっており、外国籍県民の生活の質の向上が望まれる。
93	支援策 11	多言語支援センターかながわ運営事業	外国籍県民や来県外国人が安全・安心に過ごすことができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供と支援の充実を図る。	外国籍県民や来県外国人への情報提供・通訳支援を多言語で行うほか、外国籍県民等と接する仕事にかかわる人材の育成や、ベトナム語・タガログ語など通訳者が不足している言語の専門人材の確保、スキルアップ研修等を実施する。	国際課	成果	多言語支援センターで雇用・育成しているベトナム語、タガログ語のスタッフを、医療通訳や一般通訳へ派遣する際、依頼に対する派遣の割合を概ね90%以上に維持する。		90%	94%	104.4%	S	多言語支援センターかながわ運営事業で雇用・育成しているベトナム語、タガログ語のスタッフを、医療通訳や一般通訳へ派遣した結果、依頼に対する派遣の割合を90%以上にすることができ、通訳者の不足により派遣ができない案件を減少させることができた。	ベトナム語やタガログ語は、派遣依頼のニーズに追いつかない現状を解消するために、今後も引き続きベトナム語、タガログ語のスタッフを多言語支援センターで雇用・育成し、医療通訳や一般通訳への派遣につなげていく。
94	支援策 11	地球市民かながわプラザ指定管理事業	外国籍県民等相談窓口等の充実を図る。	「外国籍県民相談」を実施する。	国際課	活動	1. 相談窓口の開設（一月あたり） a. 一般相談 〔地球市民かながわプラザ〕英語：3回以上、中国語：4回以上、韓国・朝鮮語：1回以上、スペイン語：4回以上、ポルトガル語：4回以上、ベトナム語：4回以上 〔川崎県民センター〕ベトナム語：4回以上 〔県央地域県政総合センター〕スペイン語：5回以上、ポルトガル語：5回以上、ベトナム語：1回以上 b. 法律相談 〔地球市民かながわプラザ〕英語：2回以上、中国語：2回以上、韓国・朝鮮語：1回以上、スペイン語：2回以上、ポルトガル語：2回以上、ベトナム語：2回以上 〔県央地域県政総合センター〕スペイン語：1回以上、ポルトガル語：1回以上、ベトナム語：1回以上 c. 教育相談 〔地球市民かながわプラザ〕タガログ語、スペイン語、ポルトガル語：週1回、中国語：週2回 2. 相談員研修会の実施：年5回以上 3. 関係機関との連携：年1回以上	相談件数や研修実施回数等で本事業の成果を判断することが難しいため	5回	5回	100.0%	S	○相談員研修会の実施 1 回数 5回 2 目的 外国籍県民相談員等の相談技術・知識の向上を図る 3 対象 外国籍県民相談員、県内市町村外国籍住民相談窓口相談員等 ○外国籍県民相談の実施（横浜、川崎、県央の三箇所） ・相談件数（計1,344件） 1 入国関係 87件 2 医療・福祉・年金 253件 3 すまい 142件 4 仕事・労働 159件 5 教育 44件 6 余暇・文化・交流 2件 7 婚姻・国籍 125件 8 生活環境・消費 130件 9 事件・事故 86件 10 くらし一般 147件 11 その他 169件	外国籍県民のニーズにあった窓口運営をするために、各地域の各言語のニーズを捉え、適切に開設言語を設定する必要がある。

大柱（2） 中柱（1）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
95	支援策 1 1	外国人労働相談	外国人労働者への支援という観点から、外国人労働者の労働条件をめぐるトラブル等の相談に対応することによって、外国人労働者の労働環境改善等に資する。	労働問題の専門相談員や職員及び通訳を配置して、外国人労働者等からの労働相談を受ける。	雇用労政課	その他の実績		労働相談については、その性質上、必ずしも件数等により評価することができないため、成果指標を設定することではできません。					実施状況 ○かながわ労働センター本所 スペイン語 第1・2・3・4金曜日、第2木曜日 ベトナム語 第1・2・3・4金曜日、第2木曜日 中国語 第1・2・3・4金曜日、第2木曜日 ネパール語 第1・2・3・4金曜日、第2木曜日 ○県央支所 ボルトガル語 毎週木曜日 スペイン語 毎週木曜日 ○受付時間 13:00～16:00 ○各回専門相談員1名（大学教員、弁護士等）、通訳1名、職員1名で対応 ※相談者からの相談への需要に対して着実に対応できる体制を維持していく。 ※令和7年度から労働センター本所でネパール語による労働相談を開始	※目標値設定なしのため記載せず
96	支援策 1 1	日本語を母語としない生徒支援者派遣事業	本事業は、日本語を母語としない生徒で、来日後の期間が浅いために日本語能力が不十分なことにより十分な学習成果が得られない生徒や、生活習慣の違いなどから日本での生活になじめない生徒に対する支援をすることにより、高等学校での学習を継続していくための力を身に付けさせることを目的とする。	在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く通学している定時制高等学校等に、外国籍生徒支援担当者（職員）を置き、高校教育課と必要な支援について協議の上、日本語を母語としない生徒支援に必要な通訳や支援者（サポーター）を派遣する。地域のサポーターは、日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語学習の支援、職員研修会の実施又は通訳等の必要な支援を行う。	高校教育課	活動	生徒支援実施校数及び執行率	当事業を通じて支援した生徒についての進級者数等の把握はできないわけではないが、入学時における日本語能力や家庭での言語環境等が様々であることや、家庭環境等の学校外における、本人に起因しない外的な要因から、進級や卒業できない者もいるなど生徒の個別の状況は様々であることから、一概に進級者数等により事業目標の成果指標とすることは適切ではない。	28校 100%	28校 95.4%	95.4%	a	在県外国人等特別募集実施校及び日本語を母語としない生徒が多く在籍する定時制高等学校28校に外国籍生徒支援担当者を置き、個別学習指導、進学就職指導、生活面の相談、面談を通じた学校職員との情報共有等を行った。	今後も学習指導や生活面の相談・指導を必要とする生徒の増加が見込まれ、生徒個々の課題を把握し、きめ細かな個別対応を引き続き行う必要がある。日本語指導が必要な生徒数や各学校の取組状況を注視しながら、適切な派遣計画を立て、次年度以降も生徒・学校の実情に合わせたサポートを継続する。
97	支援策 1 1	外国籍県民施策推進事業	外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保するとともに、ともに生きる地域社会づくりへの参画を進めるため。	外国籍県民が、自らに関する施策や外国籍県民の視点を生かした地域づくりに関することを協議し、知事へ提言を行う会議を設置する。	国際課	活動	年7回開催	県が具体的な事項を諮問するのではなく、委員の話し合いによって提言する内容や数が変わるため、あらかじめ成果指標を設定することは会議の性質にそぐわないため。	7回	7回	100.0%	S	外国籍県民かながわ会議第13期会議を7回実施した。	国・県・市町村の役割の違いについて、委員によっては理解が難しく、県に対する提言としては必ずしも相応しくないものを提出されることがある。

大柱（2） 中柱（2）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
1	支援策 1 支援策 1 2	ともに生きる社会推進事業	ともに生きる社会かながわの実現に向け、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を継続的に発信し、県民に広く深く浸透させていく。	ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向け、「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的広報、障害福祉サービス事業所等と多様な地域イベントとのマッチング及びその活動内容の発信、県教育委員会と連携した周知などに取り組む。	共生推進本部室	成果	県民ニーズ調査における憲章の認知度、共生社会という考え方を知っている割合、障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前と思う割合		47%	28.30%	60.2%	b	憲章の普及に協力する企業の数が増加したが、全体の認知度は横ばい。	令和6年度の課題から、紙媒体を中心にした一方的な情報発信から参加型のワークショップの実施や双方向型のコミュニケーションを促す広報戦略に見直しを行っている。今後はこうした取組の結果をメディアに掲載することなどを通じて幅広い層に憲章の理念を届けていく。
3	支援策 1 支援策 1 2 支援策 1 3	障害者理解促進研修コーディネート事業	障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、研修や啓発などを行い、その後の障がい者の受入れの取組を支援する。	企業等において、障がい者に対する取組みの中心的な役割を担う人を心のバリアフリー推進員として養成する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」を実施する。また、障がい者への理解や障がい者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修の実施を企業に働きかけるとともに、企業で行う研修会や勉強会に、希望に応じて障がい当事者等の講師を派遣して研修を実施する。また、その後の取組についてもサポートする。	障害福祉課	成果	心のバリアフリー推進員養成研修を年間4回実施し、年間60人養成する。		60人	31人	51.7%	b	委託事業者による県民・県内企業への働きかけに加え、県障害者自立支援協議会権利擁護部会等での委員に対して働きかけや雇用労政課のLINE公式アカウント「かながわ障がい者就労サポート」等を活用し周知した。しかし修了者数は横ばいであった。目標に届いていないため、さらに周知方法を工夫していく。	心のバリアフリー推進員を安定的に養成していくため、より多くの県内企業等に事業を活用してもらえるよう周知するとともに、養成研修修了者が、各企業等において障がい理解等の社員研修を実施できるよう支援していく。令和8年度についても、県障害者差別解消支援地域協議会等での働きかけや雇用労政課のLINE公式アカウント「かながわ障がい者就労サポート」等の活用を続けるとともに、県SNSなども活用するなど、周知活動を工夫していきたい。
5	支援策 1 支援策 1 2	共生社会推進加速化事業	整理番号6番と統合		共生推進本部室	事業統合								
58	支援策 6 支援策 1 2	かながわ地域生活移行推進人材養成事業	障害者支援施設における入所者の地域生活移行を推進する職員を、本県独自に位置付け、その人材育成に取り組むとともに、育成した人材を配置した障害者支援施設へ配置加算等を行うことで、地域移行を促進する。	障害者支援施設における入所者の地域生活移行を推進する職員を、本県独自に位置付け、その人材育成に取り組むとともに、育成した人材を配置し地域生活移行に積極的に取り組む障害者支援施設へ配置加算等を行うことで、障害者支援施設における地域移行を促進する。	障害サービス課	成果	かながわ地域生活移行スペシャリスト及びエキスパートの配置により、地域生活生活移行を1年間で5名の地域生活移行を実現する。		10人	9人	90.0%	a	かながわ地域生活移行推進人材養成事業では、地域生活移行について目標10人に対し、9人の実績であった。（エキスパートの配置圏域が2圏域に増えたため、目標値も5名×2圏域＝10名とした。）	地域生活移行スペシャリストについて、募集方法を工夫し、各施設に個別に受講勧奨を行ったが、受講者は7名にとどまった。認定要件について施設関係者からの意見を聴取し再度検討する。
65	支援策 7 支援策 1 2	強度行動障害支援者養成研修事業	自傷、他害行為など、危険な行動を頻回に示す「強度行動障害」を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を図る。	強度行動障害を有する方に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的に強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員（実践研修）を実施する。（指定事業者が実施） また、令和4年度より、強度行動障害はこども期からの予防的な支援が必要なことから、障害児を取り巻く支援者及び教職員を対象に県独自で研修を実施している。（県からの委託により実施）	障害サービス課	活動	県独自の委託研修の参加者数を活動指標とする。	県独自の委託研修において、様々な方を対象とした、講義のみの研修であることから、効果的な成果指標の設定が困難である。	150人	153人	102.0%	s	県内の障害児入所施設、通所支援事業所、特別支援学校等の教師を対象として、3回研修を実施し153名受講した。	障害児通所支援事業所等だけでなく、特別支援学校と児童相談所からそれぞれ13名の参加があり、福祉と教育の連携が進んだ。
69	支援策 7 支援策 1 2	医療的ケア児等コーディネーター等研修事業	医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成する。	医療的ケア児等が地域で安心して暮らすことができるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や、支援を総合的に調整できる人材を養成するための研修を実施する。	障害福祉課	成果	研修の修了者数		94人	95人	101.1%	s	コーディネーター養成研修(10名規模×1回)国の標準カリキュラムに基づく研修に加え、県独自の要素を追加して実施。 修了者数：11名	昨年度、すべての市町村へコーディネーターの配置が完了したが、継続的な支援体制を構築するため引き続き研修を実施。 引き続き、養成したコーディネーターの資質向上やコーディネーター間の連携体制の構築に取り組む。
81	支援策 9 支援策 1 2 支援策 1 8	「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動への支援	広域的な立場から福祉教育の推進やボランティアリーダー等の人材養成、当事者活動支援等の実施を通じて、県域・市町村域におけるボランティア活動の推進を図る。	県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室等を設置するほか、セルフヘルプグループ活動支援者会議の実施や交流会・報告会等の開催、相談受付等を行う。県は、このような活動を行う「かながわボランティアセンター」を支援する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	セルフヘルプ相談室利用者数が前年度比で増加する。		6,992人	7,883人	112.7%	s	セルフヘルプ相談室の利用者数は7,883人となり、前年度利用者数（目標値）を上回った。	セルフヘルプ相談室の利用者数は、目標を上回る水準であり、今後も「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動の支援を続けていく。また、利用者が増えたことによる会の運営についての支援が今後の課題となる。
98	支援策 1 2	政策立案過程における障がい者参加の推進	県の障がい者の福祉に係る政策の立案に関する会議への障がい者の参加を推進すること	障がい者が参加すべき会議を各局に示した上で、会議の所管課から障がい者の委員登用の方法等について相談があった場合は、委員候補者を示す等の対応を行っている。	共生推進本部室	その他の実績							審議会等の所管課に対して委員候補者を示す等の取組みにより、委員として登用する審議会等と整理した23の審議会等のうち21の審議会等について障がい当事者の委員登用を完了した。	委員として登用すると整理した審議会等については、ほぼ委員登用が完了しており、一定の進捗が見られるが、意見聴取を行うと整理した審議会等については、実施率が低いいため、所管課へのアプローチが必要
99	支援策 1 2	障害者週間の取組の推進	障害者週間の実施に伴い、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指し、障害者に対する国民の理解の促進を図る。	○障害のある人となない人との心の触れ合い体験をテーマにした作文及び障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現をテーマにしたポスターを公募し県最優秀賞、特別賞を審査、決定する。県最優秀賞を内閣府選考に推薦する。 ○12月3日～9日の障害者週間期間において、はーとふる・マルシェを開催し、障害事業所による出店及び障害の理解促進啓発を行う。	障害福祉課	その他の実績							・障がいのある方とない方の心のふれあい体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」及び12月3日から9日までの障害者週間を一般県民に周知するための「障害者週間のポスター（以下、ポスター）」を募集し、最優秀賞のポスターについて、内閣府に推薦した。 ・12月3日から9日までの障害者週間において、県庁新庁舎において、障害の理解普及啓発に関する展示を実施（展示期間12月2日～9日）。うち2日間は、はーとふる・マルシェを開催し、障害事業所による出店販売を行い、売り上げ金額が過去最高となった。	・「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」については、例年、応募が少ないことから周知に力を入れている。特に学校に対して、夏休みの課題に取り入れてもらえるよう教育委員会へ周知を依頼しており、継続していく必要がある。また、関係機関等におけるチラシの配下も継続する。 ・はーとふる・マルシェについて、年々、周知が進み来場者や売り上げが増加しているが、開催場所の観点から来場者が限られてしまう。県SNSの活用や近隣企業等に対して積極的に周知し、来場を呼びかける必要がある。
100	支援策 1 2 支援策 1 8 支援策 2 1	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	精神障がい者が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した地域生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携の下、支援体制の充実を図る。	長期入院している精神障がい者の地域移行と円滑な地域生活を継続できるよう協議会の開催、病院及び関係機関とのネットワーク形成、ピアサポーターによる病院訪問を実施する。	障害福祉課	成果	ピアサポーターを年間50人養成し、病院訪問等のピアサポート活動、関係機関とのネットワークの構築を図る。		50人	80人	160.0%	s	委託事業所6か所において、総計80名のピアサポーターが登録。各圏域内の病院訪問活動など実施し、入院患者等の退院意欲喚起を展開した。	ピアサポーターの拡充及び医療機関への訪問回数の増加、地域での定着支援にむけた活動機会の拡大を図る。

大柱（2）中柱（2）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
101	支援策 1 2	精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発	市町村長の同意により医療保護入院をしている精神科病院の入院者等（身寄りがなく、面会の機会が乏しい入院者）に対して、訪問支援員が精神科病院を訪問し、入院者の気持ちを傾聴することにより、入院者の孤独感の低減や権利擁護を図る。	国の定めるカリキュラムによる研修を修了した入院者訪問支援員が、入院者の希望に応じて精神科病院を訪問し、体験や気持ちを傾聴するとともに、必要な情報を提供することにより、患者の孤独感の低減や自尊心の低下、退院意欲の喚起を行う。入院者訪問支援事業にピアサポーターを活用し、退院の意向を示した入院者は、障害福祉課が実施する精神障害者地域移行支援強化事業につなぎ、医療と福祉が連携して支援を実施する。	がん・疾病対策課	成果	精神科病院に入院している患者の退院率（入院後6か月時点）を増加させる。 令和4年度の退院率が80%となっているところを、令和8年度に85%に増加させることを目指す。		83.60%	82.10%	98.2%	a	前年度に入院者訪問支援事業から地域移行支援事業につなげた入院者について、その後支援を継続し、グループホームへの退院につながった。 前年度（80.7%）から、6か月時点の退院率は上がった。入院者訪問支援事業から地域移行支援事業につなげた入院者は2人。	訪問支援申込件数は順調に増えているが、まだ申込患者のいない病院があるため、引き続き病院や患者に対する事業周知の取組が必要。訪問支援を行った患者で退院移行を示した者を地域移行支援につなげることで、入院者訪問支援事業を通じて委託事業所と病院との連携を深め、地域移行支援の対象者を拾い上げることが必要。
102	支援策 1 2 支援策 1 9	意思決定支援普及・定着事業費	厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」を活用した研修プログラム等を通して、障害福祉サービスの従事者の意思決定支援を実施するために必要な知識や技術の向上に資することを目的とする。	障害福祉サービス事業所の職員等が、意思決定支援ガイドラインの内容等を現場で実践するとともに指導できるよう、同ガイドラインの理解促進を図り、当事者中心の意思決定支援のプロセス等を学ぶ研修を実施する。	共生推進本部室	成果	意思決定支援ガイドライン研修の受講者数		660人	445人	67.4%	b	目標には届かなかったが、職種別で研修を実施することができた。	令和7年度は国ガイドライン及び県版ガイドラインを一本化し、職制ごとのカリキュラムで実施した。実績値が目標値に達しなかった要因として、3コースのうち「生活支援員編」の申込みが当初の想定よりも下回ったためである。 令和8年度は、障害サービス課・障害福祉課のどちらかに本事業が移管される予定であり、対象者が変更されるため、目標値の見直しが必要である。
103	支援策 1 2 支援策 1 9	意思決定支援実践研修事業費補助	意思決定支援の推進を図るため、県が障害者支援施設職員に対して「神奈川県版ガイドライン」（以下「県版ガイドライン」）に基づく「国の基準以上の水準」による意思決定支援を実践する研修を実施し、研修に伴う人材の代替職員等の経費の一部を補助すること で、当事者目線の障がい福祉の実現を図る。	意思決定支援の推進を図るため、県が障害者支援施設職員に対して県版ガイドラインに基づく意思決定支援に関する取組について、意思決定支援専門アドバイザーによる助言・指導等を通じて実践形式の研修を実施する。	共生推進本部室	成果	県版ガイドラインに基づく一定水準以上の意思決定支援に取組みを始める施設数		20施設	16施設	80.0%	a	昨年度実績を超える16施設にアドバイザー派遣を実施した。	令和7年度末までに入所施設88施設に対し、44施設に実践研修事業補助を行ってきた。今後は、事業を行ってきた施設の自走化に向けた指標の設定やこれまで実施してきた意思決定支援について効果検証を行っていく必要がある。
104	支援策 1 2	民間障害福祉施設整備費補助	障がい者の地域生活を維持・継続し、地域生活移行を促進する。	障がい者の地域生活を維持・継続し、地域生活移行を促進するため、日中活動及び住まいの場として、民間事業者による障害福祉施設の整備に対して補助する。	障害サービス課	成果	補助事業者の整備計画の実現率		100%	100%	100%	b	令和6年度から繰り越された2件の補助を行った。	令和6年度から繰り越された2件の整備することができた。 一方で、令和7年度に新たに施設整備を図る事業を希望する事業者はいなかった。引き続き整備が促進できるよう民間法人に働きかけてく。
105	支援策 1 2 支援策 2 1	地域生活移行推進民間提案事業	障害保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募り、採択した提案事業に補助を行うことで、地域生活移行を進める。	障害保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募り、公開による審査会を経て採択した提案事業に補助を行うことで、地域生活移行を進める。同一の提案事業への補助は、最大3年間まで可能である。	障害サービス課	成果	提案事業の実施により3年間で15人（単年度で5人）の地域生活移行を実現する。		20人	44人	220.0%	s	目標20人に対し、44人の実績であった。	前年度より行ってきた活動が、移行の推進数にあらわれた。 また、各施設において利用者本人やご家族と連携をおこないGHへの体験やアセスメントを行っており、引き続き取り組みを進めていく。
106	支援策 1 2 支援策 2 1	地域生活移行チャレンジ事業費補助	かながわ地域移行エキスパート及びかながわ地域移行スペシャリストの働きかけにより、グループホームへの移行等を行った場合に、補助を行うことで、障害者支援施設からの地域移行を促進する。	各障害保健福祉圏域単位で、地域移行の推進を担う「かながわ地域移行エキスパート」と、各施設に配置された「かながわ地域移行スペシャリスト」の働きかけにより、グループホームへの移行等を行った場合に、補助を行うことで、障害者支援施設からの地域移行を促進する。	障害サービス課	成果	かながわ地域生活移行スペシャリスト及びエキスパートを介し、グループホームへの地域生活移行に伴う経費を補助することにより5名/年の地域生活移行を実現する。		5人	1人	20.0%	d	地域生活移行チャレンジ事業補助では、地域生活移行について目標5人に対し、1人の実績であった。	本補助金を広報するリーフレットを作成し、エキスパートを通じて地域のグループホームに周知したが、エキスパートの支援を活用したグループホームでの受入実績は1名に留まった。引き続き補助金とエキスパートの活用について広報していきたい。
107	支援策 1 2	中井やまゆり園地域移行チャレンジ事業	重度障がい者は「地域で生活できない」という概念を覆すため、県立直営施設である中井やまゆり園の利用者と職員がセットで地域と交流しながら宿泊体験にチャレンジし、重度障がい者の地域生活移行を推進するとともに、この取組を通じて重度障がい者がグループホームで生活する際の課題を洗い出す。	中井やまゆり園の利用者と職員が地域と交流しながら宿泊体験にチャレンジし、重度障がい者の地域生活移行を推進するとともに、この取組を通じて地域生活移行する際の課題を洗い出す。	障害サービス課	成果	令和6年度以降毎年12名の地域生活移行を実現する。		12人	8人	66.7%	c	一部の利用者が宿泊体験及び日中体験を実施し、地域生活移行のチャレンジを開始した。	支援者、利用者ともに同じ人が同じ体験あるいは似たような経験を繰り返すことによって、お互いに個性を認識し、コミュニケーションが取りやすくなると思われる。そのため、活動内容を「振り返る」のみでなく、「継続すること」を重視されたい。
108	支援策 1 2	精神障害者ホームヘルパー研修事業	病気と障がいが併存している精神障がい者は、疾患の種別や病状の変動に合わせた対応が必要であり、対応の難しさが指摘されている。そのため、精神障がい者の特性を理解したホームヘルパーを養成し、継続して従事するための支援を行うことで、精神障がい者への居宅介護の量の確保、質の維持・向上を図る。	精神障害者ホームヘルパー養成研修及び精神障害者ホームヘルパー等現任者研修を実施する。	障害福祉課	活動	養成研修4回の実施及び現任者研修4回の実施	地域で精神障がい者を支える人材の養成により、精神障がい者の地域生活をよりよくすることを目的とする事業であり、数値目標になじまないため。	8回	8回	100.0%	s	精神障害者ホームヘルパー等養成（精神障害の特性と支援方法を学ぶ）研修を年4回、精神障害者ホームヘルパー等現任者研修を年4回実施した。	精神障害の特性と支援方法を学ぶ研修を年4回、現任者研修を年4回の計8回実施。 精神障害にも対応できる障害福祉人材の養成や質の向上に向けて継続していく。
109	支援策 1 2	在宅重度障害者等手当支給費	在宅の重度障がい者等に対し手当を支給することで、障がいによる負担の軽減を図り、福祉を推進する。	支給年度の8月1日時点で6ヶ月以上神奈川県に継続してお住まいの方で、下記のいずれかにあてはまる方に年額6万円を支給する。 ①次の3つのうち、2つ以上にあてはまる方 ・身障手帳1級又は2級 ・療育手帳A1又はA2 ・精神手帳1級 ②特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方	障害福祉課	活動	在宅障害福祉サービスは年々充実傾向にあるものの、いまだ充実したものとは言えず、本人や家族の経済的・精神的負担の軽減には至っていない。サービス提供基盤の整備は県の役割であるため、在宅障害福祉サービスのさらなる充実により在宅の重度重複障がい者や家族の経済的・精神的負担が相当程度軽減されるまでの間、本事業により県が手当の支給を継続していく。	在宅の重度障がい者が十分な在宅障害福祉サービスを受けられるようになるまでの間、在宅障害福祉サービスの代償的役割を果たし、重度重複障がい者や家族に対して経済的支援をすることにより在宅の重度重複障がい者の福祉を増進することが目的であり、数値目標になじまないため。	—	10,101人	—	a	支給人数（定時支給＋追給） 令和6年度 10,098人 令和7年度 10,101人 支給人数の前年比増	障害福祉施策が「施設」から「地域」と転換され、在宅障害福祉サービスは充実してきているが、いまだ十分な水準に至ったとは言えないため、支給を継続する。

大柱（2） 中柱（2）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
110	支援策 1 2	事業所指定業務	法の規定に基づき事業者の指定基準に適合する障がい福祉サービス事業者等の指定等を行うことにより、適正に制度を運営する。	障がい者の地域移行を支えるため、重度訪問介護や居宅介護といった在宅サービス、短期入所及び日中活動の場に係るサービス等に指定した事業所等を「指定事業者登録システム」で台帳管理し、事業者・施設情報を広く県民や市町村に情報提供する体制を整備することで、事業所による介護給付費等の請求や市町村による審査事務を遅滞なく実施できるようにする。	障害サービス課	成果	審査・請求事務が遅滞なく実施できる体制が整備され、重度訪問介護や居宅介護、短期入所等、障がい者の地域移行を支える指定障害福祉サービス事業所の充実が図られる。		事業者 11,000	事業者数 11,023	100.2%	S	地域生活移行者数は若干の増加が見られたが、本事業の利用実績については前年度を下回っている。改めて事業内容を施設及び事業者に周知すると共に、必要な補助内容を見直していく必要がある。	事業者数全体は増加しているが、重度訪問介護、同行援護等地域移行の支えとなるサービスで減少しているものや地域間の偏在があり、さらに原因を分析し、事業を展開しやすい環境づくりを進める必要がある。
111	支援策 1 2	障害者グループホーム等サポートセンター事業費	グループホーム等の設置等を考える法人へ、設置・運営方法の助言等を行うことで設置・利用を促進させる。また、グループホーム等の職員への研修を行い、職員の支援技術及び人権意識を向上させる。	グループホーム等で働く職員及びバックアップ施設等の職員に対し、支援技術及び人権意識の向上等を図るための研修会を開催する。	障害サービス課	成果	障害者グループホーム職員研修の受講者数		200人	107人	53.5%	b	前年同様に周知を行ったが、想定よりも受講者数が伸びなかった。	前年と同様に圏域単位での研修を行うことで、地域間の交流を促進することができた。また、オンラインでの研修も行い、参加のしやすさに配慮した。参加者からは好意的な意見が寄せられたものの、人手不足等の影響により、研修のために事業所を離れることができないなど、集客に苦勞した。次年度以降は更なる集客の工夫が必要である。
112	支援策 1 2	民間社会福祉施設整備借入償還金補助（障害福祉施設）	民間障害福祉施設の整備のために福祉医療機構又は神奈川県社会福祉協議会から借り入れた額の償還に要する費用を補助する。	社会福祉法人等が行う民間障害福祉施設整備に係る借入の償還金に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。補助の対象は、県が整備要綱に基づき障害福祉施設等施設整備費補助金の交付の決定をした施設整備のための借入金（以下「対象借入金」という。）の償還に要する経費の一部とする。	障害サービス課	成果	借入金に係る負担軽減を図り、法人が安定的に経営できる。		100%	100%	100.0%	S	補助事業者のうち、全施設が継続運営できた。	今後も、償還計画に基づき確実に必要額を積算し、年度中の償還計画の変更の把握に努め、確実な補助を行っていく。
113	支援策 1 2	発達障害者支援体制整備事業	市町村等の発達障害の支援関係機関に対し、支援ノウハウの普及と、大人を含めた全年代が身近な窓口で相談や支援が受けられる体制の整備を図るため、専門的な助言を行う「発達障害者地域支援マネージャー」を4名配置し、「発達障害支援センターかながわA（エース）」の地域支援機能を高める。	(1)地域巡回件数 地域の関係機関を訪問し、新規の支援依頼の受付や支援情報の提供等を行う。 (2)機関コンサルテーション等件数 関係機関等からの依頼に基づき、当該関係機関等が行う支援やアセスメントへの助言、必要な支援への橋渡し等を行う。	障害福祉課	成果	かながわエース及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言（機関コンサルテーション）回数		302回	235回	77.8%	a	成果目標には設定されていないが地域支援機関等巡回（定期的地域の関係機関を巡回し、新規の支援依頼を受け付けるほか、地域の支援ニーズや課題を収集して地域実態の把握に努める）を362回実施し、機関コンサルテーションにつなげた。	県の西側にマネージャーを配置できていない（かながわエースが直営で実施）ため、対応に限界がある。令和8年度から目標とする県西部へ配置できるよう準備を進めた。
114	支援策 1 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業	精神障がい者の地域移行と円滑な地域生活を継続するための支援の充実を図るため、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加などが包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。	①保健福祉事務所等に関係機関による協議の場を設置し、地域の実情に応じた取組をそれぞれ実施することで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する。 ②精神障がいに関わる地域支援関係職員への研修及び一般県民への普及啓発講座等を実施する。	障害福祉課	成果	長期入院患者数の減少、令和8年度末に6,097人を目指す。		6,289人	6,086人	103.3%	S	精神科病院における長期入院患者数の減少につながった。入院患者数は前年度より140人減少の6,086人となった。	各保健福祉事務所が所管する圏域ごとに協議の場を設置し、地域の実情に応じた取組を継続して実施。精神科病床における長期入院患者数は、昨年より140人減少した。
115	支援策 1 2	措置入院者退院後支援事業	措置入院者等が精神科病院を退院後、地域において自分らしい生活を送ることができるように、行政、医療機関、関係機関が連携して、精神科医療や生活等について、患者の症状に応じて切れ目のない支援を行う。	措置入院等の退院後に、地域において安定した生活を送ることができるように、入院者の同意を得て退院後の生活の希望を踏まえた退院後支援計画を作成し、退院後に計画に基づき支援を行う。	がん・疾病対策課	成果	精神科病院を退院した精神障害者の退院後1年以内の平均生活日数を令和2年度の327.3日から令和8年度に331.5日まで伸ばすことを目指す。		329.1日	331.2日	100.6%	S	目標値を達成できた。	目標値を達成できたことから、令和8年度も目標達成のために、継続して退院後支援を実施していく。
116	支援策 1 2 支援策 1 6	医療的ケア児支援センターの運営	医療的ケア児等に切れ目のない支援を行い、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を支えるため、身近な地域で相談できる体制を整備する。	医療的ケア児等からの各種相談に対応するため、各障害保健福祉圏域にて医療的ケア児支援センター地域相談窓口（プランチ）を運営する。	障害福祉課	成果	医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数		33市町村	33市町村	100.0%	S	各市町村または圏域において、医療的ケア児等コーディネーターを配置。	すべての市町村におけるコーディネーターの配置が完了した。今後は、コーディネーター、関係機関等の連携を強化し、継続的な支援体制の構築を図る。
117	支援策 1 2	重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	障害福祉サービス事業所等において、医療的ケアが必要な重度重複障害者等への支援ニーズの増加に対応するため、専門的な技術をもつ看護師の養成確保、人材の定着を図る。	障害者の医療環境等の充実を図るため、重症心身障害児者施設等の看護師に対する専門的研修を行うとともに、看護学生や看護師等を対象に、福祉現場における看護に関する普及啓発研修を実施する。	障害サービス課	成果	サービス利用者数：県内の医療型短期入所の利用者数と利用日数を増加させる。		655人	1,019人	155.6%	S	研修を受講することにより、専門的な技術をもつ看護師の養成につながり、医療的ケアを必要とする方へのサービス提供につながることで、医療型短期入所利用者数は目標値を超える実績値となった。	事業を概ね順調に実施できており、また研修の満足度も高い。研修内容を踏まえ、質の高い看護の提供を行える人材育成が果たせていると判断できるため。
118	支援策 1 2 支援策 1 6	障がい者差別相談窓口運営事業	障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、障がい者差別相談窓口を運営する。	障がいを理由とする差別に関する相談対応業務。 障がいを理由とする差別の解消に向けた普及啓発業務。 障がいを理由とする差別の解消に向けた関係機関との連携業務	障害福祉課	成果	相談のうち、働きかけを行った件数		150件	92件	61.3%	b	相談件数増加に伴い、市町村等窓口への案内や事業者等への架電などの対応が増えた。	障がい差別相談窓口の周知を引き続き行う。相談内容により、他機関及び事業所への働きかけを行い成果実績の向上を目指す。

大柱（2） 中柱（3）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
2	支援策 1 支援策 1 3	心のバリアフリーの推進	一人ひとりが障害者等の抱える問題を理解し、協力する「心のバリアフリー」を推進することで、バリアフリーの街づくりを進め、地域共生社会を実現する。	一都三県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）共同で、障害者等用駐車区画の適正利用をより一層推進するための普及啓発活動を行う。県民や事業者に対して、障害者等用駐車区画の適正利用の周知を行う。	地域福祉課調整G	その他の実績							・首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社関東支社、中日本高速道路株式会社東京支社の協力の下、県内数カ所のサービスエリア等でのリーフレット配布等（10月・11月） ・首都高速道路株式会社と共同して、大黒パーキングエリアでのリーフレット等の配布（10月・11月） ・公共施設、県内イオン各店舗等でのリーフレット配布（10月） ・バリアフリーフェスタかながわ2025会場でのリーフレット配布（11月）	引き続き、障害者等用駐車区画の適正利用のための普及啓発活動を行う。
3	支援策 1 支援策 1 2 支援策 1 3	障害者理解促進研修コーディネート事業	障がい者への理解や障がい者の地域における社会参加を促進するため、研修や啓発などを行い、その後の障がい者の受入れの取組を支援する。	企業等において、障がい者に対する取組みの中心的な役割を担う人を心のバリアフリー推進員として養成する「心のバリアフリー推進員養成研修講座」を実施する。また、障がい者への理解や障がい者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修の実施を企業に働きかけるとともに、企業で行う研修会や勉強会に、希望に応じて障がい当事者等の講師を派遣して研修を実施する。また、その後の取組みについてもサポートする。	障害福祉課	成果	心のバリアフリー推進員養成研修を年間4回実施し、年間60人養成する。		60人	31人	51.7%	b	委託事業者による県民・県内企業への働きかけに加え、県障害者自立支援協議会権利擁護部会等での委員に対して働きかけや雇用労政課のLINE公式アカウント「かながわ障がい者就労サポート」等を活用し周知した。しかし修了者数は横ばいであった。目標に届いていないため、さらに周知方法を工夫していく。	心のバリアフリー推進員を安定的に養成していくため、より多くの県内企業等に事業を活用してもらえるよう周知するとともに、養成研修修了者が、各企業等において障がい理解等の社員研修を実施できるよう支援していく。令和8年度についても、県障害者差別解消支援地域協議会等での働きかけや雇用労政課のLINE公式アカウント「かながわ障がい者就労サポート」等の活用を続けるとともに、県SNSなども活用するなど、周知活動を工夫していきたい。
119	支援策 1 3	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進及び普及啓発（一部再掲）	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく実効性のある取組を進めるため、バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信や協働の取組を進める。また、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発や個別事業を推進する。	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく実効性のある取組を進めるため、バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信の取組を進める。また、「バリアフリーフェスタかながわ」の開催や「バリアフリーアドバイザー」の派遣実施」、「カラーバリアフリーの普及啓発」等により、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発を推進する。	地域福祉課調整G	成果	「バリアフリーフェスタかながわ」来場者アンケートでバリアフリーの取組への興味・関心が「高まった」、「やや高まった」と回答した割合		90%	94%	104.4%	s	「バリアフリーフェスタかながわ」来場者アンケートでバリアフリーの取組への興味・関心が「高まった」、「やや高まった」との回答が9割を超え、バリアフリーの周知・啓発に高い効果を発揮している。	「バリアフリーフェスタかながわ」は、コーナー参加者数は昨年度に比べ若干減少したものの、当事者等との交流・体験型ブースの設置により、来場者アンケートでは、9割以上がバリアフリーの取組への興味・関心が「高まった」、「やや高まった」と回答した。今後もバリアフリーの街づくりに対する理解が深まるよう、普及啓発を推進していく。
120	支援策 1 3	公営住宅整備事業	県営住宅を整備することにより、住環境の向上を図るとともに、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	県営住宅の建替えに当たっては、すべての住戸について室内の段差解消や手すりの設置など「バリアフリー化」を進める。また、一部の住戸については、高齢者向けの特定目的住宅として供給する。既存の県営住宅においても、段差の解消や手すりの設置等を計画的に行うとともに、居住者の必要に応じて、バリアフリー化を行い、高齢者等に配慮した住環境を整備する。	公共住宅課	成果	建替えに新規着手した戸数とする。		356戸	356戸	100.0%	s	4団地356戸（千丸台団地132戸、藤沢大庭団地49戸、綾瀬寺尾団地90戸、伊勢原峰岸団地85戸）において新規着手した。	新規着手団地4団地356戸（千丸台団地132戸、藤沢大庭団地49戸、綾瀬寺尾団地90戸、伊勢原峰岸団地85戸）にて、「バリアフリー化」を実施した。
121	支援策 1 3	交通安全施設等整備事業	高齢者や障がい者など、誰もが自らの意思で自由に移動し、積極的に社会参加することができる社会基盤の整備として、幅の広い歩道や段差のない歩道の整備を進める。	幅の広い歩道の整備、横断歩道部分などの段差・勾配の改善及び視覚障害者誘導用ブロックの設置などを実施し、より安全な歩道の整備を進める。	道路管理課	成果	幅広歩道の整備延長L=2.1km／年 段差・勾配の改善 N=50箇所／年		2.1, 50km, 箇所	0.7, 55km, 箇所	33% 110%	b	幅広歩道の整備延長 L=0.7km／年 段差・勾配の改善 N=55箇所／年	幅広歩道の整備等について、一定の進捗が見られる。幅広歩道の整備は、一般的に用地の取得を伴うため、関係地権者等から事業の理解を得るのに時間がかかる等の課題がある。
122	支援策 1 3	鉄道駅舎垂直移動施設整備事業費補助	だれもが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるようにする。	市町村が鉄道事業者に対して助成した駅舎の垂直移動施設（エレベーター）整備経費に対して補助金を交付し、障害者や高齢者など、だれもが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できる環境整備を図る。	交通政策課	活動	当該年度に予算措置を行った補助対象駅数	鉄道駅舎のバリアフリー化は、事業者が主体となつて実施するものであり、県として目標を設定することはできない。	1駅	1駅	100.0%	s	神奈川新町駅（京急本線）	計画通り事業が進められ、エレベーター設置を完了した。継続してエレベーター設置に対する補助を行うことで、移動等円滑化の促進に努めていく。
123	支援策 1 3	ホームドア設置促進事業費補助	鉄道利用者の安全を確保するとともに、安定輸送の確保による利便性向上に資する。	鉄道事業者が行うホームドアの設置事業に対して補助を実施し、ホームドアの設置による転落防止対策の促進を図る。	交通政策課	活動	当該年度に予算措置を行った補助対象駅数	鉄道駅のホームドア設置は、事業者が主体となつて実施するものであり、県として目標を設定することはできない。	4駅	4駅	100.0%	s	登戸駅（ＪＲ南武線）、橋本駅（ＪＲ横浜線）、桜木町駅（ＪＲ根岸線）、大船駅（ＪＲ根岸線）	計画通り事業が進められ、ホームドア設置を完了した。引き続き、ホームドア設置に対する補助を行うことで、転落防止対策の促進を図る。
124	支援策 1 3	福祉有償運送制度の普及啓発	高齢者や障害者等のうちの移動制約者に対して提供される福祉有償運送サービスの普及啓発を行うことにより、高齢者、障害者等の移動を支援する。	高齢者や障害者等のうちの移動制約者に対して提供される福祉有償運送サービスの普及啓発を行う。	地域福祉課地域福祉G	活動	・福祉有償運送制度に関する研修会及び意見交換会（事業者・相談機関等向け） 1回 ・福祉有償運送制度市町村担当者等制度説明会 1回 ・福祉有償運送の実態調査及びサービス提供実績の公開（県ホームページ） 1回	移動制約者に適切な介助を提供できる事業者に利用者をつなぐ行政・相談機関等の職員を中心に普及啓発を行っているため。	1回 1回 1回	1回 1回 1回	100.0%	s	福祉有償運送制度の普及啓発では、かながわ移動サービスネットワークが主催する制度説明会と意見交換会の参加者募集に協力し、市町村と事業者の制度への理解促進を図った。	研修会等の開催について、令和7年度は、かながわ福祉移動サービスネットワーク主催で意見交換会（事業者・相談機関等向け）及び制度説明会を同日開催し、対面で意見交換をすることができた。引き続き、研修会等を開催し、福祉有償運送制度の理解促進を図る。
125	支援策 1 3	都市公園施設のユニバーサルデザイン化の推進	都市公園施設のユニバーサルデザイン化の推進	高齢者や障がい者など誰もが安全で快適に公園を利用できるよう、園路の段差解消や手すりの設置など、県立都市公園施設のユニバーサルデザイン化を推進する。	都市公園課	活動	都市公園整備費（公共事業）（工事費）及び公園整備費（単独事業）で整備・維持を行った県立都市公園数	全県立都市公園はユニバーサルデザイン化を念頭に施設更新及び維持修繕等を行うこととしているため、数字での成果指標の設定は難しい。	27	27	100.0%	s	都市公園整備費（公共事業）（工事費）（一部）及び公園整備費（単独事業）（一部）を活用し、都市公園施設のユニバーサルデザイン化を推進した。	都市公園整備費（公共事業）（工事費）（一部）及び公園整備費（単独事業）（一部）を活用し、都市公園施設のユニバーサルデザイン化を推進する。

大柱（2） 中柱（3）

整理番号	支援策	構施設策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
126	支援策 1 4	県ウェブサイトの情報アクセシビリティの推進	県が情報通信技術を利用して提供する情報に対して、加齢や障害などの身体的な条件や、利用環境による制約を受けることなく情報にアクセスできる環境の構築を推進し、情報アクセシビリティの向上を図る。	・ 情報アクセシビリティ推進要綱、ウェブアクセシビリティ方針の運用 ・ 県が提供するウェブサイトの「J I S規格（JIS X8341-3:2016）に基づく検証・試験 ・ 各所属担当者向け研修の実施と技術的な支援 ・ 視覚障害を持つ職員への音声読上げソフト貸与による共通利用パソコン利用支援	デジタル戦略本部室	成果	J I S規格適合レベルAAを目指すために事前に実施する、全ページ一括検証において前年度から継続して「非常に悪い」、「悪い」と評価されるページ数（減少したことをもって評価）※令和5年度までは「非常に良い」及び「良い」のページ割合を指標としていたが、99%以上の値を推移しており取り組み状況が分かりにくく、取組成果を正しく評価できないため、令和6年度より「非常に悪い」、「悪い」と評価されるページ数を指標としている。		400	218	183.5%	S	前年度「非常に悪い」「悪い」と評価された353ページのうち、継続して上記同様に評価されたページ数は218ページだった。	「非常に悪い」「悪い」の評価が集中していた所属を中心に、全体的に満遍なく改善され、目標を達成できた。継続して「非常に悪い」「悪い」となっているページを重点に改善するよう働きかけていく。
127	支援策 1 4	ホームページ閲覧支援サービス	情報アクセシビリティの向上を推進する。	神奈川県が管理運営するウェブサイトの提供ページにおいて、音声読上げにより認識できる環境及び、漢字に読み仮名のルビを表示できる環境を提供し、情報アクセスの利便性を向上させる。	知事室（Web広報グループ）	活動	常にサービスを提供する。（県公式ウェブサイトのメンテナンス時間を除く）	当該サービスはあくまで閲覧を補助するものであること、また、閲覧者側で同様のサービスを導入している場合、当該サービスは利用しないため、利用者の増加が目標に対する成果となりえないことから、具体的な成果指標を設定することはない。	365日	365日	100.0%	S	常にサービスを提供した。（県公式ウェブサイトのメンテナンス時間を除く）	
128	支援策 1 4	県のたよりの点字版・録音版の作成	紙面版及びホームページ版の「県のたより」を閲覧することが困難な視覚障害者の方向けに県政情報を発信する。	「県のたより」の点字版、テープ版、CD（デジジー）版を作成し、視覚障害者で配布希望のあった方や福祉事務所等の関係機関に毎月送付する。	知事室（県のたよりグループ）	その他の実績		「県のたより」点字版・録音版は、視覚障害者で配布を希望する方を対象に送付しており、発行部数や利用者数の増加が目標に対する成果となりえないことから、具体的な成果指標を設定することは相応しくない。		点字版 2453件 テープ版 592件 CD版 1371件			視覚障害者で配布希望のあった方と福祉事務所など関係機関に毎月送付できた。	希望者に配布できた。課題は特になし。
129	支援策 1 4	障害者 I T 利活用推進事業（障害者 I T サポートシステム運営事業）	I T 機器の利活用により、障がい者の社会参加をより一層進捗することを目的とする。	・ インターネット上において、パソコン操作及びインターネット等の利活用を望む障がい者やその支援者に対するホームページを運営し、障がい特性に応じたパソコン補助端末等機器に関する情報及び I T 環境の整備と基本操作に関する情報の提供を行う。 ・ 障がい者及びその支援者からの I T 利活用に関する相談に応じて、適切な支援事業者を紹介する。	障害福祉課	活動	障害者 I T サポートセンター設置数 1 か所	I T 機器の利活用により、障がい者の社会参加をより一層進捗することを目的とする事業であり、数値目標になじまないため。	1か所	1か所	100.0%	S	障害者 I T サポートセンターを 1 か所設置し、 I T 利活用に関する相談に応じるとともに、ホームページ等による情報提供を行った。	ウェブサイトや S N S による I T 機器・アプリ等の情報提供、専門機関や団体が行う I T 利活用支援の情報提供を行うに当たり、企業、関係機関等からの情報収集に努め、新しい情報を随時更新し提供しており、サイト閲覧者数は前年同数程度を維持している。今後も引き続き、新しい情報を提供できるよう取り組んでいく。
130	支援策 1 4	選挙時点字等の情報提供	視覚障がい者の選挙権行使に資するため、選挙のお知らせ（公報の点訳、音訳、拡大文字版）等を作成等して、関係団体等に配付する。	衆院選、参院選、統一地方選の知事選・県議選において、選挙のお知らせ（公報の点訳、音訳、拡大文字版）等を作成等して、関係団体等に配付する。	市町村課	その他の実績		視覚障がい者の選挙権行使に資することが目的であるため。					第27回参議院議員通常選挙、第51回衆議院議員総選挙において、選挙のお知らせ（公報の点訳、音訳、拡大文字版）等を作成等して、関係団体等に配付するとともに、公報の音訳データを県HPに掲載した。	選挙のお知らせ（公報の点訳、音訳、拡大文字版）等を作成等して、関係団体等に配付するとともに、公報の音訳データを県HPに掲載した。
131	支援策 1 4	神奈川県ライイトセンターの設置・運営	視覚障がい者の社会的自立を促進するため、点字・録音等による情報の提供、相談指導、訓練及びスポーツの振興並びにボランティア活動の振興、育成を図る。	身体障害者福祉法第34条に規定される視覚障害者情報提供施設の管理運営を行う。	障害福祉課	活動	ライトセンターの蔵書数 令和6年度末 37,472冊	視覚障がい者の社会的自立の促進を目的とする事業であり、数値目標になじまないため。	38,312冊	38,526冊	100.5%	S	点字図書、デジジー図書及び拡大図書を計1,054冊増加させた。	概ね順調に進捗しており、引き続き蔵書の充実に努める。
132	支援策 1 4	神奈川県聴覚障害者福祉センターの設置・運営	聴覚障害がい者の社会的自立を促進するために、各種の指導、訓練等を行うとともに、身体障害者福祉法第34条の規定により日常生活に必要な情報を提供し、及び聴覚障害者に対する社会奉仕活動を行おうとする者に対して、その活動のための便宜を供与し、聴覚障害がい者の福祉の増進を図るために当該施設を設置する。	施設を適切に運営するとともに、聴覚障がいに係る各種相談に応じ、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障がい児の早期訓練及び手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣等を行う。	障害福祉課	活動	手話通訳者派遣件数及び要約筆記者派遣件数	聴覚障がい者の社会的自立の促進を目的とする事業であり、数値目標になじまないため。	380件	462	121.6%	S	聴覚障害がい者の社会参加を促進するために欠かせない情報保障の担い手となる手話通訳者及び要約筆記者を養成し、派遣等を行った。	引き続き、聴覚障害がい者の社会参加を促進するために欠かせない情報保障の担い手となる手話通訳者及び要約筆記者を養成し、派遣等を行っていく。
133	支援策 1 4	手話通訳者の県庁への設置	聴覚障害がい者等が、県本庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うため、障害福祉課に手話通訳者を配置し、聴覚障害がい者等の福祉の増進を図る。	県本庁（障害福祉課）に手話通訳者を配置する。	障害福祉課	活動	非常勤職員を 1 名配置する。	聴覚障がい者等が県庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うことを目的とする事業であり、数値目標になじまないため。	1人	1人	100.0%	S	聴覚障がい者等が県庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うため、県本庁（障害福祉課）に手話通訳者を設置した。	聴覚障がい者等が県庁及びその周辺の県機関に来庁した際のコミュニケーションを円滑に行うため、県本庁（障害福祉課）に手話通訳者を設置した。
134	支援策 1 4	イベント・会議等への手話通訳者の派遣	手話の普及等を推進する一環として、県民生活の様々な場面で、手話を使うことのできる環境の整備に向けた取組みを行う。	県民が参加する県事業に手話通訳者を派遣する。 手話の普及等を推進する一環として、地域福祉課で行う手話普及推進事業に係る手話通訳者・要約筆記者の派遣費用及び他所属で予算措置していない手話通訳者・要約筆記者等の派遣に必要な経費を、地域福祉課の予算で再配当する。	地域福祉課調整G	その他の実績							地域福祉課で行う手話普及推進事業に係る手話通訳者、要約筆記者等の派遣費用とイベント等を実施にあたり、他所属で予算措置していないものについて、派遣の必要に応じて、地域福祉課の予算で対応した。	地域福祉課で行う手話普及推進事業に係る手話通訳者、要約筆記者等の派遣費用とイベント等を実施にあたり、他所属で予算措置していないものについて、派遣の必要に応じて、地域福祉課の予算で対応した。

大柱（2） 中柱（3）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
135	支援策 1 4	記者会見手話通訳	知事記者会見の手話付き動画を配信（YouTube）し、手話という言語でろう者に対し、県の主要施策等の情報を伝える。	知事会見の動画配信において、ろう者の方が情報を受け取れるとともに、積極的に手話の普及を推進する観点から、手話通訳を行う。	知事室（広報・企画・報道G）	活動	全配信（100%）を手話付きで行う。	知事記者会見を手話付きで配信することで、ろう者の方へも県の主要施策等の情報提供を行っているところだが、会見の視聴者のうち、ろう者の方がどれだけ視聴しているかを把握することは困難であるため、成果指標を設定することはできない。	24回	24回	100%	S	全24回手話付き配信を行った。	全24回手話付き配信を行うことができた。 引き続き、ろう者の方に県の主要施策等の情報提供を確実に 行うため手話付きの配信を行っていく。
136	支援策 1 4	カナフルTVにおける手話による情報提供	県の主要施策や各種お知らせ等をテレビ放送（カナフルTV）により、広く県民に広報する。	ろう者の方のために手話付きの放送を行う。	知事室（テレビ・ラジオG）	活動	全放送（100%）を手話付きで行う。	県広報テレビ番組を手話付きで放送することで、ろう者の方へも県の主要施策や各種お知らせ等の情報提供を行っているところだが、番組の視聴者のうち、ろう者の方がどれだけ視聴しているかを把握することは困難であるため、成果指標を設定することはできない。	100%	100%	100.0%	S	全44回手話付きで放送を行った。	令和5、6年度同様、全44回手話付きで放送を行うことができた。 引き続き、ろう者の方に県の主要施策や各種お知らせ等の 情報提供を確実に行うため手話付きの放送を行っていく。
137	支援策 1 4	遠隔手話通訳サービス事業	県機関において、二次元バーコードによる遠隔手話通訳サービスを提供し、ろう者へのコミュニケーション支援の充実を図る。 また、医療機関等を受診する際に遠隔での手話通訳サービスを提供する。	県出先機関の窓口や医療機関等に二次元バーコードを配布して、ろう者が来庁・外来受診の際に個人所有のタブレットやスマートフォン等で二次元バーコードを読み込むことにより、県委託先に常駐する手話通訳者とオンラインビデオ通話で接続し、遠隔手話通訳サービスを提供する。	地域福祉課調整G	成果	県機関等窓口、医療機関等における利用件数		18件	11件	61.1%	B	県機関等窓口、医療機関等において、二次元バーコードによる遠隔手話通訳サービスを提供し、ろう者へのコミュニケーション支援の充実を図った。	実態把握のため、県出先機関と県警を対象に実態調査を行ったところ、ろう者が来庁することがあると回答した所属の中で案内板を設置していると回答した所属が約6割にとどまっていた。今後は案内板未設置の所属に対して設置するよう働きかける、マニュアルを配布する等を行い、実績の増加に努める。
138	支援策 1 4	手話通訳者指導者養成研修事業	聴覚障害者の自立と社会参加の促進に必要とされる手話通訳者を養成する研修のさらなる充実を図るため、当該研修の講師を担う専門性の高い人材の育成を計画的に行う。	手話通訳者養成研修の講師を担う人材を育成する研修を行う。	障害福祉課	成果	研修修了者数 10人		10人	22人	220.0%	S	手話通訳者養成研修の講師を担う人材を育成するための研修を実施した。	藤沢を会場とすることで、県内各圏域から受講者が集まっている。引き続き、指導者の育成を行っていく。
139	支援策 1 4	手話の普及等に関する施策の推進（一部再掲）	ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、意思疎通を行う言語としての手話の普及等に関する施策を推進する。	手話言語条例の普及啓発等及び手話推進計画に位置づけられた取組みの推進	地域福祉課調整G	成果	事業者向け手話講習会の実施回数		40回	19回	47.5%	C	ろう者にとって重要なコミュニケーション手段である手話について、事業所が主体的に手話講習会を行う働きかけとして、普及に取り組む施策を進めることができた。	昨年度と比較して実績が減少しており、かつ目標値に到達していないことから、周知方法について再検討する。具体的には過去に講習会を受講した事業者や、手話習得が必要と思われる業種へ新たに働きかける。

大柱（2） 中柱（4）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
140	支援策 1 5	災害救援ボランティアへの支援	災害時に県内外から参集するボランティアを被災地の状況に合わせて効果的な活動ができるようコーディネートする人材を育成する。	平常時には、地域の中で顔の見える関係づくりや災害救援ボランティアのネットワーク化を図るとともに、地震等の災害が発生した時には、県内外から参集するボランティアを被災地の状況に合わせて、効果的な活動ができるようコーディネートする人材を育成するため、神奈川災害ボランティアネットワークや、かながわ311ネットワークなどが講座を実施する。（両団体とも、災害時の行政、NPO、ボランティア団体等の多様な主体によるネットワークづくりに取り組む「神奈川県被災者支援機関連絡会議」の構成員である。）	かながわ県民活動サポートC	成果	受講者の高い満足度（講座回数、講義時間、受講料、つながり、活動のヒント、満足度）の維持（現状）75点以上		80.00点	82.50点	103.1%	S	令和7年8・9月にNPO法人神奈川災害ボランティアネットワークによる「災害ボランティアコーディネーター養成講座」を全3回（受講者数28名）実施した。昨年度と比較すると、受講者数が増加し、前年の評価を上回る結果となった。 （参考）R6→R7実績 講座回数 4.73→4.68点/5点、講義時間 4.86→4.52点/5点、受講料 3.07→2.88点/5点、つながり 3.60→3.71点/5点、活動のヒント 4.13→4.48点/5点、満足度 4.20→4.48点/5点 合計 81.97→82.5点/100点(30点満点を100点満点に換算)	受講終了後に地域で活躍する人材を育成することを目指し、災害時の活動をイメージできるような内容を受講生に提供している。今後は、講座終了後に学んだ内容をどのように地域における活動に結び付けていくのかについて、更なる検討が必要。
141	支援策 1 5	災害時・非常時の外国籍県民支援のための研修	外国籍県民が暮らしやすい地域社会づくりを推進する。	災害時の多言語通訳・翻訳者の養成の推進を図る。	国際課	活動	登録ボランティアの養成研修等を年2回以上実施する。	養成研修の受講は必須ではなく、一人ひとりのレベルチェックまで補えていないことや、研修実施回数等で本事業の成果を判断することは難しいため。	2回	2回	100.0%	S	災害時通訳ボランティア養成研修を2回（7月、11月）実施した。	災害時通訳ボランティアのスキル向上のため、研修を引き続き実施していく。
142	支援策 1 5	災害時福祉的支援の取組に係る情報提供	民生委員・児童委員及び行政担当職員等を対象とした研修や会議等を活用した情報提供を行い、災害時における地域支援体制を促進する。	災害時における地域支援体制を促進するため、民生委員・児童委員及び行政担当職員等を対象とした研修や会議等を活用した情報提供を行う。	地域福祉課 災害福祉G	活動	民生委員・児童委員、市町村職員等に対する、災害時の対応や災害時に備えた取組等に関する研修や情報提供の実施回数	災害時の地域支援体制の促進を図るため、災害時の対応や災害時に備えた内容の研修や県の取組等の情報提供を目的としているため。	2回	3回	150.0%	S	1 民生委員・児童委員への周知（令和7年12月15日） 『県民児協だより』において、市町村民児協における災害に備えた体験研修の取組事例について周知した。 2 市町村福祉避難所担当者会議（令和7年8月25日、令和8年3月25日） 福祉避難所及び個別避難計画の作成の現状と課題について、市町村からの取組事例紹介や情報共有、意見交換を行った。	民生委員・児童委員協議会、市町村福祉避難所担当者会議を通じて、災害時の福祉的支援に係る情報提供ができた。今後は、引き続き、県の取組、各当事者のよる備え等の相互理解を図り、限りある人員を効率的に活用する取組を進める必要がある。
143	支援策 1 5	福祉避難所市町村サポートチーム	災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして災害対策基本法施行令に規定されている福祉避難所について、県内市町村が確保・運営していく上で必要な支援等について検討するため、福祉避難所市町村サポートチームを設置する。	庁内関係各課で構成された「福祉避難所サポートチーム」において、市町村における福祉避難所の確保・運営や災害時の要支援者の個別避難計画の作成に関する課題等を把握し、計画作成や避難訓練に当事者である要配慮者が参加し主体的に関わる事例の共有や課題解決に向けた協議を市町村と行うなど、災害時の市町村の要配慮者支援を後押しします。	地域福祉課 災害福祉G	活動	福祉避難所の指定状況や災害時の要配慮者支援に関する課題等を把握する調査を継続的に行うとともに、先進的な取組み事例に関する情報共有を図る場の開催回数	災害時における要配慮者支援は、福祉避難所の指定だけではなく、要配慮者の把握や支援者の確保、具体的な避難行動等、平時からの多様かつ総合的な対応を要するため。	1回	2回	200.0%	S	1 福祉避難所の指定状況等（市町村実施）調査 福祉避難所市町村サポートチームにおいて、市町村が福祉避難所を確保・運営していく上で必要な支援等について検討する際の参考とするため、令和8年1月に福祉避難所の指定状況等調査を実施した。 2 福祉避難所市町村サポートチーム（オンライン開催） 令和7年6月、令和8年3月に「福祉避難所市町村サポートチーム検討会」を開催。県の関連所属における災害対策に係る取組や、福祉避難所の指定状況等に係る市町村実施調査の結果概要等について情報共有した。 3 市町村福祉避難所等担当者会議（オンライン開催） 県内市町村が福祉避難所の確保・運営に当たって取り組んでいることや個別避難計画に係る取組課題等について情報共有し、意見交換を行った。 【第1回】 ・開催日 令和7年8月25日 ・出席者 110名（市町村職員86名、県職員（サポートチーム構成員）24名） 【第2回】 ・開催日 令和8年3月24日 ・出席者 92名（市町村職員73名、県職員（サポートチーム構成員）19名）	福祉避難所開設訓練等の実施ができていない自治体もあることから、訓練等の実施を促し、市町村に展開する必要がある。また、個別避難計画について、市町村における作成率の向上を目指していく必要がある。
144	支援策 1 5	広域的な要配慮者支援	大規模災害発生時、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者への福祉支援を行う神奈川DWA Tや介護職員等を派遣するため、支援を行う団体間の連携強化や人材育成を行う。	【平時】連絡会の開催、研修等の実施 【災害時】災害派遣福祉チームの派遣	地域福祉課 災害福祉G	成果	災害福祉支援に係る研修及び訓練への参加延べ人数		550人	761人	138.4%	s	・かながわ災害福祉広域支援ネットワーク公開講座 ※基礎研修から名称変更 131名（1アカウントで複数名視聴の場合あり） ・神奈川DWA T登録研修 72名 ・神奈川DWA Tステップアップ研修 35名 ・神奈川DWA Tスキルアップ研修 34名 ・神奈川DWA T情報伝達訓練 403名 ・神奈川DWA T実動訓練 86名（計8回）	神奈川DWA T実動訓練について、令和6年度の2回実施から昨年度は8回まで回数を増やし、体制を強化していくことができた。実践的な研修や訓練、シミュレーションは今年度以降も引き続き注力していく必要がある。

大柱（2） 中柱（4）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
145	支援策 1 5	東日本大震災等避難者支援推進事業	東日本大震災等に伴う避難生活が長期化する中、県内避難者が、避難先での安定した生活や故郷への早期帰還を果たせるよう、関係団体、県内市町村、避難元自治体等と連携し、避難者の状況にあわせて、きめ細かい支援を行う。	○かながわ避難者支援会議による支援（直営） 避難者支援を行う関係団体や県内市町村、避難元自治体等を構成員とした「かながわ避難者支援会議」の場を活用し、各団体が蓄積している避難者情報や取組内容の共有化を図りながら連携し、効果的な支援の実現を目指す。 ○かながわ避難者見守り隊による支援（委託） 支援情報の発信、県内避難者等からの相談対応、電話による定期的な生活状況の聞き取りと助言等を通じて支援を行う。また、相談内容から、必要に応じ、専門相談員が戸別訪問等の面談を行い、助言等を行いながら問題の解決を図る。さらに、被災県と連携し被災地に関する情報の提供や相談会を開催する等、帰還に向けた環境整備を行う。	くらし安全防災局総務室	活動	かながわ避難者見守り隊による電話相談および戸別訪問回数	本事業は、さまざまな生活上の問題を抱えた避難者に対して心のケアやサポートにより側面支援を行うものであり、成果を数値化することが難しいため。	81回	191回	235.8%	S	○かながわ避難者支援会議による支援 当会議を1回開催し、各支援団体の避難者支援の取り組みについて、情報共有を行った。また、これまでの取組で得られた経験や知見を活かし、今後神奈川県内で災害が発生した際に活用可能な支援体制の構築を目指し、設置要領を改正した。 ○かながわ避難者見守り隊による支援 特段の配慮を必要とする避難者（年度当初で27世帯）に対して3回以上の訪問や電話対応を目標としていたが、昨年度に引き続き、全てを訪問するのではなく電話などにより聞き取りを行うなど柔軟に対応をし、訪問22回、電話169回実施した。訪問又は電話を複数回に分けて繋ぐことで、避難者の孤立化を防ぐといった支援につながった。	○かながわ避難者支援会議による支援 本会議ではこれまで、支援団体間の連携強化や情報共有を通じて効果的な支援を進めてきた。この取組を継続しつつ、避難生活の長期化に伴う複雑化・個別化した課題への対応を図るとともに、今後神奈川県内で災害が発生した際にも活用可能な支援体制の構築を目指し、令和7年度に設置要領を改正した。今後は、これまでの経験や知見を活かし、平時からの調整や情報共有をさらに深化させることで、より効果的な支援体制を構築していく。 ○かながわ避難者見守り隊による支援 定期的な支援情報を発信し、高齢者や精神疾患等による配慮を必要とする避難者に対し、専門相談員による戸別訪問を行い、自立に向けた継続的なサポートを行っている。自立に向けた支援は、高齢者や精神的等の事情により、すぐに効果が見込めず、長期的な継続支援が必要である。他方、本事業は国の「被災者支援総合交付金」を活用しているが、補助制度の見直しにより、令和8年度以降は福島県のみが対象となり、宮城県・岩手県からの避難者は補助対象外となった。県としては、こうした状況の中でもソフトランディングを図るため、宮城県・岩手県からの避難者に対しても、真に必要な範囲内で支援を継続している。今後も必要な支援が届けられるよう、避難者の状況を丁寧に把握し、支援のニーズに応じた不断の見直しを行いながら対応していく。
146	支援策 1 5	福祉施設における応援職員派遣事業	コロナウイルスが第5類に移行したことに伴い、令和5年度に事業終了		地域福祉課災害福祉G	事業終了								
147	支援策 1 5	在宅高齢者療養支援事業	コロナウイルスが第5類に移行したことに伴い、令和5年度に事業終了		高齢福祉課	事業終了								
148	支援策 1 5	在宅障害者等療養支援事業	コロナウイルスが第5類に移行したことに伴い、令和5年度に事業終了		障害サービス課	事業終了								

大柱（3）中柱（1）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
81	支援策 9 支援策 1 2 支援策 1 8	「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動への支援	広域的な立場から福祉教育の推進やボランティアリーダー等の人材養成、当事者活動支援等の実施を通じて、県域・市町村域におけるボランティア活動の推進を図る。	県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室等を設置するほか、セルフヘルプグループ活動支援者会議の実施や交流会・報告会等の開催、相談受付等を行う。県は、このような活動を行う「かながわボランティアセンター」を支援する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	セルフヘルプ相談室利用者が前年度比で増加する。		6,992人	7,883人	112.7%	S	セルフヘルプ相談室の利用者数は7,883人となり、前年度利用者数（目標値）を上回った。	セルフヘルプ相談室の利用者数は、目標を上回る水準であり、今後も「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動の支援を続けていく。また、利用者が増えたことによる会の運営についての支援が今後の課題となる。
100	支援策 1 2 支援策 1 8 支援策 2 1	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	精神障がい者が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した地域生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携の下、支援体制の充実を図る。	長期入院している精神障がい者の地域移行と円滑な地域生活を継続できるよう協議会の開催、病院及び関係機関とのネットワーク形成、ピアサポーターによる病院訪問を実施する。	障害福祉課	成果	ピアサポーターを年間50人養成し、病院訪問等のピアサポート活動、関係機関とのネットワークの構築を図る。		50人	80人	160.0%	S	委託事業所6か所において、総計80名のピアサポーターが登録。各圏域内の病院訪問活動など実施し、入院患者等の退院意欲喚起を展開した。	ピアサポーターの拡充及び医療機関への訪問回数の増加、地域での定着支援にむけた活動機会の拡大を図る。
116	支援策 1 2 支援策 1 6	医療的ケア児支援センターの運営	医療的ケア児等に切れ目のない支援を行い、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を支えるため、身近な地域で相談できる体制を整備する。	医療的ケア児等からの各種相談に対応するため、各障害保健福祉圏域にて医療的ケア児支援センター地域相談窓口（プラランチ）を運営する。	障害福祉課	成果	医療的ケア児等コーディネーターを配置する市町村の数		33市町村	33市町村	100.0%	S	各市町村または圏域において、医療的ケア児等コーディネーターを配置。	すべての市町村におけるコーディネーターの配置が完了した。今後は、コーディネーター、関係機関等の連携を強化し、継続的な支援体制の構築を図る。
118	支援策 1 2 支援策 1 6	障がい者差別相談窓口運営事業	障がい者を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図るため、障がい者差別相談窓口を運営する。	障がい者を理由とする差別に関する相談対応業務。 障がい者を理由とする差別の解消に向けた普及啓発業務。 障がい者を理由とする差別の解消に向けた関係機関との連携業務	障害福祉課	成果	相談のうち、働きかけを行った件数		150件	92件	61.3%	b	相談件数増加に伴い、市町村等窓口への案内や事業者等への架電などの対応が増えた。	障がい差別相談窓口の周知を引き続き行う。相談内容により、他機関及び事業所への働きかけを行い成果実績の向上を目指す。
149	支援策 1 6	地域ケア多職種協働推進事業	平成29年6月に改正された、介護保険法の主要事項である地域包括ケア体制の構築にあたり、医療と介護の連携は重要な要素となっている。そこで、前提として必要な、関係者による協力関係を構築し、情報交換や課題認識の共有を図り、医療と介護の円滑な連携の推進に資する事業を広域的に県が実施し、もって市町村が実施する真に機能する地域包括ケアシステム（高齢者が地域で安心して自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される体制）の構築を支援する。	・地域的広域ケア会議 ・専門職員等派遣事業	高齢福祉課	その他の実績	市町村の個々の判断で地域ケア会議を開催するため、県が開催回数をコントロールできないため						県、保健福祉事務所及び市町村が、地域包括ケア会議及び地域ケア会議を開催した。今年度はオーラルフレイルやセルフネグレクト等をテーマに話し合いがされた。	引き続き、地域ケア会議等で話し合われた課題等について、市町村職員向けの研修や専門職派遣で支援していく。専門職派遣においては、より多くの市町村で活用していただき派遣人数が増えるよう、市町村へ働きかけていく必要がある。
150	支援策 1 6	障害福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業	障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワークの形成を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害がい者の福祉の増進を図る。	障害保健福祉圏域ごとの地域課題や、実状に応じ、相談支援、サービス提供、権利擁護、就労支援等の各ネットワークの形成を図り、重層的な相談支援体制を構築する。	障害福祉課	活動	障害保健福祉圏域単位の自立支援協議会の開催。市町村では対応困難な広域的な地域課題について協議・対応を検討する。	本事業の目標である障害保健福祉圏域における相談支援等のネットワーク形成は各圏域障害者自立支援協議会の開催に代表されるが、単に当該協議会の開催回数を事業目標の成果指標とすることは適切ではないため。	10回	11回	110.0%	S	【各障害保健福祉圏域自立支援協議会の開催回数】 ・横須賀・三浦圏域：2回 ・湘南東部圏域：3回 ・湘南西部圏域：2回 ・県央圏域：2回 ・県西圏域：2回 合計：11回	市町村自立支援協議会・障害保健福祉圏域自立支援協議会・神川県障害者自立支援協議会の3層構造の支援体制の強みを活かし、多様な地域課題を集約し、それらを共有しながら協議・検討を行うことができた。令和7年度より県西圏域が直営から委託となったことに伴い、実際に県西地区に足を運び、各市町村が抱えている問題や状況等を聞く機会を設けた。課題については、引き続き議論していく必要がある。
151	支援策 1 6	発達障害支援体制推進事業	発達障害がいをも有する障害がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として神奈川県発達障害支援センター「かながわA（エース）」を設置し、発達障害がい児者及びその家族への支援を行う。	・発達障害がいに関する各種の相談への対応 ・観察、発達検査等に基づいて相談面接による発達支援 ・発達障害がいの特性の理解と支援技術の習得を目的とした基礎的な研修や地域関係機関の支援者を対象とした研修の実施 ・事業所等からの要請に基づき、対応が困難な個別支援の検討会議等において、専門的な立場からの助言	障害福祉課	成果	かながわA主催研修参加者総数（600人）		600人	473人	78.8%	a	公開講座の開催（対面開催1回 157名参加）、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施（オンデマンド 112名視聴）、支援者向け研修の実施（対面開催1回 15名参加、オンデマンド 129名視聴）、家族向け講座（対面開催1回 60名参加）	「支援者向け研修」及び「かかりつけ医研修等発達障害対応力向上研修」については、忙しく仕事の都合で参加できない方への配慮として、初めてオンデマンド配信を実施した。この効果は大きく、多くの方に受講できる機会を設けることができた。また、「かかりつけ医研修等発達障害対応力向上研修」については、神奈川県医師会と連携を図り、受講し終了した場合、「日医かかりつけ医機能研修制度」における単位として認定できるよう調整した。このため多くの医師の方が受講された。更に「公開講座」については、昨年度と同様に「県のとより」に掲載することで、効率的に周知を図ることができ、多くの参加者を募ることができた。

大柱（3）中柱（1）

整理業	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
152	支援策 1 6	相談支援体制拡充強化事業	重度障がい者の地域生活移行及び地域定着を支える地域の相談支援体制を拡充するため、法人等を対象に、相談支援事業所の開設促進セミナーを開催するとともに、セミナー参加法人等からの問合せ等に対応するサポートデスクを開設し、フォローアップを行うことを目的とする。	（１）相談支援事業所開設促進セミナーの開催 相談支援事業の重要性や、相談支援事業所の収支モデル、事業所開設までの流れなどを説明するセミナーを以下のとおり開催する。 （２）サポートデスクの開設 相談支援事業所開設促進セミナーに参加した法人等を対象に、セミナー受講後の質問や問合せなどに、相談員が電話やメール等に対応する相談窓口を開設する。また、必要に応じて電話・メール等により情報提供を行う。	障害福祉課	成果	相談支援事業所増加件数（+25件/年）		25件	集計中			年度ごとの相談支援事業所の新規開設件数。（例年7月頃集計）	新規開設事業数の増加は毎年一定数あるが、促進事業の効果と言い切れる指標を示すことは難しい。 また、廃止する事業所も少なくないことから、既存事業所に対して、運営安定の観点を強化した内容によるセミナーの開催を検討していく。
153	支援策 1 6 支援策 1 7	包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業	市町村が行う包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業が適正かつ円滑に行われるよう後方支援を行い、体制整備を促進する。	市町村職員等に向けた研修や連絡会を行うことにより情報共有や連携等を図るとともに、アドバイザー派遣により市町村が行う包括的な支援体制整備に向けた事業の取組支援を行う。	地域福祉課 地域福祉G	成果	包括的支援体制（社会福祉法第106 条の3 の規定）の整備を市町村地域福祉計画に位置付ける市町村数		31市町村	28市町村	90.3%	a	重層的支援体制構築支援事業では、昨年度から包括的支援体制の整備を市町村地域福祉計画に位置づけた自治体の数は変わらなかったが、包括的支援体制の整備の必要性について各市町村及び市町村社協職員の理解を深めた。	包括的な支援体制を整備するために、市町村及び市町村社協職員を対象に連絡会や対面研修を実施し、各市町村における課題等の情報を共有した。また、希望のあった市町村に体制整備アドバイザーを派遣し、包括的な支援体制の整備を進めるにあたり解決困難な事案や課題に対して個別の支援を行った。今後も引き続き、各市町村の体制整備の進捗状況を把握し、連絡会やアドバイザー派遣を充実させる必要がある。
154	支援策 1 6	圏域別地域福祉担当者連絡会	県による市町村への広域的支援等の見地から、保健福祉圏域における地域の福祉的課題に関して、県、市町村及び市町村社会福祉協議会が事業等取組状況を共有、検討することにより、各圏域の地域福祉を推進する。	保健福祉圏域毎に、市町村及び市町村社会福祉協議会間で事業等取組状況や圏域内の課題等の情報共有を行うために、「圏域別地域福祉担当者連絡会議」を開催する。	地域福祉課 災害福祉G	活動	指定都市を除く4 保健福祉圏域において、毎年度1 回ずつ（計4 回）開催する。	圏域における事業等取組状況や課題等の情報共有の会議であるため。	4回	4回	100.0%	s	前年度と同様に、全4 圏域で対面開催できた。	県がこうした連絡会議を主催することで、市町村、市町村社協職員にとっては、研修や情報交換の場となっているとの意見もあることから、県の重要な役割として本会議を実施していく必要がある。
155	支援策 1 7	ケアラーコールセンター事業	ケアラーは年齢や属性が様々であるため、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで、必要な支援を受けにくいことから、ケアラーを支援する体制を整備する。	年齢や属性が様々なケアラーが気軽に悩みを相談できるよう、その相談を一元的に受けるケアラー専門の相談窓口を設置する。 ・電話によるケアラー相談（かながわケアラー電話相談） ・SNS を活用した相談（かながわヤングケアラー等相談LINE）	高齢福祉課	成果	解決率50%以上（解決…結果的に相談者の満足を得られた案件）		50.00%	38.77%	77.5%	b	目標値には到達しないものの、前年度比較で、解決件数・解決率共に増加した。（解決数：前年の約1.89倍）	前年度に比べて、相談受付件数及び解決件数がともに増加した点は評価できるものの、相談窓口の認知度向上及び相談を促す取組に課題があるため、引き続き広く周知していき、相談受付件数を増やしていく。SNS相談においては、相談途中に相談者からの応答が無くなり、相談解決に至らないケースがある他、相談窓口の開設時間外に相談があったものについて、翌営業日以降に折り返し連絡するが、相談者の都合が合わず応答がないケースがあるため、今後はより一層1 つ1 つの相談に対して丁寧に向き合い、相談者が抱える悩みや不安が少しでも和らぐようサポートをしていく。
156	支援策 1 7	ケアラー支援専門員配置事業	ケアラーは年齢や属性が様々であるため、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで、必要な支援を受けにくいことから、ケアラーを支援する体制を整備する。	ケアラー・ヤングケアラーを適切な支援につなぐ、地域で支える体制を構築するため、県が、ケアラー本人からの相談・支援に携わる支援者の間のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例について支援者からの相談対応（情報提供・連絡調整）を行うケアラー支援専門員を設置する。	高齢福祉課	その他の実績		地域によってケアラー支援の現状や今後のあり方、地域資源などが異なることから、県全域で統一的な指標を設定することになじまないため。					支援者を対象とした対象とする研修会（県全域1 回、市町村域2 回）を開催したほか、支援者が実施する研修会への講師登壇や関係機関へのヒアリング等を通じて、支援機関とのネットワーク構築を進めた。また昨年度から実施をしている、支援者が主催する研修会に有識者や元当事者を講師として派遣を行う事業を実施（14回）し、ケアラー支援の更なる周知・理解促進に貢献した。	
157	支援策 1 7	ケアラー居場所づくり支援事業	ケアラーは年齢や属性が様々であるため、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで、必要な支援を受けにくいことから、ケアラーを支援する体制を整備する。	ケアラー・ヤングケアラーにとって、家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」としての役割を担う居場所（ケアラズカフェ）の設置を促進するため、県内における拠点の立ち上げに必要な初期費用を補助し、かながわケアラー支援ポータルサイトにて補助団体の活動を周知する。	高齢福祉課	成果	かながわケアラー支援ポータルサイト掲載団体数 45団体		45団体	24団体	53.3%	b	かながわケアラー支援ポータルサイト掲載団体数が前年比約1.3倍増加した。	前年度に比べて、掲載団体数が増加した点は評価できる一方、当年度の補助団体数も減少しているため、当該補助金の周知が課題である。関係各課と連携し、補助対象となりうる団体の掘り起こしと広報が必要である。
158	支援策 1 7	ケアラー支援サービスモデル事業	ケアラーは年齢や属性が様々であるため、既存の各種支援制度のはざまに陥りがちで、必要な支援を受けにくいことから、ケアラーを支援する体制を整備する。	市町村が実施する「若者ケアラー及び制度の狭間のケアラーがいる世帯に家事援助サービスを提供する事業」について、その費用の一部を県が負担する。	高齢福祉課	成果	アンケートで「家事支援を利用して、負担が減り自分に使える時間が確保できた」と回答した人数 172人		180人	0人	0.0%	d	実績なし	引き続き利用実績がなかったため、令和7 年度をもって廃止となる。
159	支援策 1 7	外国人ヤングケアラー通訳支援事業	家族等の言語支援を行う小学生、中学生、高校生及び大学生（以下「ヤングケアラー」という。）を支援するため、多言語対応が必要な家庭への通訳支援事業を実施する。	市町村や学校、医療機関からの通訳派遣の依頼に基づき、外国語対応が必要な家庭が行政機関や学校、病院に行く際に、通訳者を派遣する。	国際課	その他の実績		相談件数等で本事業の成果を判断することが難しいため	－	14			市町村や学校、医療機関に当事業の周知を行うことで14件の通訳支援を実施した。	ヤングケアラーの負担を軽減するために、今後も引き続き関係機関へ事業の周知に努め、より多くの通訳支援を実施していく。
160	支援策 1 7	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者及びその家族に対して相談窓口等により支援するとともに、市町村におけるひきこもり支援体制の構築を下支えする。また、ひきこもり相談LINE を運営する。	ひきこもり地域支援センターにおいて相談支援を行うとともに、市町村等への支援として多職種支援チームによる助言、市町村等支援員による助言・相談、訪問相談支援員の派遣、ひきこもりサポート事業として家族セミナー等の開催、ひきこもり支援人材育成のための各種研修、ほかひきこもり支援市町村等連携会議及び地域ブロック会議を開催する。また、ひきこもり相談LINE を運営する。	青少年課 青少年センター	活動	ひきこもり支援市町村等連携会議及び地域ブロック会議	一次相談窓口が主たる業務であり、相談件数の増減を目標としないため。	3回	3回	100.0%	s	令和7 年度は当該会議の効率化と市町村の負担軽減のため、実施目的を整理し、ひきこもり支援市町村連携会議を3 回開催した。うち第1 回は全市町村を個別に巡回して、厚生労働省が市町村の取組として掲げる①相談窓口の明確化②当事者の実態把握③支援プラットフォームの構築について取組状況を改めて確認するとともに、課題について意見交換を行った。また、第2 回及び第3 回の開催では、市町村を巡回した際に提起のあった課題について改善に繋がる市町村の取組についての情報共有等を行った。	全市町村巡回を第1 回として実施し、市町村から年3 回開催の希望が多く聞かれたため、回数を1 回削減することとした（令和7 年度以降の目標値を3 回に修正）。

大柱（3）中柱（1）

整理票	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
161	支援策 1 7	「ひきこもり×メタパス」社会参加支援事業	ひきこもり当事者が外出せずに気軽に参加できる「メタパス(仮想空間)」を活用し、他者と交流できる仕組みの構築及びひきこもり当事者を含む青少年が集える居場所を設置し、社会参加を支援する。	ひきこもり当事者を含む青少年等に向け、他者との交流等による社会参加や、就労に繋がるコンテンツを発信するイベントをメタパスで開催する。	青少年課	成果	会場への年間来場者の内、ひきこもり当事者の来場人数		1,600人	2,868人	179.3%	S	アカウント発行時のアンケートにより、来場者6,797人のうち、ひきこもりの状態にある方は2,868人であった。目標の1,600人を大きく上回った。	来場者数は目標値である5,600人を大きく上回る、6,797人となった。来場者同士が交流できるイベントの開催や、社会福祉士等の資格を持つ相談員がひきこもり当事者の悩みに対応する窓口の設置などが来場者増の要因と考えられる。一方、イベントがない日に来場者が少なくなる傾向があるため、今後は常設コンテンツを充実させ、継続的な来場を促す。
162	支援策 1 7	ひきこもり支援推進事業	市町村におけるひきこもり支援事業の立ち上げを支援し、市町村のひきこもり支援体制を充実させ、ひきこもり等の当事者及び家族がより身近な窓口で相談できるようにする。	国の補助金「ひきこもり支援推進事業費」の「ひきこもり地域支援センター事業」及び「ひきこもり支援ステーション事業」を新たに実施する市町村に対して、当該市町村が負担する費用について補助を行う。	青少年課	成果	ひきこもり担当窓口を明確にした県内市町村数		3市町村	0市町村	0.0%	d	令和7年度の新規市町村は0だった。	多くの市町村において、ひきこもり支援体制整備が大きなハードルになっていることが考えられる。補助金を活用してひきこもり支援体制整備を検討できるよう、市町村へ補助金について周知する。

大柱（3） 中柱（2）

整理業	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
	100 支援策 1 2 支援策 1 8 支援策 2 1	精神障害者地域移行・地域定着支援事業	精神障がい者が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した地域生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉関係者等の連携の下、支援体制の充実を図る。	長期入院している精神障がい者の地域移行と円滑な地域生活を継続できるよう協議会の開催、病院及び関係機関とのネットワーク形成、ピアサポーターによる病院訪問を実施する。	障害福祉課	成果	ピアサポーターを年間50人養成し、病院訪問等のピアサポート活動、関係機関とのネットワークの構築を図る。		50人	80人	160.0%	S	委託事業所6か所において、総計80名のピアサポーターが登録。各圏域内の病院訪問活動など実施し、入院患者等の退院意欲喚起を展開した。	ピアサポーターの拡充及び医療機関への訪問回数の増加、地域での定着支援にむけた活動機会の拡大を図る。
	102 支援策 1 2 支援策 1 9	意思決定支援普及・定着事業費	厚生労働省から示された「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や県が作成した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」を活用した研修プログラム等を通して、障害福祉サービスの従事者の意思決定支援を実施するために必要な知識や技術の向上に資することを目的とする。	障害福祉サービス事業所の職員等が、意思決定支援ガイドラインの内容等を現場で実践するとともに指導できるよう、同ガイドラインの理解促進を図り、当事者中心の意思決定支援のプロセス等を学ぶ研修を実施する。	共生推進本部室	成果	意思決定支援ガイドライン研修の受講者数		660人	445人	67.4%	b	目標には届かなかったが、職種別で研修を実施することができた。	令和7年度は国ガイドライン及び県版ガイドラインを一本化し、職制ごとのカリキュラムで実施した。実績値が目標値に達しなかった要因として、3コースのうち「生活支援員編」の申込みが当初の想定よりも下回ったためである。 令和8年度は、障害サービス課・障害福祉課のどちらかに本事業が移管される予定であり、対象者が変更されるため、目標値の見直しが必要である。
	103 支援策 1 2 支援策 1 9	意思決定支援実践研修事業費補助	意思決定支援の推進を図るため、県が障害者支援施設職員に対して「神奈川県版ガイドライン」（以下「県版ガイドライン」）に基づく「国の基準以上の水準」による意思決定支援を実践する研修を実施し、研修に伴う人材の代替職員等の経費の一部を補助すること、当事者目線の障がい福祉の実現を図る。	意思決定支援の推進を図るため、県が障害者支援施設職員に対して県版ガイドラインに基づく意思決定支援に関する取組について、意思決定支援専門アドバイザーによる助言・指導等を通じて実践形式の研修を実施する。	共生推進本部室	成果	県版ガイドラインに基づく一定水準以上の意思決定支援に取組みを始める施設数		20施設	16施設	80.0%	a	昨年度実績を超える16施設にアドバイザー派遣を実施した。	令和7年度末までに入所施設88施設に対し、44施設に実践研修事業補助を行ってきた。今後は、事業を行ってきた施設の自走化に向けた指標の設定やこれまで実施してきた意思決定支援について効果検証を行っていく必要がある。
	105 支援策 1 2 支援策 2 1	地域生活移行推進民間提案事業	障害保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募り、採択した提案事業に補助を行うことで、地域生活移行を進める。	障害保健福祉圏域を単位とした、民間法人からの柔軟な発想による提案事業を募り、公開による審査会を経て採択した提案事業に補助を行うことで、地域生活移行を進める。同一の提案事業への補助は、最大3年間まで可能である。	障害サービス課	成果	提案事業の実施により3年間で15人（単年度で5人）の地域生活移行を実現する。		20人	44人	220.0%	S	目標20人に対し、44人の実績であった。	前年度より行ってきた活動が、移行の推進数にあらわれた。また、各施設において利用者本人やご家族と連携をおこないGHへの体験やアセスメントを行っており、引き続き取り組みを進めていく。
	106 支援策 1 2 支援策 2 1	地域生活移行チャレンジ事業費補助	かながわ地域移行エキスパート及びかながわ地域移行スペシャリストの働きかけにより、グループホームへの移行等を行った場合に、補助を行うことで、障害者支援施設からの地域移行を促進する。	各障害保健福祉圏域単位で、地域移行の推進を担う「かながわ地域移行エキスパート」と、各施設に配置された「かながわ地域移行スペシャリスト」の働きかけにより、グループホームへの移行等を行った場合に、補助を行うことで、障害者支援施設からの地域移行を促進する。	障害サービス課	成果	かながわ地域生活移行スペシャリスト及びエキスパートを介し、グループホームへの地域生活生活移行に伴う経費を補助することにより5名/年の地域生活移行を実現する。		5人	1人	20.0%	d	地域生活移行チャレンジ事業補助では、地域生活移行について目標5人に対し、1人の実績であった。	本補助金を広報するリーフレットを作成し、エキスパートを通じて地域のグループホームに周知したが、エキスパートの支援を活用したグループホームでの受入実績は1名に留まった。引き続き補助金とエキスパートの活用について広報していきたい。
	163 支援策 1 9	児童相談所業務機能強化対策事業	児童の複雑困難な問題に迅速かつ適切に対応できるよう児童相談所の機能強化を図る。	・市町村職員向けに相談援助技術に関する研修会を実施する。 ・児童相談所が、各地域の要保護児童対策地域協議会の支援を実施する。	子ども家庭課	その他の実績	市町村職員新任研修及び要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の参加者数。	体制整備については、市町村の人事異動等も影響するため、成果指標の設定が難しい。		集計中	集計中		市町村職員新任研修（4日）及び要保護児童対策調整機関研修（5日）を実施した。 ※現在集計中のため、数字が出ていません。	市町村の人事異動の状況もあり、年度によって参加者数の増減はあるが、演習等を交えながら研修を行うことで、市町村の相談支援体制の充実を図る重要な事業である。 引き続き、市町村の体制強化の一助を担っていく。
	164 支援策 1 9	配偶者等暴力対策事業	配偶者等からの暴力の被害者に対する支援体制の充実等を図る。また、配偶者等からの暴力により起こる諸問題の解決に向け、配偶者等からの暴力相談を行う。	・DV被害者支援のため、県配偶者暴力相談支援センターにおいて、電話相談、面接相談を実施する。 ・DV被害者の安全確保のため、県配偶者暴力相談支援センターにおいて一時保護を実施する。	共生推進本部室	成果	DV防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数		33市町村	32市町村	97.0%	a	県内33市町村のうち、32市町村でDV防止や被害者支援に関する基本計画を策定済み。	全市町村の計画策定に向けて、引き続き会議等の機会を活用し市町村への呼びかけを行う。
	165 支援策 1 9	「かながわ成年後見推進センター」の運営	判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で尊厳のある本らしい生活を送るために、「かながわ成年後見推進センター」を拠点に成年後見制度の利用を支援する。 また、超高齢社会の到来に伴い、第三者の担い手として期待される法人後見の担当者や市民後見人の人材育成を支援することにより、成年後見を必要とする高齢者等の権利擁護を図る。	成年後見制度の一般相談、地域相談機関の支援事業、市町村職員を含めた関係者の資質向上、法人後見の立ち上げ支援、権利擁護ネットワーク形成支援事業、第三者後見人の担い手である法人後見担当者や市民後見人の養成・確保のための研修等を行う。	地域福祉課 地域福祉G	成果	市民後見推進事業を実施する市町村数		17市町村	15市町村	88.2%	a	かながわ成年後見推進センター事業では、第三者後見人の担い手である市民後見人の養成・確保のための研修等を行い、15市において市民後見受任や市民後見人養成が進んでいないため、法人後見立ち上げ支援や法人後見担当者研修等を実施することにより法人後見の支援を行うとともに、市民後見人養成基礎研修の実施により市民後見人養成に向けた支援を行う。	
	166 支援策 1 9	成年後見制度普及事業	判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、地域で尊厳ある本らしい生活を送るために、成年後見制度の普及推進を図る。	成年後見制度のパンフレットを作成し、市町村、市町村社協、相談支援機関、医療機関等の関係機関に配付する。	地域福祉課 地域福祉G	活動	成年後見制度パンフレットの送付箇所数	成年後見制度の理解や周知を測る指標がないため。	10箇所	8箇所	80.0%	a	成年後見制度のパンフレットを市町村、市町村社協など計8か所に配布し、関係機関における成年後見制度の普及啓発を図った。	関係機関からの要望に応じて配布を行っているため、配布箇所数は増加していないが、市町村や市町村社協など計8か所に成年後見制度のパンフレットを配布し、制度の理解や普及啓発の促進に繋がった。今後も引き続き、成年後見制度の利用者が増える中、適切な利用につながるよう、医療機関や金融機関等の幅広い関係機関において制度の理解や周知を進める必要がある。
	167 支援策 1 9	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進	どの地域においても成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、各市町村の包括的な地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に関する支援を行うことにより、成年後見制度の利用促進を図る。	各市町村の地域連携ネットワーク及び中核機関の取組状況を継続的に把握し、市町村に情報提供するとともに、中核機関が未設置である市町村に対しては、課題等を把握し、体制整備を支援する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置市町村数		33市町村	28市町村	78.8%	a	各市町村との打合せを家庭裁判所、県社協、市町村社協、県と合同で行い、未設置の市町村における課題や中核機関設置後の運営状況等を把握し、市町村個別の助言等を行い、目標を達成することはできなかったが、28市町村において成年後見制度に係る中核機関が設置された。	成年後見制度に係る中核機関設置支援では、市町村や市町村社協、中核機関との打合せを家庭裁判所、県社協、県と合同で行い、市町村の取組みを支援した。また、中核機関未設置の市町を対象とした連絡会を開催し、課題を把握するとともにアドバイザーからの助言を行った。 成年後見制度の見直しに伴い中核機関の法制化も見込まれており、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて更なる役割が期待されていることから、今後も、各市町村の地域連携ネットワーク及び中核機関の取組状況を継続的に把握し、市町村に情報提供するとともに、中核機関が未設置であ

大柱（3） 中柱（2）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
168	支援策 1 9	市民後見推進事業	認知症高齢者等の増加が見込まれる中、市町村が行う後見等の業務を適正に行う人材の育成、家庭裁判所への推薦、その他必要な措置の実施に対し支援を行うことにより、高齢者等の権利擁護を推進する。	市町村が実施する市民後見人養成事業や市民後見人の資質向上及び活動支援に係る費用を補助する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	市民後見推進事業を実施する市町村数		17市町村	15市町村	88.2%	a	市民後見推進事業では、15市において市民後見人養成事業や市民後見人の資質向上及び活動支援の取組みを実施し、市民後見人の人材育成及び支援体制の構築等を進めることができた。	市民後見推進事業では、15市において市民後見人養成事業や市民後見人の資質向上及び活動支援に係る取組みを実施し、市民後見人の人材育成及び支援体制の構築等を進めた。しかし、引き続き多くの町村で市民後見人養成が進んでいないため、令和7年3月に策定した「神奈川県 成年後見制度に関する担い手の養成方針」を踏まえた市民後見人養成に向けた支援について検討を行う。
169	支援策 1 9 支援策 2 1	障がい者の意思決定支援	整理番号 1 0 2、1 0 3 番と統合		共生推進本部室	事業統合								
170	支援策 1 9	高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修	高齢者の権利擁護や虐待防止、身体拘束廃止に関する普及啓発を目指し、介護施設等自身が、各地域において、身体拘束廃止に関する実践的な取組みができるよう、県内の介護保険施設等の職員を対象として、研修事業を実施する。	高齢者の権利擁護、虐待防止及び身体拘束の廃止について、施設全体でより積極的な取組みを図るため、施設長研修、専門研修、基礎研修の3つの階層別研修を実施する。	高齢福祉課	成果	高齢者権利擁護・身体拘束廃止推進研修及び高齢者の権利擁護のための研修の修了者数		200人	178人	89.0%	a	1 高齢者権利擁護・身体拘束推進研修 オンライン（動画配信方式）により実施 （1）施設長研修 修了者：51名 内容：高齢者権利擁護に関する基本理念 等 （2）専門研修 修了者：76名 内容：介護現場のアセスメントとケアの実践に関する指導 等 （3）基礎研修 修了者：51名 内容：認知症の人のケア実践の基本	横浜市及び川崎市では類似研修があるため、これらの市からの受講者数が減少傾向にある。外的要因による受講者減のため、本県の自助努力により受講者を増やすことは難しいが、横浜市、川崎市以外の需要はあるため、継続して取り組む。
171	支援策 1 9	「県障害者権利擁護センター」の運営	障害がい者に対する虐待防止等のため、都道府県障害者権利擁護センターの機能を果たし、使用者虐待の通報等を受け付けるほか、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修を実施し、市町村職員等関係者の障害者虐待問題に関する専門性を強化する。	・ 障害がい者虐待に関する相談・通報等を受け付ける。 ・ 市町村職員や障害者福祉施設従事者等を対象に障害者虐待防止・権利擁護に関する専門研修を実施する。	障害福祉課	活動	障害者虐待防止・権利擁護研修の受講者数	研修受講者数の増加が障害者虐待の減少に結びついているか、検証が難しいため。	230人	216人	93.9%	a	令和7年度は、令和6年度同様、事業所職員向けコースの応募が定員を上回ることから、定員を増やして対応した。また、市町村職員向けコースについては、参加者数が低調であるため、参加しやすいように研修回数を1回から2回に増やし、場所も横浜市および小田原市で実施した。研修講師やファシリテーターの確保が課題となっている。	研修の定員を増やして対応したため、研修修了者も増加した。一方、市町村職員向けコースについては、参加者数が低調であるため、参加しやすいように研修回数を1回から2回に増やし、場所も横浜市および小田原市で実施した。研修講師やファシリテーターの確保が課題となっている。
172	支援策 1 9	子どもの人権相談室事業	子どもの最善の利益及び意見表明権を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重する社会づくりを推進する。	電話やはがきによる相談、研修等を通した普及・啓発を実施する。	子ども家庭課	その他の実績		人権に関する意識は概念的な内容であり、統一的な成果目標として設定することが難しい。	－	225	－	a	毎日9時～21時に「人権・子どもホットライン」を開設し、電話相談を受け付けた。実績：225件	複数の電話相談窓口があることにより、相談件数の増減はあるが、子どもの人権に関する相談を受ける専用相談窓口を設置し、子どもの最善の利益を確保する仕組み一つとして重要な役割を果たしている。
173	支援策 1 9	子どもの意見表明支援事業	整理番号 1 7 4 番と統合		子ども家庭課	事業統合								
174	支援策 1 9	子どもの権利擁護センター事業	児童相談所が入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する子どもの意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声をあげることが難しい子どもが意見を表明する権利を確保する。	児童養護入所、一時保護所等に入所している子どもの福祉や権利に精通した者（意見表明等支援員）が、利害関係のない立場で子どもの話を聞くことに徹して、子どもの意見表明を支援する。 意見表明等支援員の派遣、関係機関との連携について、一連の流れを把握し、進捗管理を行う全体統括機能として、「かながわ子どもの声センター」を設置する。	子ども家庭課	成果	令和6年度以降は、意見表明等支援員との面談等に参加した子どもに、アンケートを事後に取るため、子どもの満足感を目標に設定する。		120回	136回	113.3%	s	令和7年度は、一時保護所は80回以上、施設は40回以上訪問することができた。	当事業について、子どもに直接周知を行う等の取組を行ったことで、多くの子どもに認知された。引き続き、当事業を通じて、子どもの意見表明権を確保できるよう取り組みを行っていく。
175	支援策 1 9	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）への支援	福祉サービス利用援助事業を通じて、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が、尊厳のある本人らしい生活が送れるよう、権利擁護を推進する。	福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの支援を行う「福祉サービス利用援助事業」の実施（市町村社会福祉協議会に委託）や、市町村社協で相談にあたる「専門員」や具体的な支援を行う「生活支援員」の資質向上を図る研修等の取組に対し補助する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	日常生活自立支援事業の利用者数		950人	877人	92.3%	a	福祉サービス利用援助事業への支援として、各市町村社協及び各市町村の福祉関係機関と連携して、本事業を必要とする方が適切に利用できるよう、本事業の周知を行うとともに、市町村社協の業務体制の整備を進めていく必要がある。また、今後社会福祉法が改正され、本事業の対象者に頼れる身寄りのない高齢者等が含まれることになり、新たな支援策として見守り支援や入院・入所等の円滑な手続き支援、死後事務の支援を実施することになった。新たな支援策が第二種社会福祉事業に位置付けられることに伴い、県は事業者からの届出の受理及び指導監督を行う必要があり、規定等の整備など体制整備を行う必要がある。	福祉サービス利用援助事業への支援では、判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護の支援が行われた。認知症高齢者の増加や精神障害・知的障害者の地域生活への移行の進展から利用者数の増加が見込まれるなか、本事業の利用者数は微増に留まっている。各市町村の福祉関係機関と連携して、本事業を必要とする方が適切に利用できるよう、本事業の周知を行うとともに、市町村社協の業務体制の整備を進めていく必要がある。また、今後社会福祉法が改正され、本事業の対象者に頼れる身寄りのない高齢者等が含まれることになり、新たな支援策として見守り支援や入院・入所等の円滑な手続き支援、死後事務の支援を実施することになった。新たな支援策が第二種社会福祉事業に位置付けられることに伴い、県は事業者からの届出の受理及び指導監督を行う必要があり、規定等の整備など体制整備を行う必要がある。
176	支援策 1 9	介護サービス情報公表推進事業	利用者及びその家族並びに介護支援専門員等が、介護サービスを選択するにあたって参考となる事業者情報を的確に公表する。	○介護サービス情報公表事業 介護保険事業者から報告される事業所情報の受理、公表を行う。 ○介護サービス調査事業 介護保険事業者から報告された情報について訪問調査を行う。	高齢福祉課	成果	介護サービス情報公表対象事業所の公表率100%。		100%	99.73%	99.7%	a	介護サービス情報公表対象事業所4,110件公表	引き続き、介護サービス情報の公表を行うことにより、利用者やその家族等が、介護サービスの利用に際し、自ら事業所の選択ができる環境を整えていく。
177	支援策 1 9	指定障害福祉サービス事業者情報提供事業	指定障害福祉サービス事業者等の情報を広く県民に提供する。	県内の指定障害福祉サービス事業者等に関する情報を障害福祉情報サービスかながわ（ホームページ）により提供する。	障害サービス課	活動	指定障害福祉事業者の登録者数：提供する情報量の充実	情報がどの程度活用されたかが分かる指標がないため	10,946件	11,987件	109.5%	s	毎月データ更新を行い、最新の指定障害福祉サービス事業所等の情報提供を行った。	引き続き最新情報の提供に努めるとともに、平成30年度から連携している「障害福祉サービス等情報検索」の掲載内容の充実・更新を行い、情報提供の充実を図る。

大柱（3） 中柱（2）

整理案	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
178	支援策 1 9	インターネットによる子育て支援情報の提供	インターネットにより子育てに関する各種情報を提供し、県民が子育てで支援に関する総合的な情報を容易に入手、利用できるようにする。	子育て支援に関する総合サイト「子育て支援情報サービスかながわ」により、行政サービス情報、「かながわ子育て応援パスポート」登録・情報検索システム、かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」等を提供する。	次世代育成課	成果	年間アクセス件数：1,500,000件		1,500,000件	998,130件	66.5%	b	子育てに関する各種情報を随時提供し、年間998,130件のアクセスがあった。	県が子育て支援情報を発信していることを、より多くの方に向けて周知する必要がある。
179	支援策 1 9	福祉サービス苦情解決事業への支援	福祉サービス利用者等が安心して質の高いサービスを受け、自立した生活を送れるよう、福祉サービスの苦情解決事業を通じて、利用者の権利擁護を推進するとともに、事業者の主体的なサービス改善を促す。	神奈川県社会福祉協議会内に、第三者機関「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する苦情に対し、相談・助言・調査・あつせんを行い、また、事業者の苦情解決体制の充実を支援する事業、及び県社協が実施する「日常生活自立支援事業」の運営を監視する事業に対し補助する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	苦情解決研修会への福祉サービス事業者等の参加人数（毎年度400名）		400名	399名	99.8%	a	福祉サービス苦情解決事業の支援として、事業者向けに研修会を2回（うち1回はオンライン）開催し、399名が参加した。苦情受付担当者等の資質向上を図ることができた。	福祉サービス苦情解決事業への支援では、福祉サービス事業者が研修に参加することにより、事業者内で自主的な苦情解決体制を整備することにつながった。令和7年度は、前年度の研修参加者へのアンケート結果を元に、実践編の研修テーマをより専門的なものにしたことにより、参加者数は減少した。今後も引き続き、苦情受付担当者の資質向上や福祉サービスの質の向上により、事業者の苦情解決体制強化につながるよう研修を充実させていく。
180	支援策 1 9	福祉サービス第三者評価推進機構の運営支援	福祉サービス事業者のサービスの質の向上への取組を促進するとともに、利用者のサービス選択を支援する。	県社会福祉協議会に置く、県の第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」において、評価機関の認証・評価調査者の養成等第三者評価実施体制の整備とともに、福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進、評価結果の公表を行い、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択を支援する。	地域福祉課 地域福祉G	活動	第三者評価の受審・普及及び評価調査者の養成や資質向上の支援を進め、評価結果の公表件数（受審件数）について、年間325件を目指し、福祉サービスの質の向上及び利用者のサービスの選択を支援する。	成果目標を「利用者が質の高い福祉サービスを選択・利用することができる」としており、定性的な目標であり、数値目標を設定できないため。	325件	356件	109.5%	s	第三者評価推進機構ホームページ及びWAMネットに評価結果を公表（356件）。	評価の受審件数は、前年度から増となり、成果目標を達成し、福祉サービスの質の向上及び利用者のサービスの選択の支援につながった。昨年度からの受審促進の取り組みを継続した結果が着実に表れてきていることが要因と考えられる。
181	支援策 2 0	「人生100歳時代の設計図」の取組の推進	人生100歳時代において、県民一人ひとりが、自分自身の人生の設計図を描き、生き生きと充実した人生を送ることができるよう、県、市町村、大学、企業、NPO等が連携して支援する。	○県、市町村、大学、企業、NPO等の多様な主体が情報を共有し、協働して取組みを進めていく「かながわ人生100歳時代ネットワーク」の運営 ○ネットワークメンバーが個々にプログラムを企画・提案し、そこに他のメンバーが協力してプログラムを自走させていく「この指とまれプロジェクト」の実施 →令和元年度に試行実施。令和2年度から本格稼働。	いのち・未来戦略本部室	活動	「かながわ人生100歳時代ネットワーク」の参加団体数（200団体）	取組みの性質上、短時間で効果が見える成果指標を設定できないため。	団体数200	団体数239	119.5%	s	ネットワークの参加団体数を239団体（新規加入団体数：19）まで拡大させるとともに、参加団体による自発的なプロジェクト「この指とまれプロジェクト」を実施した（提案数：4件）ほか、オンラインによる「定例意見交換会」を開催し、（年間開催数：7、参加者数：延べ188人、テーマ数：14）、参加団体同士のコミュニケーション機会を積極的ににつくることで、参加団体同士の連携を促進させることができた。	ネットワーク団体の加入数は、継続して増加している一方で、「この指とまれプロジェクト」については「ノウハウが無く、提案を行うことが難しい」との声がある。そこで、改善策として令和7年度より、ネットワークに長く参画している方や、参加率の高い方がサポーターとなり、この指とまれプロジェクトの提案について、参画団体の目線で連携を視野にした事前のアドバイス等を行う「サポーター制度」を設けた。こうした制度の運用等により、提案しやすくなる環境づくりを推進していく。
182	支援策 2 0	未病センターの設置	県民が、自らの身体の状態をチェックでき、専門家のアドバイスを受けられる「未病センター」の設置を促進し、県民の主体的な未病改善の取組みにつなげる。	県民誰もが身近な場所で手軽に健康状態や体力等をチェックでき、その結果に基づくアドバイスや、未病改善に関する情報提供を受けることができる施設である「未病センター」の設置を促進する。令和8年4月1日現在、市町村や民間事業者により県内145箇所を設置されている。	健康増進課	成果	未病改善の取組を行っている人の割合		69	72	103.9%	s	未病センター利用者数は、459,286であり、令和6年度418,405人より増加した。	未病センターについて、令和7年度は新たに61件設置され目標を達成した。今後もホームページや未病センター担当者会議で周知を行い、引き続き未病センター数の増に努めていく。
183	支援策 2 0	後期高齢未病改善促進事業	高齢者が自らフレイルを早期に発見し、未病改善の取組を実践できるようにするため、市町村や関係団体等と連携しながら自己チェックの機会を提供するとともに、栄養・運動・社会参加の重要性について啓発を行う。	東京大学高齢社会総合研究機構が開発した、高齢者自身でフレイルの兆候をチェックしてもらい、フレイルへの気づきと自分事化を促す、フレイルチェックプログラムの普及を行う。具体的には、フレイル対策普及・体験セミナーの開催やリーフレットの配布を通じた普及啓発や、フレイルチェックプログラムを実施する市町村への支援を行う	健康増進課	成果	フレイルチェック参加者（リピーター）のうち、フレイルにならないように気を付けるようになった人数		428人	867人	202.6%	s	令和7年度はリピーター1,111人のうち78.0%にあたる867人に意識変容が見られた。令和6年度と比較して210人増加した。	令和7年度は前年度から引き続き計13市町でフレイルチェックが実施された。各市町でフレイルチェックへの参加が2回目以上の方を増やすための工夫を行うなど、フレイルチェック参加者数は目標値を達成した。引き続き、県としてフレイル対策普及セミナーやリーフレット等を通じ、県民に広く周知して、フレイルチェックプログラムのさらなる普及を目指す。
184	支援策 2 0	オーラルフレイル健口推進員養成事業	県民を対象に、誤嚥性肺炎の予防を含む口腔機能向上等の普及啓発活動を自主的に実施することができるオーラルフレイル健口推進員（8020運動推進員）の養成・育成を行う。	全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操等を自主的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員（8020運動推進員）の養成・育成研修及び交流会を行う。	健康増進課	成果	令和5年度 60名、令和6年度 60名、令和7年度 60名		60名	66名	110.0%	s	全身の健康と歯や口の健康づくりについて理解し、お口の健口体操等を自主的に地域で普及啓発するオーラルフレイル健口推進員（8020運動推進員）の養成を行った。	養成研修は、動画を活用し、受講者にとって利便性のよい管轄保健福祉事務所で開催した。また、アドバンス研修を開催し、推進員のスキルアップを図った。推進員の推薦者数には年度によりバラツキがみられるため、安定した養成数確保のため、市町村と連携し進めていくことが必要。
185	支援策 2 0	オーラルフレイル対策による健康寿命延伸事業	県が平成29年度に作成したオーラルフレイル改善プログラムの地域における普及定着と県民に対するオーラルフレイルに関する情報提供を行い、県民の健康寿命を延伸する。	オーラルフレイル改善プログラムの地域での定着を図るため、オーラルフレイル該当者の判定及び改善プログラムを実施する。	健康増進課	その他の実績	50歳以上における咀嚼満足者の割合（年齢調整値） 令和5年度 80.1%、令和6年度 81.3%、令和7年度 82.4%		82.40%	集計中	集計中		歯科医療機関と連携し「かながわオーラルフレイル健康相談」の取組を令和7年11月より開始するとともに、市町村が行う関連事業に歯科医療従事者を派遣し、オーラルフレイルの普及啓発等を実施した。	オーラルフレイル対策が地域に根付いた取組みとなるよう、歯科医療機関と連携した「かながわオーラルフレイル健康相談」の取組支援するとともに、市町村の高齢者事業と連携し県民へのオーラルフレイルの概念の普及啓発を進め、高齢者施設等において職員がオーラルフレイルリスクの高い利用者への支援方法等の普及啓発等を実施する。
186	支援策 2 0	認知症未病改善の推進	認知症の方が急増する本県において、認知症未病改善は必要不可欠な取組であり、県の先駆的な取組を通じて、認知症未病改善の取組を普及・定着させていく。	県の「認知症本人大使」を市町村に派遣し、認知症未病改善の普及啓発を行う。また、高等学校と連携したVR体験会を実施し、学生の認知症未病改善の理解を深める。	高齢福祉課	成果	VR体験の参加者のうち理解促進や意識の変化があった者の割合：100%		100%	100%	100.0%	s	VR体験を希望した県立高校5校で計92名に実施した。学習後にアンケートを行った結果、100%が理解が進んだと回答した。	VR体験を通じて高校生の認知症未病改善の理解を進めることができた。今後も参加者が、体験で得られた知見をもとに身近な地域で認知症の未病改善に取り組むことを目指していく。
187	支援策 2 0	子どもの未病対策応援プログラム	未就学児とその保護者等を対象として「子どもの未病対策応援プログラム」を実施し、子どもの未病改善の取組を推進する。	子どもや保護者が身近な場所で未病改善対策に取り組むことができるよう、企業や団体等に、その保有するノウハウを活かした「子どもの未病対策応援プログラム」を提供いただき、県のコーディネートのもと幼稚園・保育所等で実施する。	健康増進課	活動	プログラムの実施回数	未就学児を対象とした成果指標となるような調査等がないため	65回	78回	120.0%	s	保育園等で延べ78回、3,168名を対象に子どもの未病対策応援プログラムを実施した。	昨年度と比較しプログラムの実施回数・実施回数は減少しているものの、多くの園・施設でプログラムを実施できた。引き続き子どもの未病対策応援プログラムの活用を促進するため、チラシの工夫や周知先の拡大を行っていき、子どもの未病改善につなげる。

大柱（3） 中柱（2）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
188	支援策 2 0	かながわ子ども・若者総合相談センター事業	かながわ子ども・若者総合相談センターを運営し、子ども・若者が有する様々な悩みの一次相談を総合的に受けるための拠点とする。また、子ども・若者総合相談LINEを運営する。	子ども・若者の一次相談窓口として、かながわ子ども・若者相談センターの運営と関係機関の円滑な連携を図るための会議を開催する。	青少年課 青少年センター	活動	県子ども・若者支援連携会議（全体会議） 県内全体 県子ども・若者支援連携会議（地域ブロック会議） 県内5ブロック	一次相談窓口が主たる業務であり、相談件数の増減を目標としないため。	6回	6回	100.0%	S	子ども・若者支援連携会議（全体会議）1回（書面開催）、同（ブロック会議）5回を予定どおり開催し、連携体制の構築を図った。	今後も計画に基づいて開催して、さらなる連携体制の構築に努める。
189	支援策 2 0	こころの健康づくり推進事業／こころ・つながりよう電話相談事業	県民を対象に電話相談等を実施することによって、社会生活環境の変化に伴うストレスの増大・蓄積による精神疾患及び自殺を予防するとともに、こころの健康の保持・増進のための相談指導を行う。	○精神保健福祉センターにおいて委託し、フリーダイヤルで電話相談を実施する。 ○24時間対応とし最大8回線に拡充。 ○より重篤・緊急な相談を優先できるよう専用相談回線を追加。	がん・疾病対策課	活動	電話相談の接続率：6.7%	自殺対策計画の施策ではあるが、計画の全体目標である「自殺死亡率の低下」に、数値として明確に反映されないため、成果指標には馴染まないと考える。	接続率12.94%	接続率8.73%	67.5%	b	総呼数に対して、電話相談につながった者の接続率は前年度より減少。接続率は令和8年2月までの暫定値。	令和8年2月から相談の質向上のため、通話録音機能を付加。自殺リスクの高い緊急専用回線では、スムーズに関係機関につなぐ必要があることから、電話番号発信通知として、相談につながる人を増やすよう努めていく。
190	支援策 2 0	こころといのちのサポート事業	自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺対策を推進するため、各分野の関係機関・団体と連携を図るとともに、県民の自殺に対する理解を深める。	こころといのちを守るため、かながわ自殺対策会議3政令市と共同で事務局運営し、様々な関係機関・団体とともに多角的な検討を実施し、自殺対策の総合的な推進を図る。また、県民がいのちの大切さや、自殺・精神疾患に対する正しい理解を深めるため、街頭キャンペーンや講演会、普及啓発活動を行う。	がん・疾病対策課	活動	「かながわ自殺対策計画」のとり、保健福祉事務所管内（8箇所）のいずれか1箇所です街頭キャンペーン・講演会を実施する。	自殺対策計画の施策ではあるが、計画の全体目標である「自殺死亡率の低下」に、数値として明確に反映されないため、成果指標には馴染まないと考える。	1箇所	1箇所	100.0%	S	○かながわ自殺対策会議 親会議2回 地域部会3回 ○講演会を9月に対面開催で厚木保健福祉事務所管内で開催した。	自殺対策ポータルサイト内のストレスチェックサイトをリニューアルし、県民に対して自殺対策の取組や相談窓口の情報提供を行った。 また、心のサポーター養成研修も引き続き受講者を増やし、地域で支え合う環境を構築していけるようにしていく。
191	支援策 2 0	こころといのちの地域医療支援事業	うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることが多く、かかりつけ医師等を受診することも多いことから、かかりつけ医師を対象に、研修会を実施し、精神疾患の診断・治療技術の向上を図るとともに、自殺のサインに気づくゲートキーパーとしての役割を担う人材を養成する。	「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を県及び3政令市で年5回実施し、かかりつけ医のうつ病に対する理解促進を図る。また、研修実施にあたっては、研修企画委員会を3政令市と共同で設置・運営し、研修会で盛り込む必要のある事項を精査し、全県で研修内容を統一する。	がん・疾病対策課	活動	「かながわ自殺対策計画」記載のとり、令和9年度までに研修受講修了者累計1,350人（政令市を含む）を指標に、継続して実施する。	自殺対策計画の施策ではあるが、計画の全体目標である「自殺死亡率の低下」に、数値として明確に反映されないため、成果指標には馴染まないと考える。	270人	216人	80.0%	a	目標値を下回った。	今後も引き続き事業を継続し、多くの養成人数を確保するための工夫を凝らし、令和8年度以降は目標達成できるようにする。
192	支援策 2 0	かながわ自殺対策推進センター事業	自殺の背景には様々な社会的要因があり複雑に関係しているが、情報や支援が十分に行き届いていない現状があるため、地域における自殺の原因分析や情報の集約を行い、広く県民や関係者に対して自殺対策情報を提供するとともに、関係機関の連携を強化し、自殺予防や遺族支援の充実を図る。	・地域における自殺の原因分析、情報収集及び情報提供 ・地域自殺対策研修 ・地域関係機関支援 ・地域自殺対策連絡調整会議の設置 ・市町村の自殺対策計画支援 ・市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導	がん・疾病対策課	活動	自殺対策基礎研修・地域自殺対策連絡調整会議 年4回	自殺対策計画の施策ではあるが、計画の全体目標である「自殺死亡率の低下」に、数値として明確に反映されないため、成果指標には馴染まないと考える。	4箇所	4箇所	100.0%	S	会議と研修を対面でも実施し、合計2,876名の参加があった。	自殺対策や遺族支援等の充実を図っていく。
193	支援策 2 0	精神保健福祉普及相談事業	県民を対象に、地域特性に応じたこころの健康づくりのための保健福祉事務所の諸活動を推進する。	・精神保健、医療に関する専門医による相談及び訪問指導 ・福祉職及び保健師による訪問指導 ・精神保健、精神障害者についての正しい知識の普及啓発	がん・疾病対策課	活動	地域の関係機関と連携するために、各保健福祉事務所で地域精神保健福祉連絡協議会を年1回以上開催する。	保健福祉事務所における諸活動をまとめたものであり、目標も保健福祉事務所の業務全般にかかるため、成果指標として示すことは難しい。	1回以上／年	1回以上／年	100.0%	S	各保健福祉事務所です地域精神保健福祉協議会を1回ずつ実施した。	各保健福祉事務所が1回ずつ開催し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた地域課題や措置入院者の退院後支援、地域自殺対策事業の取組み等を検討した。実践事例報告など、地域ごとに工夫し、地域の連携体制強化を図っている。複雑困難な課題を持つ人への地域支援連携体制の確立には、継続した取組みが必要である。
194	支援策 2 0	若年性認知症対策総合推進事業	若年性認知症の人、一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、若年性認知症の人やその家族等の相談・支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等を推進する。	・若年性認知症支援の人やその家族、企業等からの相談や、若年性認知症の人の自立支援関係者のネットワークを行う、「若年性認知症支援コーディネーター」の配置 ・発生初期からの進行に応じた適切な支援のために連絡会議及び研修を開催し、関係機関への普及啓発およびネットワークを構築し、若年性認知症の方および家族の支援	高齢福祉課	成果	・若年性認知症支援コーディネーターへの新規相談件数 ・若年性認知症自立支援ネットワーク研修の受講者数及び受講者アンケートの理解度		80人	136人	170.0%	S	若年性認知症支援コーディネーターへの新規相談件数	若年性認知症支援コーディネーターへの新規相談件数は増加傾向にある。支援を通じた関係機関とのネットワークづくりや県民や関係機関への周知啓発の効果と考えられる。若年性認知症自立支援ネットワーク研修では研修理解度が高く、企画・内容面ともに効果的な研修を実施できている。
195	支援策 2 0	かながわ認知症コールセンター運営事業	認知症の本人や家族に対しては、認知症の各ステージにおいて、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、認知症介護の専門家や経験者等が対応するコールセンターを運営し、認知症の本人や家族が気軽に相談できる体制を整備する。	認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な医療機関へ紹介するなどの支援を実施する。また、地域で開催している家族のつどいの支援、相談会などの取組みも実施する。	高齢福祉課	活動	コールセンター開設日数	本事業は介護の悩みなど認知症全般に関する相談を気軽にできることが重要であり、件数の増減等を成果指標とすることにはなじまない。	153日	153日	100.0%	S	目標値である153日開設した。	相談件数が増加傾向にあり、かつ1件あたりの相談時間も増加している。そのため、コールセンター開設時間内に対応が終了しないことも課題となっている。今後、受付終了時間を設け、県HPなどを通して周知することで、開設時間内に対応ができるようにしていく。

大柱（3） 中柱（2）

整理 案	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
196	支援策 2 0	認知症等行方不明 S O S ネットワークの運営	認知症の人等は、家族の知らない間に行方不明や、命に関わる事故に遭う場合もあることから、認知症の人等を早期に発見し、安全に保護する体制を整備し、安全を確保するとともに、家族の不安を解消する。	行方不明となった人や保護された人について、警察などの関係機関と連携し、早期発見及び身元確認を行う「S O S ネットワーク」を運営する。 行方不明になるおそれがある人の事前登録の推進や警察との連携強化を通じて、ネットワークの再構築を図る。 行方不明になった方等の搜索協力依頼の迅速化を目的に「神奈川県認知症等行方不明SOS ネットワーク広域搜索システム」を令和 7 年度予算で同年に構築、令和 8 年度中に利用開始予定。	高齢福祉課	成果	事前登録者数を毎年100人増。		100人	479人	479. 0%	S	新規登録者 2, 004人、登録削除者 1, 525人	継続して登録している市町村がある一方、登録が進んでいない市町村があるので、引き続き登録を働きかけたい。
197	支援策 2 1	障がい者グループホーム運営支援事業	重度障がい者が、希望する地域で暮らすために、重度障がい者を受入可能なグループホームを地域に確保し、入所施設等からグループホームへの移行を促進する。	グループホームの利用者支援等に係る個別相談を受けるための窓口を開設すると共に、県所管域の障がい者グループホームを訪問し、運営上の困りごとや支援困難な利用者の支援ノウハウ等のコンサルテーションを実施する。	障害サービス課	その他の実績	1 年度あたり、グループホーム25件への巡回訪問。	単年度で測定可能なアウトカム指標が、現状ではなく、新たに定期的な調査を行う方向で検討中のため、アウトプットにより測定する。	－	45件			令和 7 年度より、本事業の対象事業種別及び対象事業所数が大幅に拡大した。グループホームを対象としたコンサルテーションについては、個別訪問 7 件、集団によるコンサルテーション 38 件の計45件であった。	令和 7 年度については対象事業種別を全ての指定障害福祉サービス事業所に拡大し、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づく運営指導の一部の委託等も事業内容に追加した。コンサルテーションについては、令和 6 年度まで実施していた個別訪問の継続に加え、集団によるコンサルテーションを実施し、会場開催だけでなく、事業者が参加しやすいようオンラインによる開催を行った。参加した事業所のうち、グループホーム数は延べ45事業所であった。引き続き、障害福祉サービスの支援の質の向上を図る。
198	支援策 2 1	県立障害者支援施設における取組	県立障害者施設と民間事業所が連携して地域生活移行に向けた体制を構築した上で、民間事業所が日中活動支援等のサービスを提供した際にかかる費用等を補助する。	県立障害者施設と民間事業所が連携して地域生活移行に向けた体制を構築した上で、民間事業所が日中活動支援等のサービスを提供した際にかかる費用等を補助する。	障害サービス課	成果	県立障害者支援施設の施設入所者12名が地域生活へ移行すること 県立施設が「通過型」施設としての機能を果たすこと		12人	7人	58. 3%	b	一昨年度及び昨年度に比べると地域生活移行者は増えてきているが、目標値には未だ達していない。	地域生活移行者数は若干の増加が見られたが、本事業の利用実績については前年度を下回っている。改めて事業内容を施設及び事業者に周知するとともに、必要な補助内容を見直ししていく必要がある。
199	支援策 2 1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅確保要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の入居を担まない賃貸住宅（以下、「セーフティネット住宅」という。）の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、要配慮者の居住の安定確保を図る。	セーフティネット住宅の登録を行うとともに、その登録情報を広く県民に提供することで、要配慮者向け賃貸住宅の供給を促進する。	住宅計画課	活動	セーフティネット住宅の登録戸数	平成31年 3 月策定の神奈川県賃貸住宅供給促進計画では目標値を定めていたが、目標を達成したため、令和 4 年 3 月改定（神奈川県住生活基本計画第 4 章に位置付け）では目標値を定めていないことから、本指標の目標値は設定できない。	41, 321 戸	44, 815 戸	108. 4%	S	令和 8 年 3 月末現在で県内44, 815戸の登録がなされた。	登録戸数については順調に増加している。今後も引き続き、セーフティネット住宅の登録について、賃貸人や不動産事業者等に制度の趣旨を理解していただけるよう、周知や普及に努めていくとともに、登録住宅の戸数の増加に伴い、住宅の登録内容の一層適切な管理に努めていく必要がある。
200	支援策 2 1 支援策 2 4	神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進	高齢又は障がい有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者や刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等が、退所後や釈放後、円滑に福祉サービスを受けられるように、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で行う。	「神奈川県地域生活定着支援センター」を拠点として、次の業務を行う。 (1) コーディネート業務 保護観察所からの依頼により、矯正施設の退所予定者と面接を行い、福祉のニーズを把握し、退所後、円滑に福祉サービスを受けることができるよう、県内の受入先施設等との調整を行う。また、退所予定者が他の都道府県の居住を希望する場合には、当該地の地域生活定着支援センターに連絡し対応を依頼する。 (2) フォローアップ業務 受入先施設等に対し、対象者の処遇、福祉サービス等に関する助言を行う。 (3) 相談支援業務 矯正施設退所者本人又はその関係者からの相談に応じ、助言や必要な支援を行う。 (4) 被疑者等支援業務（令和 3 年度から実施） 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、必要な支援を行う。 (5) 地域ネットワーク強化の業務（令和 2 年度から実施） 地域の関係者を交えた事例を基にした支援検討会や支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的とした研修を行う。また、地域にある福祉関係の事業者等を巡回訪問する。	地域福祉課 地域福祉 G	活動	県内の福祉関係者を対象とした社会福祉検討会を 3 回、地域福祉研修を 3 回開催する。	コーディネート業務やフォローアップ業務等地域生活への移行件数などの成果は、国や他都道府県は、地域生活定着支援センターからの依頼や犯罪件数の低下等、外部要因により変動するため、指標に適さない。	6回	14回	233. 3%	S	県内の福祉関係者を対象とした社会福祉検討会を 3 回、地域福祉研修を11回実施した。	受刑者の出所後の生活が成り立つようセンターが支援することで、地域における社会生活への移行、自立促進が図られるとともに、早期に再犯に至るリスクを軽減し、犯罪者を生まない安全・安心な地域社会の構築に寄与した。 引き続き、保護観察所等と連携し、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を目指す。 また、今年度も、関係者が一堂に会する会議を開催。関係機関に弁護士連携の趣旨を理解していただくとともに、既存の連携ルートとの住み分け等の課題を整理し、弁護士連携の実施を目指す。

大柱（3） 中柱（3）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
200	支援策 2 1 支援策 2 4	神奈川県地域生活定着支援センターによる取組の推進	高齢又は障がい有することにより、福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者や刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等が、退所後や釈放後、円滑に福祉サービスを受けられるように、地域生活への移行や自立促進を図るための支援を保護観察所と協働で行う。	「神奈川県地域生活定着支援センター」を拠点として、次の業務を行う。 (1) コーディネート業務 保護観察所からの依頼により、矯正施設の退所予定者と面接を行い、福祉のニーズを把握し、退所後、円滑に福祉サービスを受けることができるよう、県内の受入先施設等との調整を行う。また、退所予定者が他の都道府県の居住を希望する場合には、当該地の地域生活定着支援センターに連絡し対応を依頼する。 (2) フォローアップ業務 受入先施設等に対し、対象者の処遇、福祉サービス等に関する助言を行う。 (3) 相談支援業務 矯正施設退所者本人又はその関係者からの相談に応じ、助言や必要な支援を行う。 (4) 被疑者等支援業務（令和3年度から実施） 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、必要な支援を行う。 (5) 地域ネットワーク強化の業務（令和2年度から実施） 地域の関係者を交えた事例を基にした支援検討会や支援対象者への福祉支援のノウハウを広く共有することを目的とした研修を行う。また、地域にある福祉関係の事業者等を巡回訪問する。	地域福祉課 地域福祉G	活動	県内の福祉関係者を対象とした社会福祉検討会を3回、地域福祉研修を3回開催する。	コーディネート業務やフォローアップ業務等地域生活への移行件数などの成果は、国や他都道府県地域生活定着支援センターからの依頼や犯罪件数の低下等、外部要因により変動するため、指標に適さない。	6回	14回	233.3%	S	県内の福祉関係者を対象とした社会福祉検討会を3回、地域福祉研修を11回実施した。	受刑者の出所後の生活が成り立つようセンターが支援することで、地域における社会生活への移行、自立促進が図られるとともに、早期に再犯に至るリスクを軽減し、犯罪者を生まない安全・安心な地域社会の構築に寄与した。 引き続き、保護観察所等と連携し、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を目指す。 また、今年度も、関係者が一堂に会する会議を開催。関係機関に弁護士連携の趣旨を理解していただくとともに、既存の連携ルートとの住み分け等の課題を整理し、弁護士連携の実施を目指す。
201	支援策 2 2	生活困窮者の自立支援（生活困窮者自立促進支援事業）	①福祉事務所設置自治体として、町村部における各種生活困窮者自立支援事業を適正・円滑に行う。 ②広域自治体として、県内市が行う事業に対する情報提供や支援する。	①生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業、家計改善支援事業、就労準備支援事業などの実施 ②社会資源の広域的な開拓市域を越えたネットワークづくり、都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業の実施	生活支援課	成果	就労準備支援事業（翔の会委託分）の利用者数		14人	10人	71.4%	b	当該年度に10人が本事業を利用した	支援プラン策定件数は目標値には届かなかったものの、目標に近い数字で策定できている。 就労準備支援事業の利用者数は前年度よりは増えたものの、目標値を下回っており、引き続き協力企業を開拓していく。
202	支援策 2 2	ワンストップ支援推進事業	①広域自治体として、県内市が行う事業に対する情報提供や支援 ②福祉事務所設置自治体として、町村部における各生活困窮者自立支援事業が適正・円滑に行われるための支援	①県内すべての自治体の窓口を掲載した広報媒体（チラシ等）の作成・配布や、支援に携わる職員や相談員等の資質向上等を図るための研修などを行う。 ②町村部の自立相談支援機関に総括相談員を配置し、相談支援全般のマネジメント、専門知識等の伝授、地域の社会資源との連携を行う。また、連携・支援体制の構築のため、支援関係者を集めた支援会議を開催する。	生活支援課	成果	町村部における新規相談受付件数		479件	421件	87.9%	a	町村部において421件の新規相談を受け付けた	新規相談件数については、近年は400件強くらいの数字で推移している。相談を受けるだけでなく、自分から支援を求めることができない困窮者を把握し、支援につなげられるよう、積極的に町村等との情報共有を行っていく。
203	支援策 2 2	若年者就業支援事業 シニア・ジョブスタイル・かながわ事業	○ かながわ若者就職支援センター 就職を希望する39歳までの若年者が一人でも多く就職することができるよう支援するとともに、就職後の早期離職の防止を図る。 ○ シニア・ジョブスタイル・かながわ 40歳以上の中高年齢者の多様な就業ニーズへ対応するため、国（神奈川県労働局）や関係団体との密接な連携の下、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を運営し、支援を図る。	○ かながわ若者就職支援センター キャリアカウンセリングや就職活動に必要な知識やノウハウなどを身に付けるためのグループワーク、就職情報の提供、職業適性診断の実施等 ○ シニア・ジョブスタイル・かながわ 総合相談（キャリアカウンセリング）、専門相談（起業・創業、年金・税金等）、各種セミナーの実施及び国（神奈川県労働局）との連携に基づく職業相談、職業訓練相談等	雇用労政課	成果	県就業支援施設でキャリアカウンセリングを利用した者の就職等進路決定率（かながわ若者就職支援センター及びシニア・ジョブスタイル・かながわ）		51%	51.20%	100.4%	S	「かながわ若者就職支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,219名のうち、586名が就職等進路決定した。 「シニア・ジョブスタイル・かながわ」にてキャリアカウンセリングを利用した 2,087名のうち、1,107名が就職等進路決定した。	「かながわ若者就職支援センター」、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において、キャリアカウンセリングを中心に若年者や中高年齢者の状況に応じた就職等進路決定がされるよう、今後も引き続き事業を継続して実施する。 特に高齢者において職種選択の幅が広がり、利用者の希望する条件と企業の採用ニーズのマッチングが進み、早期の就職決定に結びついたことが目標達成の要因と考えられるが、引き続き寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要がある。
204	支援策 2 2	シニア・ジョブスタイル・かながわ事業	整理番号 2 0 3 番と統合			事業統合								
205	支援策 2 2	地域若者サポートステーション事業	若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材になるよう「地域若者サポートステーション」において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。	（1）相談支援事業 （2）若年無業者等集中訓練プログラム事業（一部のサポートにおいて実施）	青少年課	活動	若者キャリア開発プログラム開催回数		220回	501回	227.7%	S	県央・県西サポステで合計501回実施し、目標を大きく上回ることができた。	多様な就労支援を着実に行ったが、県西地域の実績が下回り、全体では57.7%であった。令和6年度より利用者の実態・特性・ニーズを把握し、今後の適切な事業の方向性や目標を設定するためアンケート調査を実施したり、全体会議での事業実績の報告や情報交換、ケース検討等をを行っていく。
206	支援策 2 2	子ども・若者未来応援推進事業	困窮世帯の若者、ケアリーバー、被虐待経験のある若者、ヤングケアラーなど、必ずしも家庭や家族からの十分な支援を受けることができない若者たちに対して、社会に巣立つためのチャレンジを支援することを目的とする。	生活困窮世帯の若者等への支援に取り組むNPO等を主体として、団体間の連携による支援を強化するためのネットワークが形成されることを促すため、ネットワーク運営に係る経費を補助するとともに、若者の社会への巣立ちに必要な初期費用の支援、アウトリーチによる寄り添い支援に係る経費を県が補助する。	生活支援課	成果	大学等受験費用の支援を受けた若者のうち、大学等に合格した割合		30.0%	65.0%	216.7%	S	受験費用支援対象者の支援後の状況は、「進学」(65%)が最も多く、続いて「自立」(29%)、「就職」(6%)となっている。	多くの対象者へ支援を届けるように体制を整えるとともに、これまでNPO等と繋がっていなかった対象者、いわゆる「見えない困窮」にある者をNPO等や支援機関に繋げることが今後の課題である。
207	支援策 2 2	神奈川県生活困窮者対策推進本部による取組	新かながわグランドデザイン実施計画に掲げる、自分らしく生きられる神奈川県をめざし、誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくりを通じて、生活に困窮する県民への支援を充実することを目的とします。	庁内の連携体制に係る会議体であり、予算化された個別事業とは性質が異なることから台帳設定なしとしたい	生活支援課	その他の実績								
208	支援策 2 2	住居不安定者の生活再建支援	ネットカフェ等の終夜営業店舗で寝泊まりするなどの不安定な居住状態にある者に対し、住居探しから定着までの一貫した支援を実施することで、生活再建を後押しする。	住居に関する相談を受けてから住居に定着するまでに必要な一連の支援のコーディネート（相談受付、協力団体開拓・情報収集、調整等）を実施	生活支援課	成果	住まいを確保した件数		27件	31件	114.8%	S	当該年度中に31件の住まいを確保した	住まいを確保した件数及び面談等を行った件数、どちらについても目標を達成できており、引き続き不安定な居住状態にある者に対し、一貫した支援を実施していく。
209	支援策 2 2	生活困窮者対策普及啓発推進事業	整理番号 1 9 7 番と統合			事業統合								

大柱（3） 中柱（3）

整理番号	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
210	支援策 2 2	生活困窮等若者集立ち応援事業	整理番号 1 9 2 番と統合			事業統合								
211	支援策 2 2	生活困窮者情報発信・啓発事業	多様な生活困窮者に対して、生活困窮者支援に係る情報（制度や相談窓口等）を分かりやすく情報発信するとともに、様々な事情によりSOSの声をあげづらい生活困窮者が相談できるよう啓発することを目的とします。	生活困窮者や支援者が常時、支援情報を検索し、また情報リテラシーの程度に関わらず必要な支援情報に到達できるようポータルサイトを運用する。合わせて、SNS 広告による生活困窮者の属性や興味・関心のあるキーワードなどを用いて、生活困窮者の「情報動線」に沿った普及啓発を行います。また、生活困窮者支援に取り組むNPO 等と連携して、地域コミュニティでの出前講座による普及啓発を行います。	生活支援課	成果	ポータルサイトアクセス数（年間）		81,000 ビュー	131,981 ビュー	162.9%	S	年間を通して、ポータルサイト「さばなびかながわ」による情報発信を行うとともに、生活支援に係る出前講座を行った。	WEB広告の実施やポータルサイト内の充実化及び出前講座における様々な対象者への普及啓発が、目標の達成につながったと考える。引き続き「さばなびかながわ」の情報の充実及び当該サイトの認知を図っていく。
212	支援策 2 3	子どもの貧困対策の推進	「かながわ子ども・若者みらい計画」（こども基本法に基づく「都道府県こども計画」）に関し、子どもの貧困対策の推進に係る事項や、その他子どもの貧困対策に関する重要事項の調査審議を行うことで、子どもの貧困対策の更なる推進を図る。	「かながわ子どもみらいプラン」、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」、「かながわ子ども・若者支援指針」を統合し、令和7年度より新たな計画である「かながわ子ども・若者みらい計画」を策定することに伴い、審議体制も整理した。子どもの貧困対策に関し審議を行っていた「かながわ子ども支援協議会」は令和6年3月1日付で廃止となり、「神奈川県子ども・若者施策審議会」の中の「貧困対策検討部会」に再編され、引き続き子どもの貧困対策の推進について、専門的見地に基づき審議を行っていく。	次世代育成課	活動	審議会開催回数。	成果指標を数値として示すことが難しいため。	1回	0回	0.0%	d	令和7年度は神奈川県子ども・若者施策審議会（本体会議）の開催はなされたものの、特段審議する案件がなかったことから、貧困対策検討部会は開催しなかった。	令和7年度は特段審議する案件がなかったことから、貧困対策検討部会を開催しなかった。令和8年度以降、計画の進捗管理等、審議の場の積極的な活用を検討していく。
213	支援策 2 3	ひとり親養育費確保支援事業	離婚によるひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達を図るため、別居親からひとり親への安定・継続的な養育費確保を促進する。	神奈川県内（政令・中核市を除く）に住所を有するひとり親に対し、養育費に係る債務名義取得や不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費を補助する。	子ども家庭課	成果	補助利用者の養育費取決め件数		50件	62件	124.0%	S	全ての補助利用者について養育費取決めを行うことができた。養育費に係る債務名義取得や不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費について補助を行った。	引き続き、神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター及び各市町村と連携しながらリーフレット等を配布することで認知度の向上を図る。
214	支援策 2 3	生活困窮者の自立支援（子どもの支援・学習支援）	生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員として各保健福祉事務所に配置し、また、子どもの家庭学習を補完するための学習の場、安心して過ごせる居場所を運営する事業を行う。	子ども支援員による健全育成、及び学習支援・居場所づくり事業を実施する。	生活支援課	その他の実績	・学習支援（集合型）の参加実人数	当該事業については、数値目標等で成果をみるには適さないため。				a	・学習支援・居場所づくり事業の実施…委託により5保健福祉事務所で実施。個々の力に見合った学習や、季節のイベント等を実施。対象年齢は小1～高校生まで（各保健福祉事務所により異なる）。 【学習支援事業】参加者数、実施回数については集計中。	学習支援・居場所づくり事業を5保健福祉事務所で実施。子ども支援員によるアウトリーチ支援の効果により、子どもや保護者の個別相談を受けるなど寄り添い型支援の充実が図られており、関係機関との連携により、各機関がそれぞれの役割に応じた支援を行うことが出来ている。子ども支援員の活動を継続することで生活困窮世帯の子どもの健全育成の充実（学習支援・居場所づくり）を図る。学習支援事業の推進についても、高校、大学等進学を希望する子どもたちの高校、大学等進学など一定の効果をあげている。一方で、実績の数値化は困難なため、健全育成プログラムへ掲載している「事例集」の拡充を図っている。今後の支援に活用されることを期待している。
215	支援策 2 3	女性就業支援事業	育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得なかった女性に対し、国と連携して就業を支援する。	女性のキャリア形成に向けたキャリアカウンセリングを、かながわ女性キャリアカウンセリング相談室で実施し、必要に応じ国の職業紹介機能につなぐことで、効果的な就業を実現する。	雇用労政課	活動	キャリアカウンセリングを毎週4日実施	広範な相談を行う事業であり、ハローワークを通じた就業だけが成果ではないため。	週4日	週4日	100.0%	S	女性就業支援では、マザーズハローワーク横浜内の「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」で、週に4日キャリアカウンセリングを実施した。	女性就業支援では、キャリアカウンセリングを実施し、必要に応じてマザーズハローワーク横浜が行う職業紹介機能につなげ、国と一体になって、育児期等の女性の就業を後押しした。近年、少子高齢化や人口減少の進展により、人手不足が顕在化し、女性の参画がこれまで以上に求められており、女性の就業を支援する必要性が高まっていることから、引き続き女性のライフステージに応じた就業支援を継続していく必要がある。
216	支援策 2 3	子ども食堂支援事業	子ども食堂の活動継続及び新たな担い手の育成を支援する。また、子ども食堂への寄附受入や物流の調整を行うマッチングコーディネーターを配置することで子ども食堂の持続可能な体制づくりを行う。	・財政面で困難を抱える子ども食堂の活動継続のため、運営者に協力金を支給する（子ども食堂支援事業）。 ・寄附受入や保管、配送等の調整を行うマッチングコーディネーターを中間支援団体に配置するとともに、マッチングコーディネーターの人材育成を行う（子ども食堂持続化支援事業）。	次世代育成課	成果	①マッチングコーディネート実施件数		①25件	①21件	①84.0%	a	中間支援団体のマッチングコーディネーターが調整した寄附の調整件数は21件だった。食品や日用品に加え、大口の寄附金の受入れも行った。	子ども食堂の箇所数の増加や多様化の中で、寄附の受入れ調整を行うマッチングコーディネーターの役割はますます重要となっている。マッチングコーディネーターの人材発掘と育成を進め、中間支援団体を中心とした各子ども食堂の自走化、持続化に向け調整・準備を進めていく。
217	支援策 2 3	あすなるサポートステーション事業	あすなるサポートステーションを支援拠点とし、児童養護施設等や里親から退所・自立する児童の自立支援を促進する。また自立支援コーディネーターは18歳到達により措置解除された者で継続支援が適当な者に、将来の自立に資する支援を行う。	児童養護施設等退所児童の支援体制を充実させ、児童に対する相談支援や施設職員に対する研修事業、就業あっせん等を行う。また18歳到達により措置解除された者で継続支援が適当な者には、継続支援計画を作成し必要な支援を行う。	子ども家庭課	成果	問題解決や相談者の納得・満足につながった割合を100%に設定		9,000件	10,392件	115.5%	S	令和7年度は、9,000件の目標値に対して10,392件の相談支援を行い、相談者からのニーズに応えることができた。※実績値は速報値なので変更の可能性あり。問題解決や相談者の納得・満足につながった割合は現在集計中	あすなるサポートステーションにおいて、あすなるサポートマネージャーが、施設入所や里親委託している児童、施設退所児童等に対する相談支援、交流の場の設定、社会常識や生活技能等習得の機会を提供することができた。
218	支援策 2 3	児童養護施設退所児童等支援事業	令和5年度末をもって事業廃止		子ども家庭課	事業終了								
219	支援策 2 3	ケアリーパー支援事業	緊急的に居住の場を失うケアリーパーに対し提供できる一時的な滞在場所を用意し、あすなるサポートステーションの分室としての相談室を併設し、ケアリーパーへの相談機能を強化する。	あすなるサポートステーションの分室としての相談室を設置し、緊急的に居住の場を失う可能性のあるケアリーパーに提供できるシェルターを運用する。相談室には自立支援コーディネーターを配置し相談支援等を行う。	子ども家庭課	成果	問題解決や相談者の納得・満足につながった件数		1,000件	3,655件	365.5%	S	令和7年度は、1,000件の目標値に対して3,655件の相談支援を行い、相談者からのニーズに応えることができた。	緊急的に居住の場を失うケアリーパーに対し提供できる一時的な滞在場所を用意し、あすなるサポートステーションの分室としての相談室を併設し、ケアリーパーへの相談機能を強化することができた。
220	支援策 2 3	子どもの貧困対策普及啓発事業	子どもの貧困に関する理解を深め、県民全体で困難を抱えた子どもたちを支援し、すべての子どもたちの未来を応援する取組みの機運の醸成を図る。	子ども支援研修会及び交流会及びWEB講座の開催。	次世代育成課	成果	・子ども支援フォーラム（交流会）を通じて、こどもの貧困に関して参加前後で意識が変化した人の割合 ・子ども支援セミナー（研修会）に参加して、セミナーの講義により得るものがあつたとした人の割合		①100% ②92%	①99% ②100%	①99% ②108.7%	S	・令和7年度交流会を2回（令和7年7月17日、11月6日）実施した。アンケート回答者のうち、99%が「子どもの支援やこどもの居場所づくりについてさらに興味をもった、新たに何か出来ることを始めてみたいと思った」等と回答。 ・令和7年度研修会（令和7年9月3日実施）アンケート回答者のうち、100%が「研修会を通じて、得るものがあつた」と回答。	概ね子どもの貧困等に係る機運を醸成することができた。令和8年度は「子どもの体験機会」をテーマに設定し、引き続き子どもの貧困など困難な環境にある子どもたちへの理解と支援に関する機運醸成を図り、支援をより充実させるための取組を行っていく。

大柱（3） 中柱（3）

整理 案	支援策	構成施策	事業目的	主な取組内容	所管課	区分	指標	【参考】成果指標を 設定できない理由	目標値	実数値	達成度	評価	取組実績	今後の課題・対応
221	支援策 2 4	再犯防止施策の推進	犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与する。	横浜保護観察所や矯正施設、保護司会、県関係課等再犯防止に係る関係機関からなる連絡会議を設置し、地方再犯防止推進計画を策定する。	地域福祉課 地域福祉G	活動	神奈川県内における再犯防止に関する施策を推進するため、再犯防止推進会議を2回開催する。	標記目標を達成するための適当な数値化できる指標がないため。	2回	1回	50.0%	b	【会議】 第1回 令和7年9月2日 再犯防止推進会議を対面開催し、再犯防止推進計画の令和6年度評価まとめを行った。	再犯防止推進会議は、1回の開催となり、市町村のオブザーバー出席や、取組事例の共有を行った。引き続き、国や民間の関係機関と市町村をつなぐ城内のネットワーク構築の方法について検討していくとともに、令和8年度は2回の開催を見込み、再犯防止推進計画の進行管理を、より効果的に努めていく必要がある。
222	支援策 2 4	更生保護事業への支援	更生保護法人が実施する更生保護事業に対して支援することにより、犯罪や非行のない社会を目指すとともに、地域福祉の推進を図る。	県更生保護協会による「社会を明るくする運動」や更生保護施設の運営費に対して支援する。	地域福祉課 地域福祉G	成果	県民ニーズ調査における生活満足度のうち「犯罪や交通事故がなく安全で安心して暮らせること」について、「満たされている」との回答の割合を30%以上にする。		30%	27.70%	92.3%	a	県更生保護協会への補助及び更生保護法人川崎自立会、更生保護法人まこと寮、更生保護法人報徳更生寮の運営費に対する補助を行った。また、更生保護活動の一環として法務省が主唱し展開する全国的な運動「社会を明るくする運動」への支援（作文コンテスト参加賞購入等）を行った。再犯防止啓発月間の7月には、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボル「幸福の黄色い羽根」をイメージした黄色のライトで本庁舎のライトアップを行った。	引き続き、更生保護法人が実施する更生保護事業に対して支援することにより、犯罪や非行のない社会を目指すとともに、地域福祉の推進を図る。 また、地域における「社会を明るくする運動」の街頭キャンペーン活動に対する更生保護事業・活動に関する広報・啓発について、SNSや県のたより等の各種媒体を積極的に活用し、発信することで広く県民への周知を図りたい。
223	支援策 2 4	刑務所出所者等就労支援事業（定着支援）	民間事業者のノウハウを活用しながら、国等関係機関と協力して継続的かつきめ細かな定着支援を行い、刑務所出所者等の円滑かつ健全な社会復帰を推進する。	刑務所出所者等（保護観察の対象者及び更生緊急保護の対象者）で、国（横浜保護観察所）の就労支援により就労した者のうち、就労経験の不足等の理由で定着の支援が必要であると判断した者及びその事業主に継続的かつきめ細かな支援を行う。	雇用労政課	その他の実績	国の就労支援により就職した刑務所出所者等及び雇用主の状況や悩みに応じたきめ細かな定着支援の実施	当該事業は、国の就労支援により就職した刑務所出所者等を対象としており、国の動向により、その事業規模が変化する可能性があるため					刑務所出所者等就労支援事業では、刑務所出所者等及び雇用主の状況や悩みに応じた職場定着支援を実施することにより、刑務所出所者等の円滑な社会復帰を推進した。	刑務所出所者等就労支援事業は、国の就労支援を受けて就職した刑務所出所者等や雇用主を対象に、定着支援を実施しており、また、支援対象が刑務所出所者等という特殊性からも、国の就労支援事業を受託した事業者に、本県が委託して実施しているものである。そのため、支援対象者との信頼関係を構築しやすく、効果的に事業を実施していくことが可能となっている。
224	支援策 2 4	保護観察対象者の就労支援	保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、神奈川県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用し、民間企業等への就労へと繋げていく取組	保護観察対象となっている未成年者等について、就労が非常に困難な状況にあること等を踏まえ、県が非常勤職員として雇用	人事課	その他の実績	神奈川県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用	県保護司会連合会からの推薦を前提としており、県が主体的に取組（雇用）を推進できる仕組みではないことなどから、成果指標の設定は馴染まないため。					神奈川県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。	県が率先して保護観察対象者を雇用することで、民間企業における雇用をより一層促進
225	支援策 2 4	協力雇用主の入札参加資格認定における優遇措置	国は、前歴があるという事情を理解した上で雇用する意思のある民間事業主を「協力雇用主」として、その開拓や活動の促進に向けた支援を行っており、県内では平成30年4月現在で469人が登録しているが、実際に出所者等を雇用している協力雇用主は43人に止まっているのが現状であることから、刑務所出所者等を雇用している協力雇用主に対し、入札参加資格認定の優遇措置を導入し、刑務所出所者等の雇用を促進する。	協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、平成31・32年度の入札参加資格審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行う。	雇用労政課、建設業課、調達課	その他の実績							刑務所出所者等の雇用の促進を図るためのインセンティブとして、協力雇用主に対する入札参加資格認定の優遇措置を実施した。	今後も協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進する必要があり、引き続き、協力雇用主に対し、入札参加資格の優遇措置を実施する。